

# 自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.12

2013年10月

## 安倍政権と地方行財政改革の行方

自治研センター講演会から



史跡上総国分尼寺跡復元建物・燈籠（市原市）

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号  
千葉県教育会館別館 3階（教職員福祉会館）

TEL.043-225-0020

# 自治研ちば

vol.12 2013.10

|   |                                  |    |
|---|----------------------------------|----|
| • 巻頭言 .....   | 副理事長 高橋 秀雄                       | 2  |
| • 自治研センター第5回定期総会記念講演会<br>安倍政権と地方行財政改革の行方<br>(公社)神奈川県地方自治研究センター 理事長 (神奈川大学法学部講師) 上林 得郎 |                                  | 3  |
| • 連載：数字で掴む自治体の姿<br>《番外編 その2》県内各町村の財政健全化に係る指標<br>.....                                 | 理事長 (法政大学法学部教授) 宮崎 伸光            | 23 |
| • 連載①：自治体政策形成のキーワード<br>.....  | 主任研究員 (法政大学大学院公共政策研究科客員准教授) 申 龍徹 | 29 |
| • 公共の担い手 公益財団法人 ちば県民保健予防財団<br>.....   | ちば県民保健予防財団労働組合 書記長 石井なおみ         | 38 |
| • シリーズ千葉の地域紹介<br>市原市 未来へ向けて 夢発信 いちはら<br>.....   | 市原市職員労働組合 須藤 和人                  | 40 |
| • 県議会報告 人間らしく生きぬける県政を<br>.....  | 千葉県議会議員 (流山市選出) 小宮 清子            | 43 |
| • 市議会報告 ペット問題への取組み<br>.....   | 市川市議会議員 石原よしのり                   | 46 |
| • 私たちの責務は語り継いでいくこと<br>— 東日本大震災体験職員等アンケートを実施 —<br>.....                                | 銚子市役所職員労働組合 大網 裕弥                | 50 |
| • 新聞の切り抜き記事から .....   | 研究員 鶴岡 美宏                        | 53 |
| • 今期の入手資料 .....   | 編集部                              | 57 |
| • 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要 (会員募集) .....  |                                  | 58 |
| • 編集後記 .....  | 事務局長 宮原 一夫                       | 59 |

千葉県地方自治研究センター 副理事長 高橋 秀雄



当研究センターが一般社団法人として設立されてから間もなく4年が経とうとしています。6月に定期総会を開催し、結成以来務めた事務局長を退任し、新たに副理事長の任に着きましたので、この機会に結成後の3年半を振り返り、今後の自治研センターの方向性について述べてみます。

何の前触れもなく、あれほど健康に自信を持って活躍していた井下田猛理事長が急逝し、当自治研センターに関係するすべてのひとが驚き、落胆しました。地方自治を研究し情報発信する当センターは、井下田前理事長の誠実なキャラクターもあり、ようやく県内に市民権を得始めたところでした。「自治研ちば」の発行、講演会の開催、「医療と少子化対策」に関する研究成果の発表などで、自治研センターとは何かの姿が見え始めてきたのかなと自負してきた矢先の不幸でした。

幸いにも、6月の総会で新たに宮崎伸光先生(法政大学教授)が快く理事長のポストを引き受けていただき、新体制で第2期自治研センターがスタートしました。

当センターの会員登録して頂いている方は現在100人(団体も含め)を超えています。設立母体である労働組合だけでなく、地方議員、自治体職員、そのOB、さらに一般市民の方など、多くの方が会費を払って情報誌を購読し、講演会に参加していただいています。情報過多社会にあっても、手作りの情報発信に付き合っていていただけてまことに感謝に堪えません。

基本事業である講演会や情報誌の企画については、今自治体で何が起こり、問題になっているのかを中心に、議会改革、巨大地震、大阪都構想、

夕張市の財政破綻、非正規公務員などを取り上げてきました。いずれも、地方自治に関わる人たちにとって避けては通れない課題であると考えました。

また、当センターの基本目標である公共サービスの充実に関する研究も喫緊の課題です。福祉、医療については当センター理事の結城康博先生(淑徳大学)を中心にした研究会を発足させ、破綻しかかっている県内の緊急医療を中心に医療環境と子育てについての関係について研究成果をまとめることができました。研究会には地元の医師、研究者、地方議員など多くのかたに参加していただき、「医療なくして子育てできず」の表題で報告書が出版できました。

4年の間に民主党による政権交代と自公による再政権交代と目まぐるしく政治の世界は動きました。しかし、地方自治体をめぐる状況は地方分権の時代と言われた一時の動きはどこにいったのか、むしろ中央集権がまた息を吹き返したかのよう感じられます。

さて、当センターの今後の方向性です。宮崎理事長の新体制では、法政大学、自治総研時代の後輩でもある、申 龍徹氏を主任研究員に迎えて、視点をグローバルに据え、OECD、東アジアの中での日本と千葉の地方自治を比較、さらに県内の公共サービス比較(井下田先生の生前からの念願でもありました。)などを研究課題にして、地方自治の復権について研究します。現場からの手作りの声による情報発信に今後も期待してください。

自治研センター第5回定期総会記念講演会

# 安倍政権と 地方行財政改革の行方

2013年6月15日収録



(公社)神奈川県地方自治研究センター 理事長

上林得郎

(神奈川大学法学部講師)

神奈川県地方自治研究センターの上林と申します。

自己紹介になりますが、30年以上も前になりますが、当時の横浜市長だった飛鳥田さんが市長を辞めて社会党委員長になりましたが、私もその時まで横浜市の職員でした。飛鳥田さんが辞めるから退職したわけではありませんが、たまたまその時期を同じくして、神奈川で自治研センターを立ち上げるといった話がありました。

「市役所を辞めておまえは専従になれ」と言った当時の自治労県本部書記長がおりました。ご存知の方もいるかもしれませんが、自治労本部の副委員長をやった高野博司という私の先輩です。真面目な市役所の職員だったという格好いいですが、労働運動ばかりやっていたこともあって、彼に口説かれて、この自治研センター創立の時から仕事をさせていただいています。

横浜市役所に20年も勤めないうちに退職して、いまの仕事の方はもう30年を過ぎますので、その方が長くなっています。どちらにしても地域での様々な活動について、いろいろな角度から好きなことをやらせていただいています。

今日は、『安倍政権と地方行財政改革の行方』というテーマを与えられました。レジメを用意しましたが、かなり専門的な用語が飛びかうことがあるので、それをできるだけ避ける意味で、少し細かく説明させていただくことがあります。そのために場合によっては、最後まで話が進まないうちに時間がきてしまうかもしれません。その際にご容赦いただきたいと思います。

## 地方財政計画から見えるもの

最初に「2013年度の地方財政計画から見えるもの」というテーマでお話をします。地方財政計画とは、あまり聞き及びのない方が多いと思います。地方の自治体の職員でも「言葉は聞いたことがあるが、中身はよく知らない」というケースが多くあります。

これは、地方財政のその年度の歳入歳出総額の見込み額を、総務省と財務省が協議をしながらつ

くりあげるもので、地方団体全体の財政見通しというのが地方財政計画になります。これは、地方交付税法に基づいて、作成することになっています。地方財政計画は、もう50年近くつくられてきたわけです。

地方財政計画を作成することはどういう意味を持つかということ、地方の財源を保障するという役割を持っています。地方全体のその年の財政の見通しを立てますが、その見通しを立てることによって、地方の財源を保障する役割を持つわけです。その財源保障の役割を果たすのは何かというと、地方交付税という制度です。

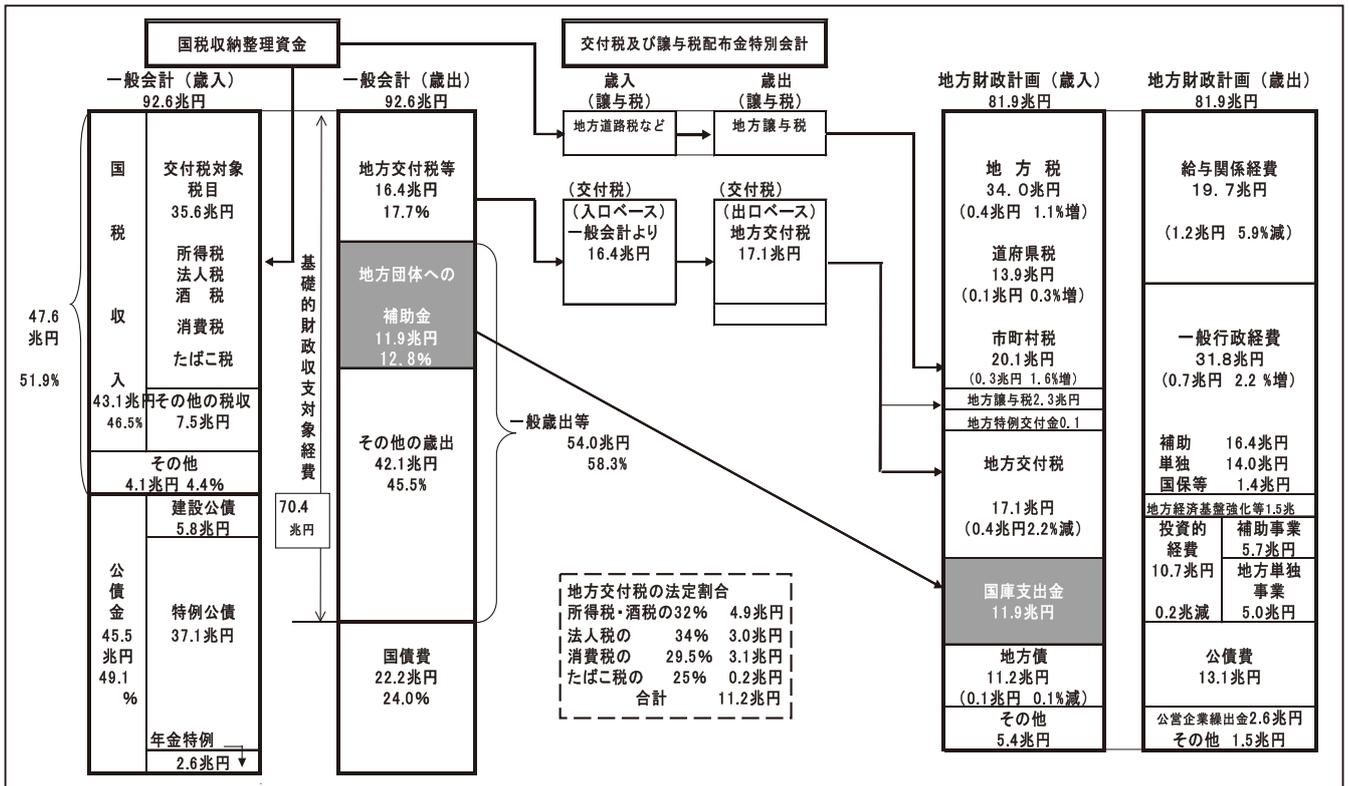
地方自治体はいま、都道府県・市町村それから東京23区を入れて1,800弱ですが、個々の自治体にとっての財政力は、それぞれ地域の税収の差により非常に違いがあります。財政力の差があっても、全国で標準的な行政サービスを提供できるように、税収の少ないところには地方交付税を多く、税収の多いところには地方交付税を少なくという具合に、財源となる税収をいったん国にあげて再配分をすることで、地方に財源を均等化させて、財政調整をする役割を持つのが地方交付税制度です。

年度が始まるのは4月からですので、その前年の12月に大枠を国で決めるのが恒例で、計画そのものが正式に決まるのは1月の末から2月の初旬になっています。つまり、地方交付税を決めるということは、地方の財源を保障すると同時に、地方の財政調整をする役割を持つわけで、その地方交付税との関わりにおいて地方財源の保障を行っているのが地方財政計画になります。

大学の講義で地方財政論の話をする時と地方交付税の話だけで、大体2コマか3コマぐらいかかるほどで、非常に細かい話になります。しかし、基本としては、全国の都道府県・市町村の財政力の違いを調整するために、国税5税（所得税、法人税、酒税、たばこ税、それから消費税）の一定割合を原資として、地方交付税法に基づいて地方自治体に配分するということです。

図表1は、「国の予算と地方財政計画との関係」を見たものです。左側にあるのが国の予算ですが、

図表1 国の予算と地方財政計画との関係 (2013年/平成25年度)



出所：講師作成資料

今年度は総額92.6兆円で歳入と歳出と分かれています。そのうち国税収入が43.1兆円あります。

図表1の真ん中の下段の点線枠囲みに「地方交付税の法定割合」が書いてありますが、国税43兆円のうちの細かい数字は別にして、所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%を地方交付税の財源として用意しています。これを地方交付税の法定割合と言います。全国の自治体に財政力（税収など）がどのくらいあるのかをはかって、その自治体でどれだけ財源が必要なのかという基準財政需要額、要するに必要な経費をはかって、税収では足りない分を地方交付税で補うことになります。

図表の網掛け部分が、国の歳入として入ってくる所得税、法人税、酒税、たばこ税と消費税で、法律で決められた一定割合を地方交付税として出すこととなりますが、この法定割合よりもかなり多くの金額が出ています。法定割合だけでいうと11.2兆円ですが、実際にはそれ以上の17.1兆円を地方交付税で配っているということです。

どうしてそうなるのかというと、全国の自治体の需要額、必要な経費を見積もると、とてもこ

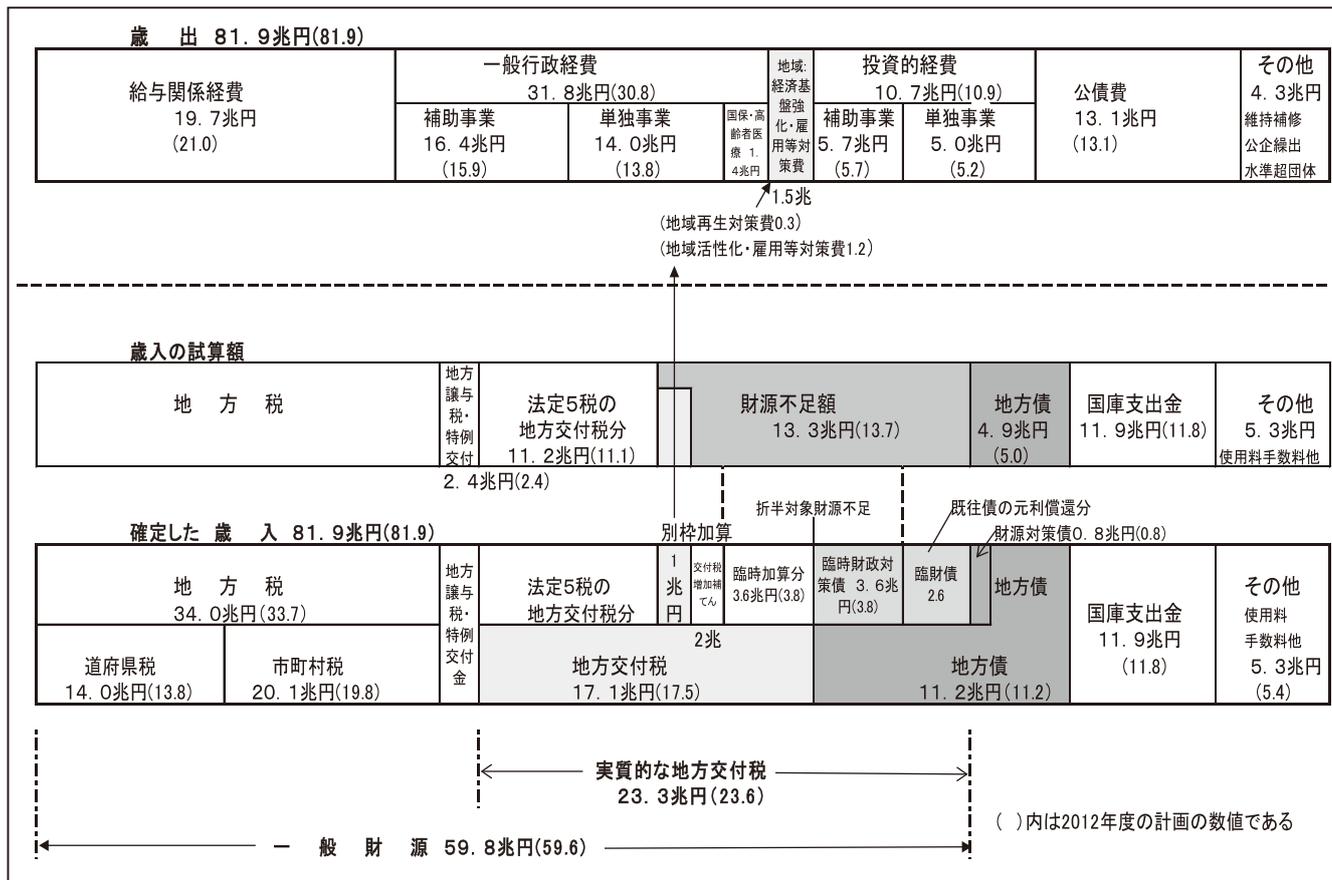
の11.2兆円では足りなくなるのです。したがって、足りない分については原則的に国と地方が折半をしながら負担して、一緒にして配るというルールを作っているところです。最初のところは非常にややこしいところで、少し小さくなって恐縮ですが、図表2をご覧ください。

## 出づるを量りて、入るを制す

「入るを量りて、出づるを制す」とよく言いますが、普通は、入ってくるお金を見ながら、出ていくお金を調整します。家計はまさにそうですが、入るお金の中から使っていきます。しかし、国の財政は逆で、まず「出づるを量りて」ということで、出ていくお金をまず決めるということです。それによっていくら財源が必要なのかをまずはかって、足りなければ足りない分を調達するというやり方です。

今年度は、給与関係の費用、一般行政関係の費用、投資の費用、借金の返済である公債費等の必要な経費を全部集めると、大体81.9兆円になると見積もるわけです。見積もった額のお金を実際に

図表2 2013年度地方財政計画（地方財政対策）のイメージ図



出所：講師作成資料

う用意をするかということ、図2の中段になります。地方に入ってくる地方税34兆円、地方譲与税と地方特例交付金が2.4兆円、先ほど言った地方交付税の法定分は、法律で決まった5つの税の一定割合で11.2兆円です。それから、地方が借金をする地方債4.9兆円。そして後ほど話題になる国からの補助金の国庫支出金が11.9兆円。その他の収入として、手数料や使用料等が5.3兆円あります。それらを合わせると68.6兆円で、この出ていく方と入ってくる方で、入ってくる方が足りなくなるわけで、不足額が13.3兆円となっています。

13兆円ものお金が足りなくなりますが、それを埋め合わせるのが地方財政対策といわれるもので、どう埋め合わせるのかということで、毎年財務省と総務省が激論を闘わせながら金の取り合いをしているのが実態です。

実際にどうなったかということ、1番下の中央のところに、小さい字で別枠加算1兆円と書いてあります。2008年にリーマン・ショックがあり、地方財政が非常に苦しくなることが見込まれたので、

この1兆円が別枠で加算されました。あとは、原則的に国と地方が折半で足りない分を負担するということです。

国の一般会計で半分と、半分は地方の負担分として地方は借金をして賄うことにするわけです。地方交付税の代わりに、地方が借金をするのが臨時財政対策債です。地方も借金をしますが、実は、国も借金（国債）して地方に配るのです。このように13.3兆円の埋め合わせをして、地方財政計画全体をつくりあげる仕掛けがあります。

この話は、本当にややこしい話で、財政講座をやりますと、大体この話でほとんど半分ぐらいは終わってしまいます。たとえば、神奈川県は比較的交付税をもらっていない団体が多いので、この話をしてもほとんど興味を持ってくれなかったのです。

ところが、圧倒的に多くの自治体は、変な言い方ですが、地方交付税で食っている状況です。税収は必要経費の半分もないところが多く、地方交付税が入ってこないと実際にやりくりが取れない

状況にあります。地方の財政講座へ行くと、非常に熱心に聞いていただけますが、神奈川県内ではなかなか聞いてくれません。

神奈川県には35の市町村がありますが、いままでは半分の16ぐらいは地方交付税をもらっていませんでしたが、この2、3年でさすがに苦しくなりまして、交付税をもらっていないのは6団体だけになりました。苦しくなるとやっと気がついたのか、去年あたりから一生懸命聞いてくれるようになりました。

この話は何回もしていますが、地方財政の講座の入口のところでは、必ずやることになっています。今日も初めてお聞きになる方もいるということで、その原則的なお話を先にさせていただきます。

では、そういう仕組みになっていることを前提に、地方財政計画はどう決めていくのかというと、毎年、出ていく費用を積算するわけです。給与の関係がいくらかかるのかとか、一般行政費はいくらかというように計算します。

日本の地方自治体は、世界中で一番たくさん仕事を抱えているとっていいくらいで、全国どこでも同じ仕事を人口の多い少ないに関わらずやっている、世界的にも極めて珍しい国であると思っています。一般行政費はそのたくさん仕事のうち、一般行政に関わる仕事が必要な経費ということです。

それから、道路をつくったり、橋を架けたり、学校をつくったり、建物を建てたりという投資的経費があります。また、いままで借金をして建物を建てたりしていますので、その借金を返すのが公債費になります。それらをそれぞれ見積もって、この見積もったものを計上するのが、原則的な建前になっています。

ところが、昨年12月の総選挙の結果、安倍政権に政権交代いたしました。政権交代をしましたが、代わった政権がすぐに地方交付税制度そのものに手を入れることは、一般的には全く無かったわけです。民主党に代わった時ももちろんやりませんでしたし、普通はやらないものです。

## 給与の7.8%削減を決め、地方に押し付け

しかし、安倍政権は何を間違えたのか、地方財政計画を立てる総務省と財務省が協議をしている最中に、国が地方公務員の給与を国家公務員並みに7.8%削減することをまず決めました。国家公務員の給与の引き下げは民主党政権の時代ですが、昨年の2月に復興財源に充てるためということで、2年間に限って国家公務員の給与を7.8%削減するという、国家公務員給与法の暫定的な減額の法律が通りました。

地方自治体の給与は地方自治体の条例によって定めるものですから、条例が決まらない限り支給はできないし、また条例によらなければ変えることはできないわけです。それにも関わらず、この安倍政権がまずやったことは、国家公務員なみに地方公務員の給与を削減することを押しつけてきたことです。当時の財務省・財政審議会の議論を聞くと、その全貌が明らかになってくるのですが、理由は以下のこのようです。

2013年度の地方財政計画によると、地方の人件費は給与関係経費とありますが、約17兆8,000億円です。図表3に少し細かい字で一覧表が出ています。2012年度のところをご覧くださいと、歳出の方で、給与関係経費の項目の給与費関係経費が20兆9,000億円となっているわけで、割合にすると25.4%ですから、地方財政計画の4分の1が給与関係費になります。

「この給与関係経費の大きいことが地方の経費の増大を招いている。特に地方交付税をほとんど給与に充てているような自治体もあり、これはけしからんことではないか」というようなことを、まず言うわけです。

先ほど話しましたように、国家公務員は震災復興のために7.8%の給与を引下げたわけです。引下げた後の水準と現在の地方公務員の水準とを比べ、国を100として地方のラスパイレス指数がいくらになるのかを試算します。昨年、確か民主党政権時代の秋頃に、財務省が発表しました。

毎年4月に地方公務員給与実態調査を行い、全

図表3 地方財政計画 歳入歳出 3年間の推移

単位: 億円、%

| 歳入             | 2011(H23)年度 |          |        |       | 2012(H24)年度 |         |        |      | 2013(H25)年度 |         |       |       |
|----------------|-------------|----------|--------|-------|-------------|---------|--------|------|-------------|---------|-------|-------|
|                | 金額          | 増減額      | 増減率%   | 構成比%  | 金額          | 増減額     | 増減率%   | 構成比% | 金額          | 増減額     | 増減率%  | 構成比%  |
| a 地方税          | 334,037     | 8,941    | 2.8    | 40.5  | 336,569     | 2,532   | 0.8    | 40.8 | 340,175     | 3,606   | 1.1   | 41.5  |
| b 地方譲与税        | 21,749      | 2,578    | 13.4   | 2.6   | 22,615      | 866     | 4.0    | 2.7  | 23,470      | 855     | 3.8   | 2.9   |
| c 地方特例交付金等     | 3,877       | 45       | 1.2    | 0.5   | 1,275       | △ 2,602 | △ 67.1 | 0.2  | 1,255       | △ 20    | △ 1.6 | 0.2   |
| d 地方交付税        | 173,734     | 4,799    | 2.8    | 21.1  | 174,545     | 811     | 0.5    | 21.2 | 170,624     | △ 3,921 | △ 2.2 | 20.8  |
| e 国庫支出金        | 121,745     | 6,082    | 5.3    | 14.8  | 117,604     | △ 4,141 | △ 3.4  | 14.3 | 118,503     | 899     | 0.8   | 14.5  |
| f 地方債          | 114,772     | △ 20,167 | △ 14.9 | 13.9  | 111,654     | △ 3,118 | △ 2.7  | 13.5 | 111,517     | △ 137   | △ 0.1 | 13.6  |
| g 地方債          | 53,179      | △ 4,661  | △ 8.1  | 6.4   | 50,321      | △ 2,858 | △ 5.4  | 6.1  | 49,385      | △ 936   | △ 1.9 | 6.0   |
| h 臨時財政対策債      | 61,593      | △ 15,476 | △ 20.1 | 7.5   | 61,333      | △ 260   | △ 0.4  | 7.4  | 62,132      | 799     | 1.3   | 7.6   |
| l 使用料手数料       | 14,279      | 1,153    | 8.8    | 1.7   | 14,037      | △ 242   | △ 1.7  | 1.7  | 13,888      | △ 149   | △ 1.1 | 1.7   |
| j 雑収入          | 40,861      | 355      | 0.9    | 5.0   | 40,444      | △ 417   | △ 1.0  | 4.9  | 39,852      | △ 592   | △ 1.5 | 4.9   |
| k 合計           | 825,054     | 3,786    | 0.5    | 100.0 | 818,647     | △ 6,407 | △ 0.8  | 99.2 | 819,284     | 637     | 0.1   | 100.0 |
| 一般財源(a~d+h)    | 594,990     | 887      | 0.1    | 72.1  | 596,241     | 1,251   | 0.2    | 72.3 | 597,656     | 1,415   | 0     | 72.9  |
| 実質的な地方交付税(d+h) | 235,327     | △ 10,677 | △ 4.3  | 28.5  | 235,878     | 551     | 0.2    | 28.6 | 232,756     | △ 3,122 | △ 1   | 28.4  |

| 歳出               | 2011(H23)年度 |          |        |       | 2012(H24)年度 |         |         |      | 2013(H25)年度 |          |       |       |
|------------------|-------------|----------|--------|-------|-------------|---------|---------|------|-------------|----------|-------|-------|
|                  | 金額          | 増減額      | 増減率%   | 構成比%  | 金額          | 増減額     | 増減率%    | 構成比% | 金額          | 増減額      | 増減率%  | 構成比%  |
| l 給与関係経費         | 212,694     | △ 4,170  | △ 1.9  | 25.8  | 209,760     | △ 2,934 | △ 1.4   | 25.4 | 197,479     | △ 12,281 | △ 5.9 | 24.1  |
| 給与費              | 189,340     | 5,408    | 2.9    | 22.9  | 187,154     | △ 2,186 | △ 1.2   | 22.7 | 177,691     | △ 9,463  | △ 5.1 | 21.7  |
| m 一般行政経費         | 308,226     | 13,895   | 4.7    | 37.4  | 311,406     | 3,180   | 1.0     | 37.7 | 318,257     | 6,851    | 2.2   | 38.8  |
| n 一般(補助)         | 157,481     | 13,168   | 9.1    | 19.1  | 158,820     | 1,339   | 0.9     | 19.2 | 163,919     | 5,099    | 3.2   | 20.0  |
| o 一般(単独)         | 138,601     | 316      | 0.2    | 16.8  | 138,095     | △ 506   | △ 0.4   | 16.7 | 139,993     | 1,898    | 1.4   | 17.1  |
| p 国保高齢医療等        | 12,144      | 411      | 3.5    | 1.5   | 14,491      | 2,347   | 19.3    | 1.8  | 14,345      | △ 146    | △ 1.0 | 1.8   |
| q 地方再生対策費        | 3,000       | △ 1,000  | △ 25.0 | 0.4   |             | △ 3,000 | △ 100.0 | 0.0  |             |          |       |       |
| r 地域経済基盤強化・雇用等   | 12,000      | 12,000   | 皆増     | 1.5   | 14,950      | △ 50    |         | 1.8  | 14,950      | 0        | 0.0   | 1.8   |
| t 投資的経費          | 113,032     | △ 6,042  | △ 5.1  | 13.7  | 108,984     | △ 4,048 | △ 3.6   | 13.2 | 106,698     | △ 2,286  | △ 2.1 | 13.0  |
| u 投資(直轄・補助)      | 59,474      | 9,083    | 18.0   | 7.2   | 57,354      | △ 2,120 | △ 3.6   | 7.0  | 56,668      | △ 686    | △ 1.2 | 6.9   |
| v 投資(単独)         | 53,558      | △ 15,125 | △ 22.0 | 6.5   | 51,630      | △ 1,928 | △ 3.6   | 6.3  | 50,030      | △ 1,600  | △ 3.1 | 6.1   |
| w 公債費            | 132,423     | △ 1,602  | △ 1.2  | 16.0  | 130,790     | △ 1,633 | △ 1.2   | 15.8 | 131,078     | 288      | 0.2   | 16.0  |
| x 維持補修費          | 9,612       | -51      | △ 0.5  | 1.2   | 9,667       | 55      | 0.6     | 1.2  | 9,889       | 222      | 2.3   | 1.2   |
| 給与の臨時特例対応費       |             |          |        |       |             |         |         |      | 7,550       | 7,550    | 皆増    | 0.9   |
| y 公営企業繰出金        | 26,867      | △ 94     | △ 0.3  | 3.3   | 26,590      | △ 277   | △ 1.0   | 3.2  | 25,753      | △ 837    | △ 3.1 | 3.1   |
| z うち企業債償還負担分     | 17,118      | △ 336    | △ 1.9  | 2.1   | 16,824      | △ 294   | △ 1.7   | 2.0  | 16,376      | △ 448    | △ 2.7 | 2.0   |
| aa 不交付団体水準超経費    | 7,200       | 700      | 10.8   | 0.9   | 6,500       | △ 700   | △ 9.7   | 0.8  | 7,500       | 1,000    | 15.4  | 0.9   |
| k 合計             | 825,054     | 3,786    | 0.5    | 100.0 | 818,647     | △ 6,407 | △ 0.8   | 99.2 | 819,154     | 507      | 0.1   | 100.0 |
| 地方一般歳出(k-w-z-aa) | 668,313     | 5,024    | 0.8    | 81.0  | 664,533     | △ 3,780 | △ 0.6   | 80.5 | 664,200     | △ 333    | △ 0.1 | 81.1  |

出所: 講師作成資料

国分を集めて秋ごろ発表するのですが、国と比べ地方が107.0になっているということです。要するに、7ポイント高いということを発表しました。国が7.8%下げましたから、その分地方が上がるのは当たり前のことです。

実際に、国がいままでどおりだと仮定して、いくらになるかということ、全体では98.9ポイントということです。要するに、100で割って、国よりも地方の方が、給与の安いことが公式の資料でも出ているわけです。国が下げたものだから、そ

の分地方が上がったように見えたというだけです。具体的な数字は手許にありますし、県内の自治体ごとに全部公表されていますので、必要があればお話したいと思います。

とにかく、国が引下げると、1年間に1.2兆円の財源が浮くというのが財政審議会の主張でした。そういう主張をもとに、財務省と総務省とがやりあいをしたわけです。本年4月から実施するという前提では、1.2兆円になりますが、7月から実施ということで、3カ月間はこれまでの給与のま

まで7月から引下げることになると、ここに書いてあるように、地方公務員の給与削減の費用として8,504億円の削減ができると、地方財政計画の中に盛り込んだのが事の発端です。

少しややこしいのですが、このうち一般財源では7,854億円になります。なぜこの数字に差が出るかというと、教員の給与については、3分の1が国庫負担金で国の補助金です。国の補助金も下げられますので、そのうち一般財源が減らされるのは、この金額になります。

地方で8,000億円も減らされるのは、もう大変な金額になるわけです。先ほど言いました給与関係経費20兆円ぐらいのうち約1兆円近くが無くなるのは、5%引下げるということで、金額としては大変な金額になるわけです。

## 給与を人質に地方交付税削減

これでは地方自治体がもたないというのと、もう一つは総務省と財務省との間で、リーマン・ショックの後、3年間は地方の一般財源総額を削らないと約束していますので、給与を減らすと地方の必要な経費が下がってしまいます。前の約束がありますから、3年前の旧証文を持ち出して、総務省もだいたい粘ったようです。

したがって、金額としてのつじつまを合わせるために、まず973億円の全国防災事業費（地方負担分）があります。これは、震災のために学校などを耐震構造に直すとか、トンネルの天井板崩落事故がありました、あれと同じように防災対策をする費用のうち地方負担分を国が出すというものです。

後ほど出てきますが、公共事業の場合、たとえば、10億円の事業を行う場合には、半分の5億円は国が補助金を出し、残りの半分を地方自治体が負担するのが一般的な補助事業のルールです。その負担を裏負担というわけで、国の補助の裏になる地方の負担分で、補助裏とも言っています。その負担もあまり多いと大変なので、この緊急の事業を行う場合に、その裏負担分として973億円があるというわけです。実際に緊急防災事業を行う

## 安倍政権と地方行財政改革

●千葉県地方自治研究センター



費用が4,550億円で、地域の防災力を強化するための事業費として地方単独事業でそれを支出してほしいという新しい事業をつくったわけです。

それともう一つ、地域の元気づくり事業費ですが、安倍政権は「元気づくり」という言葉が大好きなのです。あまりいい言葉だとは思いませんが、その事業費として3,000億円をつくりました。先ほどのラスパイレス指数と非常に関係が深いわけです。国と比べて、ラスパイレス指数がすでに国より低くなっているところには、元気づくり費用を100%あげるけれど、国より高いところは、この費用を出さないということです。

具体的には、今年の1月に閣議決定で、地域の元気づくり事業の算定としては、ラスパイレス指数で国より高いところと低いところがあれば、低いところにより多く配布するということが書いてあります。それから、平成5年から平成9年までの間を基準として、昨年までに職員数の削減が多ければこの事業費を多く交付するが、削減が少ないところはあまり支給しないというやり方です。簡単にいえば、国が勝手に決めたルールを地方に押しつけてきて、選別評価をするわけです。

本来は、地方交付税をこのようなことに使ってはいけません。地方交付税は一般財源の足りないところに交付して、全国どこでも同じサービスが提供できるようにすることが役割なわけです。そのための財源として、地方交付税制度があり、財源保障のために制度だということです。国庫補助金であれば国の言うとおりにやれば出すことが常にありますが、地方で自由に使える一般財源である地方交付税を勝手に国の補助金のごとく、自由に使える財源を国の基準で減らすのはけしからん

ということになります。

考えてみれば、「地方自治体の仕事は何か」と言えば、住民の暮らしを支えるための行政サービスを人の手によって提供するという事です。難しい言葉でいえば、対人サービスです。人によるサービスの提供ということによって、公共の福祉を守っていくのが地方自治体の大きな役割です。ですから、そのための費用を保障している財源を使って給与を下げるのは、いかがなものかということになります。

## 公務員給与引き下げと反対に 民間の給与引き上げを経団連に要請

一方で、国が地方公務員の給与を削減した半月後に、安倍さんが経団連の会長などに会って、何と言ったかという「民間企業の給料を上げてください」と言ったわけです。地方公務員の給与は実際には、地方の中小企業の人たちの給料の基準になっています。

経団連傘下の企業の給料を上げてくださと言いながら、地方公務員の給料を下げるとしたら、中小企業の給料は全く上がらないわけです。大企業だけが上がるのかという話になります。実際に、現在はそのような状況になっています。非常にけしからん話であり、逆コースといっても良いのではないかと考えています。つまり、地方交付税は補助金ではありませんから、補助金代わりに使うのはけしからん話になります。これが、今年の地方財政計画の一番ゆがんだ姿です。

いまから大体20年ぐらい前に、このラスパイレース指数を使って、国が地方公務員をいじめた時代がありました。給料が高くてラスパイレースが高いと、給料を減らさなければ、公共事業を行う時の借金である起債を認めないとしたわけです。

ラスパイレース騒動というものがあったわけですが、地方債の許可制があった時代で、地方は借金をしないと新しい学校を建てたり道路をつくったりできません。そのため、起債を許可してもらうため、渋々職員給与を下げたことがありました。地方行革のはしりということで、ちょうど中曽根

さんが内閣総理大臣の頃だったと思います。80年代の終わりの方です。それを彷彿させるような安倍政権のやり方ですから、中曽根さんと性格が似ているのかもしれませんが。

これが地方公務員の給与の削減ということですが。現実には、国が地方公務員の給与削減を希望することは言えても、強制することはできません。地方自治体の職員の給与は、条例によって定めるものです。それぞれの地方の議会が可決をして、初めて実施されるわけですから、いくら国が言ってもできません。

これまでは「通達行政」というのがあって、国が通達一本で様々な仕事を地方に指示してきた時代がありました。その通達行政が、2000年の地方分権改革により無くなったので、原則的に国は指導的な基準を指し示すことはあっても、通達によって強制することはできないのです。その場合には技術的な指導ですから、それに従うか従わないかは、自治体の自主的な判断によります。

民主党政権の時に国家公務員の給与を引き下げたわけですから、その時の通達がどうなっていたかという、「自治体においては、自主的にかつ適切に処理するよう期待します」という通知を出しています。だからこれは「自主的にやってくればいいんだよ」というように言ったわけです。

ところが、今度の安倍政権になってからは「自治体においては、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」という閣議決定の文書を添えて通知を出したのです。いかにも、強権政治を発揮する安倍さんらしいやり方だと思います。これによっていくつかの自治体は、これに従わざるを得なくなっている実状です。別に、強制的に減らされることはないのですが、とりあえず一時的に少し下げしておくかという判断した自治体もあるのです。

## 地方公務員の人件費は 10年間減りっぱなし

考えて見ると、地方公務員の人件費は、ここ10年間ぐらい減りっぱなしです。職員数も大幅に

減っているのです。私と同名の上林君という地方自治総合研究所の研究員が、『非正規公務員』という本を出しています。自治体の職員の中でもアルバイトを含めて3割近くが正規職員でなく非正規職員になっているという内容の本を出して、だいたい売れているようです。全く私とは血縁はないのですが、名前が同じなので、私は彼のことを「弟、弟」というように言っています。

そういう実態があります。ですから、すでに自治体が自主的に職員の削減措置を取っているにもかかわらず、これを強制するということは、非常にけしからんことではないかと考えています。

## 一括交付金の配付に代わり補助金が復活

もう一つ大きなことは、一括交付金の配付に代わって補助金が復活したということです。これもちょっとややこしい話ですが、国から地方へくる補助金は、約16兆円ぐらいです。一番大きいのは生活保護の2.7兆円で、教職員給与負担金は先ほど3分の1と言いましたが、約1.5兆円と非常に大きい金額です。それから、子ども手当を含めて福祉の関係負担金です。生活保護の場合は、3分の2を国が持ちます。その他は大体2分の1になるわけです。それらを含めて全部で16兆円という大まかな数字になるのです。

これら補助負担金は、国の補助基準に従って仕事をしなければならないのです。従わないと、場合によっては事業が終わった後に、補助金の返還を請求できるという補助金適正化法という法律に基づいて、補助金を返すことが求められることがあるような制度になっています。補助負担金によって、自治体を縛るということが行われているわけです。補助金は国が自治体をコントロールする道具の1つになっていたわけです。

いろいろと評判は悪かったようですが、民主党政権は補助金によって自治体を縛るというのは、地方分権には全くそぐわないもだとしました。したがって、いくつかの補助金を集めて、どういう事業でも使って良い形の使い勝手の良い補助金に直すということで、それを一括補助金と呼んでい

たわけです。

一括補助金というのは、昔の建設省、いまの国土交通省が最初に始めたのです。それまでは、道路は道路、治水は治水、海岸は海岸というような事業ごとに、それぞれ国の省庁各局ごとに、別々に補助金が出ていたのです。

それぞれ自治体はそれぞれの県を通して、各局に行って補助金が付くようお願いをする形でした。それが陳情合戦だったわけです。そういう時代を経て、2009年の政権交代のあとの2010年の制度は、まず社会資本整備の補助金を一本化することでした。完全に一本化するわけではなく、ジャンルごとに一括りにしたということです。

2011年には、それをさらに進めて、地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金という二つの大括りの枠に直して、さらに2012年には都道府県の枠を広め、政令指定都市の分を新たに加えました。

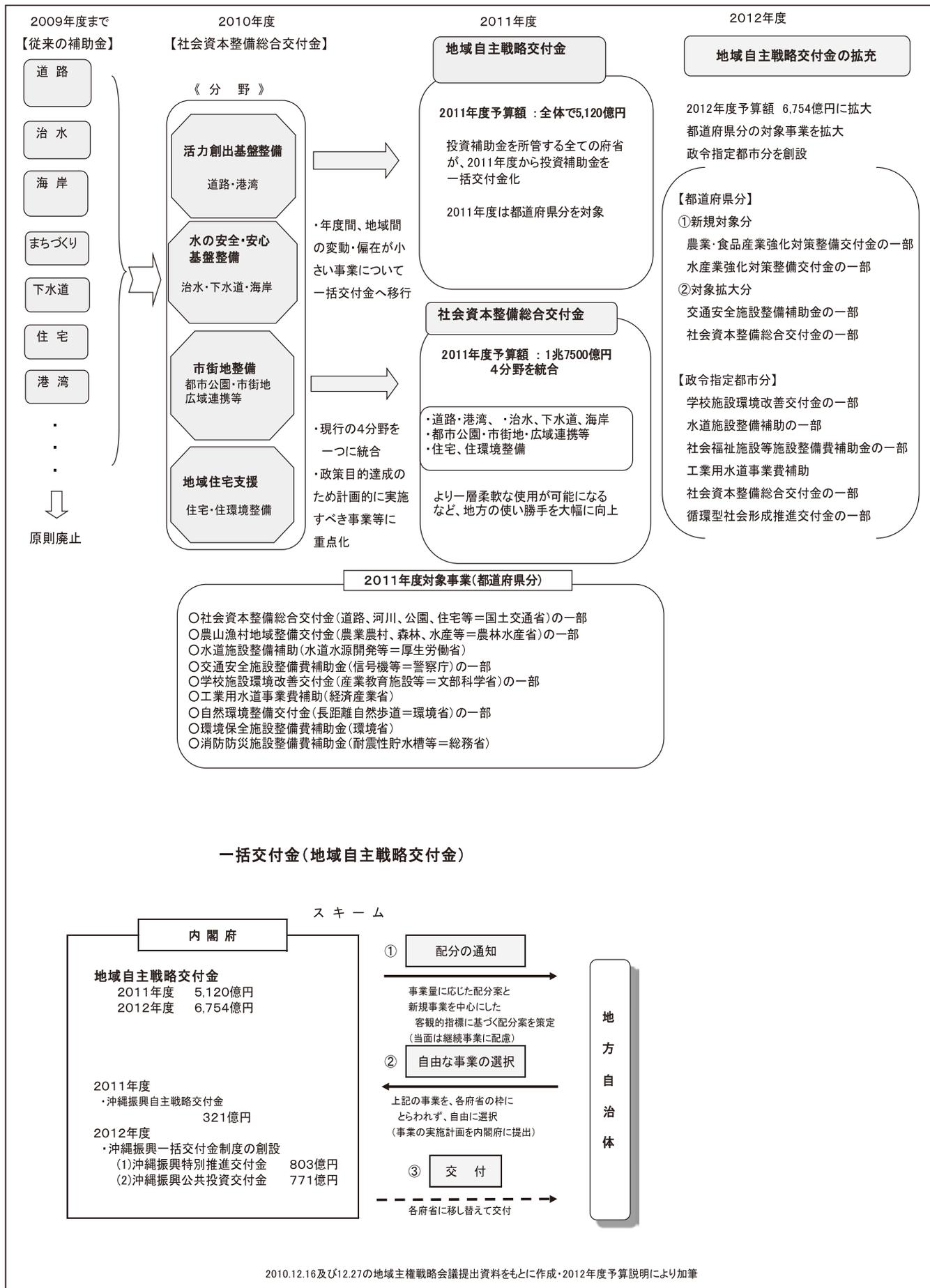
普通の市町村は、大括りにやっても事業の数が年により非常にばらばらですから、なかなか一括交付金に馴染まないということで、対象外になりました。この年でいうと、総額約6,754億円という金額を一括交付金にしたのです。これは非常に成果だというように、私どもは思っています。地方財政のプロの中では評判が良かったわけです。

これにもいろいろと落とし話があるのです。イライラするので有名なイラ菅さんが総理大臣で2011年の予算を決める時の話です。各省が自分のところの補助金は「絶対に手放さない」と言って懐にしまい込んでいたのを、菅さんが一喝をしました。例のTBSのサンデーモーニングの「喝」と同じように一喝をくらわして、とにかくここまで金額を引き上げてきたと言うのです。だから「てへん」の「一括」ではなくて、違う方の「喝」と自分のブログに書いてあったそうです。

一括交付金はそういう経過もあって、ここまで拡大してきたのです。しかし、安倍政権がいても簡単にこれを廃止しました。廃止して元の木阿弥となって、各省庁の部局ごとに補助金を配るという形に戻ってしまいました。

もともと一番大きいのは、教育と福祉の関係の補助金です。しかし、これらの負担金は一括に馴

図表4 一括交付金化への対応（社会資本整備統合交付金から地域自主戦略交付金へ）



染まないという理由で、最初から外してしまったので、金額はなかなか大きくならなかったのです。とりあえず補助金一括法はできたのですが、残念ながらそういう経緯で、地方の自主性が尊重されなくなりました。要するに、補助金を貰うために陳情しなくてはいけなくなる状況が復活し、ひも付きになったということです。

## 地方税の自動車取得税を廃止

あまり大きな問題にはなっていませんでしたが、地方の都道府県税として、自動車を買った時に自動車取得税という税金がかかります。自動車に関係する税金は非常にたくさんあります。8種類ぐらいあって、いちいち覚え切れませんが、そのうちの一つです。総額2,000億円の財源を、地方に相談もなく、全く関係なく、消費税が10%に増額する再来年の10月以降この2,000億円を廃止するというのです。

これは、今年の話ではないので、すぐには影響しませんが、2015年10月以降に廃止されるということです。地方の財源を国が一方的に無くすということは、大いに問題があるのでないかと考えています。

あれこれ見てまいりますと、安倍政権になって地方分権が進むかという点に関しては、全く否定的な見解を述べざるを得ないと思います。地方分権改革推進本部は安倍さんが本部長になってつくりましたが、これは民主党政権時代の地域主権改革会議を廃止してつくったものです。これをもとに地方分権改革有識者会議を設置して議論していますが、この会議は全く公開されていません。一生懸命調べていますが、全然出てきません。

地方自治の専門新聞があるのですが、その「自治日報」によると、今年の9月以降に、第3次一括法という法律を国会に提出して、国が法律で義務付けしたり、枠づけしているものの廃止を促進すると言われていました。これは民主党政権の時代から行われてきました。100項目ぐらいの事項について、計画を作らなくてはいけないとか、基準はこうしなさいと言って、国が様々な30本ぐらい

の法律で縛っていたものを、その基準を外すとか緩めるとか、地方の条例で決めるというように緩め、地方の自由度を高める改革であったわけです。

これについては、もともとは安倍さんが第一期政権の時代に、地方分権改革推進委員会をつくり、そこから「義務付け・枠付けの廃止をする」という提言が出されたわけです。提言が出された直後に政権交代になりましたが、それを引き継いで、民主党政権はこの提言があったもののうち半分ぐらいは、法律を直して「義務付け、枠付け廃止」の一括法として出してきました。これは補助金一括法と同じように、かなりの力業であったとこの業界ではちょっと高く評価をされています。

第三次一括法については本当にどうなっているのか、全く見通しが立たないような状況です。神野直彦さんが会長で、この有識者会議をやっていますが、どういうものが出てくるのか全くわからない状況です。安倍さんの通常国会の施政方針演説の時には、地方分権、地方自治についての発言は5行ぐらいしか書いてないわけですから、あまり意識がないのではないかと考えています。

## 安倍政権で地方分権は望み薄

官僚も分権疲れしてしまったみたいです。「補助金を一括にしろ」とか、いろいろなことを地方から言われているものですから、嫌になっているようです。安倍政権になって政権が安定すると、政権はやっぱり官僚の肩を持ちますし、官僚は自分たちの予算を補助金として持ち、それを使って地方を支配したいというようになるのは、当然のことだと思います。

権力が強くなればなるほど、そういう権力を集中する意欲は強くなるはずですが。それを考えると、やはり安倍政権の中での地方分権の推進は望みが薄いと考えざるを得ないのではないかと思います。地方財政計画を作成する過程でいろいろ見てきました。別に民主党を擁護するわけではないのですが、ここで民主党政権になって良かったことを、いくつか確認しておきたいと思います。

一つは子ども手当です。要するに「子どもは社

会が育てる」ということを打ち上げたのは、画期的なことだと思います。ところが「子どもは社会が育てる」ということを徹底して最後まで言えば良かったのに、最後に自民党・公明党に押されてしまい、所得制限を入れることになりました。これは残念なことでした。これも、3年前の参議院選挙で負けたことが原因です。

それから誇って良いことは、やはり高等学校の授業料の無償化です。公立の高等学校の場合、授業料は無料になりました。無料になった自治体の負担分はどうするかというと、国がその分を各県に「公立高校授業料不徴収交付金」として出しているのです。公立の高等学校のほとんどは県立で、一部の政令指定都市が高等学校を持っていますが、ほとんど県立ですから、その県に国の交付金が出ているのです。その交付金で授業料の肩代わりをしているということです。私学は一部にとどまり、全額無料にはなっていませんが、これは非常に誇るべきことだろうと思います。

もう一つ、国と地方との協議の場が法律で定められました。いままでは、地方に関係があることでも、国が勝手に決めるようなことが行われてきましたが、地方にとって大きな影響のあるものについては、法律で定めた協議の場で協議をしなくてはいけないことになりました。これは民主党政権の時にできて、10回以上の協議の場をもっていました。

自民党政権になってからの協議の場は2回です。1月に1回あって、給与の引き下げの問題についてここで少し話が出たようです。それから、6月に1回あっただけのようです。熱心に話し合おうという意気込みがないようですから、地方財政計画の策定の前後を含めて考えると、地方分権改革もおそらく進まないのではないかという感じを持っています。ここまでが、地方財政計画に絡む地方行政改革の行方になると思います。

## アベノミクスの今後

次は、“アベノミクス”と言われている、いまの経済政策についてです。地方にどのような影響を

与えるかということで、その行方がどうなのか、毎日のように新聞に報道されています。皆さんも非常に興味を持ってご覧になっていると思います。

繰り返しますが、3本の矢について、マスコミもはやしていますが「大胆な金融緩和」それから「機動的な財政政策（公共事業の増大）」というのは進行いたしました。レジュメには「民間投資を喚起する成長戦略」は策定中と書いてありますが、この原稿をつくった時には策定中でありました。実は昨日、閣議決定をいたしました。とりあえず決定はしましたが、実行はされていませんから、まだこれからの話です。

1本目の矢の「大胆な金融緩和」というのは「次元の異なる量的質的な金融緩和」ということで「次元の異なる」というのは、確か黒田日銀総裁が発言した言葉です。いま、マスコミは「異次元の金融緩和」というような表現をしています。正確には「次元の異なる」ということです。

どういうことかと言うと、少しややこしいのですが、日銀は公定歩合の金利を上げたり下げたりして金融の緩和や引き締めをするのが普通のルールです。しかし、すでに公定歩合は0%になってしまっているのですから、これ以上下げようがないわけです。したがって、日銀の持っているお金を市場に出すわけですが、市場に出す場合は、市中銀行の持っている債券を日銀が買い取るというやり方をします。そのことによって、お金を市中に流すということです。

白川日銀総裁の時代は、非常に慎重に金融緩和をやってきたわけです。ところが、黒田日銀総裁が就任して3%の経済成長とか、2%の物価上昇を目指すという目標を掲げ、「次元の異なる量的質的な緩和」ということで、従来の伝統的な手法ではない、非伝統的な経済手法によって金融を緩和したということです。

私は経済の専門家ではないですが、日銀の持っている発行券、つまりお札ですが日銀券発行残高と、日銀の持っている市中銀行の当座預金残高の合計をマネタリーベースと言うそうですが、これを大幅に増やす、つまり、銀行の持っている国債を日銀が買い上げて市中にお金をたくさん流し込

むというわけです。年間で60兆とか70兆とかを増やすということです。

あまり新聞には出ていませんが、昨年末の2012年末には、マネタリーベースで言うと全国に138兆円のお金が流れていたというわけです。それが3月末には159兆円に増えていったのです。今年の年末には、200兆円に増やし、さらに来年には270兆円に増やすというように、かなりのお金を市中に流すのです。そのことによって、お金をジャブジャブ使ってもらおうというわけです。

そうすると、当然金利が安くて自由に使えるようになると、いわば財政規律が緩んでくることとなります。我が国の予算を見ると49%が借金です。**図表1**を見ていただくとわかりますが、49%が国債ということで、国が新たな借金（国債）を発行することにより財政を賄っているわけです。

国債を発行する時はどうするかというと、市中銀行に大体買って貰います。一般の市民でも銀行から買えますが、銀行がシンジケートを持っているので市中銀行に引き受けて貰うのです。普通の市中銀行には国債がいっぱい貯まっているので、それを日銀が買い取るわけです。日銀が直接国から国債を買い取るのは禁止されていますから、市中銀行が買い取ります。

先ほどの60兆円や70兆円とかのお金を市中に流すということは、具体的に今年で言うと45兆円を国が銀行から借金するわけです。その借金のカタに国債を銀行が保有するのです。銀行が保有した国債は、日銀が全部吸い取ってしまうということです。いくら出しても、日銀がみな買ってくれることになれば、市中銀行はいくらだって買うわけです。これでは、財政規律なんて全く成り立たないこととなります。

これは非常に問題が多いのではないかという説もあり、エコノミストにより評価は真二つに分かれています。野口悠紀雄さんとかいろいろなたちは「これは、良くない」と言うし、またリフレ派と言われている学者たちは「大いにやるべきだ」ということで、2つに分かれています。

ここ数日間、株価や為替がどうなっているかですが、正確に言うと、昨年末に9,000円前後で

あった株価が今年になって上がり始め5月には1万5千円を超えましたが、5月23日に株価が暴落をしました。それに反転して、今まで下がりっぱなしだった円の価値も乱高下しています。

その売り方も、1秒間に1,000回という速度で売り買いできるコンピュータにかけて「下がったら売れ」「上がったなら買え」というシステムを組んでやるわけです。全く企業の経営実績と関係ないところで、まさに金融の暴走が始まっていますが、それでいいわけではないのです。エコノミストは、調整局面などと格好いいこと言っていますが、本当にそうなのかということです。

## 公共事業拡大の大型補正予算

もう一つは第二の矢で「機動的な財政政策」になりますが、10兆円に及ぶ大型の補正予算を組みました。補正予算は、主に震災の復興と民間の活力向上のための金融支援、そして地域活性化です。地域活性化は何かと言ったら、震災対策をするための公共事業の拡大のことで、約5兆円を計上しました。5兆円の公共事業拡大はどう行うかという、これにもまた、からくりがあります。

先ほども申し上げたように、公共事業を拡大するには、国が直接行うこともあります。4分の3以上は地方自治体が行います。特に、都道府県と大都市が中心になって行います。その場合には、国が半分補助金を出しますが、残りの半分は地方が負担するということです。

地方が負担するうちの一部分については、地方が借金をすることになりますが、地方がその借金を返済する時には、地方交付税を増加して返しますということです。正確に言うと、地方交付税の基準財政需要額に地方債の元利償還額を算入することによって、交付税を増やす交付税措置をします。

補正予算が発表されたのは、今年の1月です。1月に発表されても地方は年度途中で新たな負担をする話に実際に乗れません。ですから、この補正予算で地方が行う公共事業費の半分は現金で国の補助金を出す、残りの半分は地方が100%地方

債を発行してまかなうことにすると言うのです。

地方が借金するのは地方債ですから、元本と利子を付けて返さなくてはいけないのですが、返す時になったら、先ほど話をした地方交付税の需要額に算入するというので、必要な経費の中に入れて地方交付税を増やし、その自治体に回しますと言うのです。実質地方の負担はゼロで公共事業ができることになります。

補正予算でそのようなことを行いましたから、これを補正予算による地方債ということで、補正予算債と言っています。日本では1999年、ちょうど世紀末と言われた時代に、小渕内閣の時に同じ手法で行ったことがあります。1998年に山一証券や北海道拓殖銀行などがつぶれたりして、大変な時があったのです。その年の暮れに同じことを行って、自治体の借金を国が肩代わりしてでも、公共事業をやらせた経過があります。

同じことをまた今回も行ったわけです。地方自治体としては「あとで面倒みてくれるならいいや」ということがありましたが、もう一つには、地方自治体はいつも公共事業を行うための準備ができています。できています。国の補助金が付かないから執行しないでいるわけです。

公共事業を行う場合には、それぞれの地方が大体3年ぐらい前から計画を作り、「今年はこちら」「来年はこちら」という計画を立てます。都道府県や大都市ですから、国土交通省などと絶えず連絡を取り合いながら、それをやっているのです。

補助金が付くと「今年の事業はこちら」と補助金の箇所付けがなされるのですが、もう2012年度分は補助金の箇所付けが終わっていたのですが、新たに補正予算で補助金が付けばすぐできるような計画はできているわけです。だから、補助金がつくと分かればパッと飛びついて、食い付きます。残りは全額地方交付税で面倒を見てくれるので、あとは借金がなくて済むと思いますが、これが大きな議論になるのです。

というのは、地方交付税の総額がどんどん減っていけば、いくら需要額を増やしても総額が減らされているので、地方に戻って来るお金がそんな

にたくさんあるわけがありません。全額戻ってくると言うのは、少し甘いのではないかと私は考えています。

これと同じような手法は、市町村合併を推進する時にも使っています。合併特例債ということで、合併して、新しく市役所などの公共施設を建てる等の計画を立てたときには、その費用の95%は地方債でまかなえるということです。その合併特例債の返済金の70%は地方交付税で面倒をみるということをやって、市町村合併を推進させた事実があるわけです。これと同じようなことを、今度の補正予算でも行います。

先ほど言いましたが、今年の予算の中で人件費を削減して緊急防災事業をやるのも、まさにこれと同じ手法です。補助金はでるのですが、地方の負担を少しでも軽くして公共事業をさせる、つまり、公共事業を拡大することによって景気回復を図るのが、本来の目的なのです。

ところが、公共事業によってどれだけ経済に影響があるのかというと、これを経済学では波及効果と呼んでいます。要するに、100億円の金を使うと120億円くらいの効果があるということです。かつて、高度成長の時代では、100億使うとその2倍くらいの波及効果がありました。成長の時代はそういう効果があったのですが、全く成長が止まっている時代になってくると、波及効果はあまり無いということです。

## 国土強靱化基本法と公共事業の拡大

これに関連して、3本目の柱に入る前に、**図表5**の国土強靱化基本法にいきます。つまり、巨大地震が起きることは、予想されているわけです。例えば、西日本では、東海トラフとか西南海トラフとか、その辺で連続して起きることが予想されています。大体400兆円くらいの被害が出るのではないかとされています。

また、首都直下型ということで、まさに首都圏を狙い撃ちされることもあると言われています。首都圏では300兆円くらいの被害が起きるわけです。ですから、いまからその備えをしなければい

けません。その備えをするために、新しい公共事業の総合化・体系化を目指すのが、国土強靭化基本法ということです。

自民党というのは、さすがに土木屋が多いものですから、選挙で負けると、3.11以降すぐにそのための研究会をつくりました。自民党の国土強靭化対策本部をつくって、どのように進めるかを議論したようです。

二階俊博さんという、ご存知の方も多いでしょうが、小沢一郎さんの子分で、小沢さんと一緒に自民党を抜けて、自由党までずっと一緒にいた人です。自自公ということで、自民党と自由党と公明党が一緒になったのが1999年です。それまでは一緒だったのですが、2000年に小沢さんが連立政権から離れるといたった時に、自由党が分裂したのです。

その時に二階さんは、自民党に戻りました。正確に言うと保守党という新しい党をつくって、その後自民党に戻りました。だから、自民党の中にも、あまり出世の、見込みはなかったのですが、安倍さんの前の自民党総裁谷垣さんに頼まれて、国土強靭化総合調査会の会長になって、一生懸命手法を練ったようです。

去年の2月に基本構想がまとまったのですが、自民党としては、もう選挙前にこの構想を持っていたということです。これは自民党だけではなく、京都大学の藤井聡さんという教授が同じことを発想しており、藤井さんなどの指導に基づいて

図表5 国土強靭化基本法案の概要

| <b>国土強靭化基本法案 概要</b>                 |  |
|-------------------------------------|--|
| ～ 長期間にわたって持続可能な国家機能・日本社会の構築を図るために ～ |  |
| <b>1 国土強靭化の基本理念</b>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経済等における過度の効率性の追求の結果としての<b>一極集中、国土の脆弱性</b>の是正<br/>→ <b>戦後の国土政策・経済政策の総合的検証</b>の結果に基づく<b>多極分散型の国土の形成</b></li> <li>② 地域間交流・連携の促進、特性を生かした地域振興、地域社会の活性化、定住の促進<br/>→ <b>我が国の諸課題の解決、国土の保全、国土の均衡ある発展（複数国土軸の形成）</b></li> <li>③ 大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止、国家社会機能の代替性の確保<br/>→ <b>大規模災害発生時における我が国の政治・経済・社会活動の持続可能性の確保</b></li> </ul>   |
| <b>2 国土強靭化基本計画等</b>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>国土強靭化基本計画</b>（国土強靭化施策の基本的方針、政府が総合的・計画的に講ずべき施策等）</li> <li>② <b>広域地方国土強靭化計画</b>（三大都市圏等の広域圏単位、施策の方針、総合的・計画的に講ずべき施策等）</li> <li>③ <b>都道府県国土強靭化計画・市町村国土強靭化計画</b>（それぞれ上位の計画を基本として策定）</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>3年間を国土強靭化集中期間（第一段階）とし、15兆円を追加投資</b></p>   |
| <b>3 国土強靭化に関する基本的施策</b>             | <p><b>国の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東日本大震災からの<b>復興の推進</b></li> <li>② 大規模災害発生時の<b>円滑・迅速な避難・救援の確保</b>（避難路・避難施設・緊急輸送道路整備）</li> <li>③ 大規模災害に対し<b>強靭な社会基盤の整備等</b>（建築物耐震化、密集市街地対策、国家機能代替性確保）</li> <li>④ 大規模災害発生時の<b>保健医療・福祉の確保</b>（救急医療体制整備）</li> <li>⑤ 大規模災害発生時の<b>エネルギーの安定的供給の確保</b>（自然エネルギー利用促進、原発安全確保）</li> <li>⑥ 大規模災害発生時の<b>情報通信の確保</b>（多様な通信手段確保、行政機関の業務継続用情報システムの整備）</li> <li>⑦ 大規模災害発生時の<b>物資等の供給の確保</b>（危険分散のための工場等移転の支援）</li> <li>⑧ <b>地域間交流・連携の促進</b>（全国的高速交通網の構築、日本海国土軸・太平洋国土軸等の相互連携）</li> <li>⑨ <b>我が国全体の経済力維持・向上</b>（国際競争力強化のための社会資本整備、アジアとの貿易・交流・連携）</li> <li>⑩ <b>農山漁村・農林水産業の振興</b></li> <li>⑪ <b>離島の保全等</b>（海岸等の保全、周辺海域の警備強化、住民の生活基盤の整備）</li> <li>⑫ <b>地域共同体の維持・活性化</b>（隣保協同の精神に基づく自発的防災活動に対する支援）</li> </ul> <p><b>地方公共団体の施策</b>→ 上記国の施策を勘案し、区域の諸条件に応じた施策を実施</p> |
| <b>4 国土強靭化戦略本部・国土強靭化国民運動本部等</b>     | <p><b>国土強靭化戦略本部</b>（内閣に設置）<br/>[本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、国土強靭化戦略担当大臣、本部長：国務大臣]<br/>○ 国土強靭化基本計画等の案の作成・実施の推進、関連重要施策の企画立案・総合調整等</p> <p><b>国土強靭化国民運動本部</b>（内閣府に設置）<br/>[本部長：国務大臣、副本部長・本部長：関係行政機関職員・有識者]<br/>○ 国土強靭化国民運動の推進等</p> <p><b>都道府県国土強靭化国民運動本部・市町村国土強靭化国民運動本部</b><br/>※上記組織のほか、<br/><b>緊急事態対処、国土政策、経済政策、科学技術政策を担う組織の在り方に関する検討</b><br/>→ これらの組織については、検討結果に基づき、<b>別途、設置法を制定</b></p>   |

出所：自民党HP (<https://www.jimin.jp/>) 2013年8月1日アクセス より作成

構想をつくったと言われています。

巨大地震でそれだけ大きな被害が起きることが、予想されているわけです。少なくとも藤井さんの本などに書いてある数値からいうと、10年間で200兆円の投資をしなければいけないわけで、1年間に20兆円という大風呂敷を広げたのです。したがって、それに基づいて国土強靭化基本法というのをづくり、いま国会に上程しているので、おそらくこの国会で成立するのではないかと思います。

その法案では、3年間を集中期間として、15兆円の追加投資を行うことになっています。もとも

とは、10年間で200兆円という膨大な構想が根底にあり、姿が出て来たのはこれくらいということです。災害に備えるという意味では、誰も反対ができない大義名分になっていて、また土木国家に戻るのかということになります。

震災が起きた時に、何が大切かといったら、3.11でもいち早く復旧したのは、高速道路なのです。高速道路によって、救援物資の輸送がなされたことは確かです。そこで復活したのが、高速道路網の期成同盟といわれている人達で、大災害に備えて緊急輸送路として高速道路が必要だと主張します。計画ができていますが、まだ建設されていない道路をミッシングリンクと言います。これは、リンクが繋がっていないという業界の言葉です。これをつなげようということで、そうすれば全国どこで災害が起きても、その連絡網を使ってやればいいということです。

正確に言うと、この高速道路網は、首都圏と関西圏の高速道路を除いた約14,000キロを計画しているそうです。そのうち約10,000キロが完成をしています。残りの4,000キロを「それやれ、あれやれ」ということになってきます。

では、それが終わるとどうするかというと「バイパスをつくれ」という話になります。いま東名でも、東名第2高速がつくられています。神奈川県内にはまだ入っていませんが、静岡県の部分は、ほとんどでき上がっています。バイパスをつくって、巨大なものを完成させることになっています。

普通バイパスをつくと、バイパスの周辺に新しい大型スーパーや大規模商店ができ上がることによって、既成の市街地のお店が空洞化します。シャッター商店街ができるという現象が既に起きているのは、ご承知のとおりです。

また、地方都市は高速道路ができることにより流通が変わって、地方の拠点都市は栄えます。しかし、拠点でない都市は拠点都市に吸い上げられていくという、いわばストロー現象が起きてきます。リダンダシーと言うそうですが、複数の回路をつくることで安全性を守っていくということです。次から次へと公共事業をつくっていくという、ものすごい発想です。

我が国は、既に人口減少社会に入っているわけです。それにも関わらず、そのことを全く考慮しない計画になっているわけで、これが高齢化社会・少子化社会に合っているのかが問題です。

しかし、国家機能が喪失したら困るから、首都を移転させるという話も出てくるかも知れませんし、エネルギーとしての原発再稼働も、原子力の安全確認がとれたら復活させるということも言っています。地域共同体を復活させることも言ったりして、何でも国土強靱化計画の枠内に入れて、拡大していく可能性が非常にあります。

## 老朽化したインフラ対策が必要

先ほど話しましたように、公共事業に経済効果があるのかということについては、いささか問題があります。いまやるべきことは何かというと、老朽化したインフラの問題です。東京オリンピックをめがけて、大急ぎで首都速道路をつくったのですから、首都高を下から見ると非常に危ない状態で、鉄筋が見えたりしているところがあります。3.11以降、かなりいろいろと補修したりはしています。

去年、中央高速でトンネル事故などがありました。改めて公共インフラの整備を新たに作るよりも、長寿命化という言い方をしていますが、いまあるインフラをどう長持ちさせるかが一番大きな役割になるのではないかと思います。

それから、人口減少社会に入ってくると、いままでつくってきた公共施設が、本当にそのままでもいいのかということも出てきます。公共施設も老朽化していくと、改めて作り直すか、それとも再編ということで併せて一緒にさせるのか、いろいろと議論になってくるわけです。そういう、少し中長期的に考えたインフラの再整備ということです。

新しいものをつくるのは非常に恰好よく、技術屋もそれによって誇りを持つようですが、むしろ、補修に力を入れることが技術屋の腕の見せ所、というように発想を変えることも必要ではないかと思えます。ただ、残念なことに、このインフラの

所在地のほとんどは市町村です。特に町村の約3割は土木職員がゼロという状況ですので、それをどうするかですが問題で、むしろ町村にも大きな役割を与えなければいけないのではないかと思います。

## 経済成長戦略の問題点

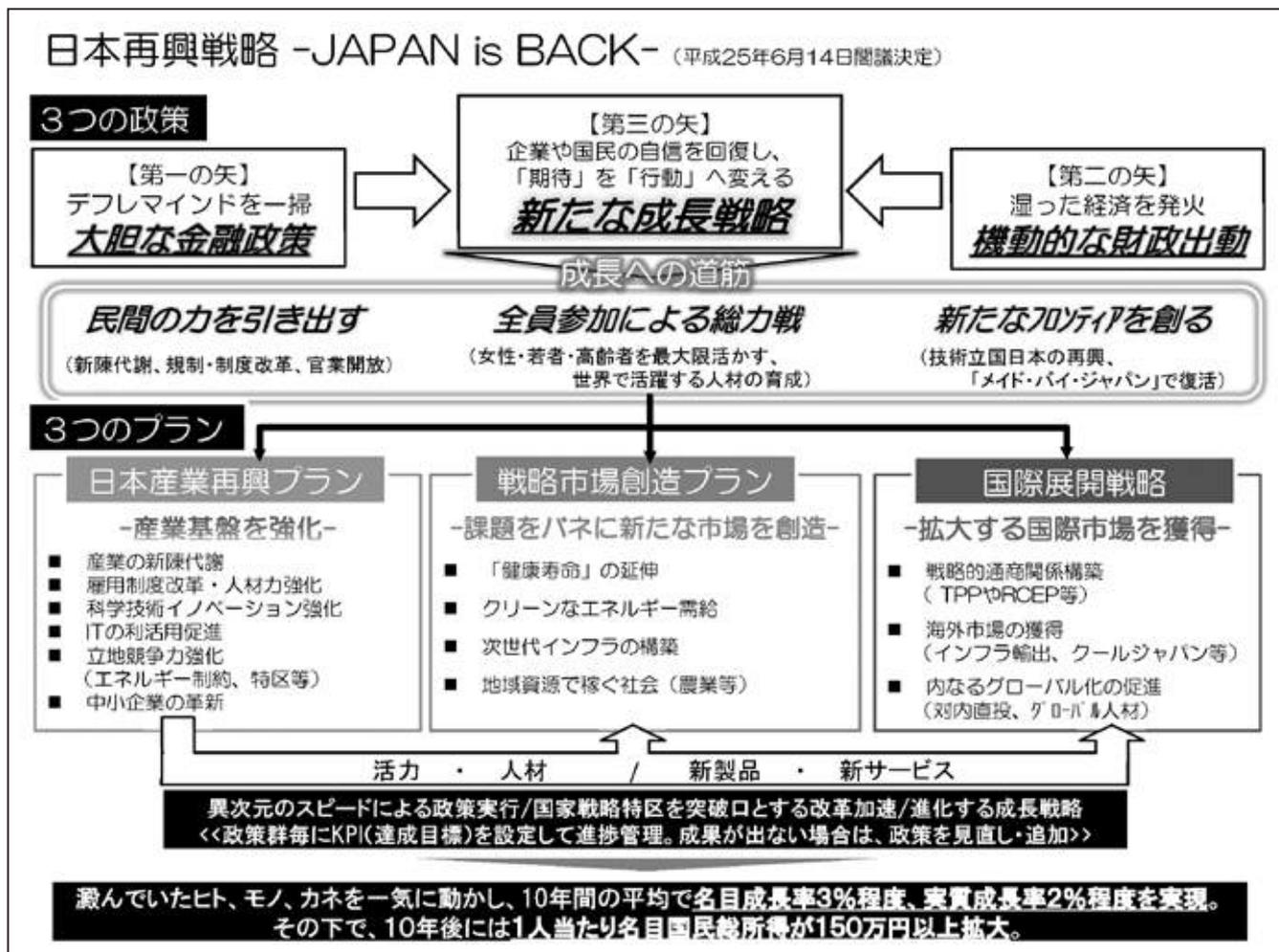
安倍政権には第三の矢として成長戦略の問題があります。昨日、新たな成長戦略が閣議で決まったわけですが、これと併せて、骨太方針がまた復活いたしました。レジュメに書く時は、骨太方針の中身がはっきりしなかったので書いてありませんが、経済成長戦略でいうと、新聞で報道されているように、国民総所得GNIを、10年後に1人平均で150万円の増加を果たすと言っています。

これは、所得が増えるわけではありません。総

所得ですから、国内総生産と企業が海外で儲けた部分（海外からの所得の純受取）が加わっているものです。甘利さんなどは「国民に半分、企業に半分くらいではないですか」と言いますが、企業に入った儲けが、果たして給料として国民に回ってくるかどうか、いまの状況では全く予想がつきませんし、無理だろうと思っています。

図表6に書いてあるのは成長戦略の三つのプランですが、成長戦略の中には、いろいろな項目があって、数えたら50数項目がずらずらっと並んでいます。ページがすごく厚いので、いちいち触れられませんが、もし興味があれば、国の産業競争力会議のホームページにたくさん書いてあります。特に目玉としては、菓のネット販売等のいろんな話が出てきていますが、果たしてネット販売をしたら景気がよくなるかどうか、不思議でなりません。

図表6 新たな成長戦略の概要



出所：官邸HP 第11回産業競争力会議 (2013/6/5) 配布資料 (<http://www.kantei.go.jp/>) 2013年8月1日アクセス より作成

もう一つ、骨太方針ということで、経済財政諮問会議が復活いたしました。小泉政権で名を馳せたものが復活したわけですが、この骨太方針を読むと「2015年度に基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字を半減します。2020年には黒字化します」と書いてあります。

一方、10年間でGDP国内総生産の名目で3%、実質的に2%の平均成長率を目指としています。物価も上がっていく、経済成長も上がっていくということでつじつまを合わせたのですが、ここで基礎的財政収支の話を少しおさらいしてみたいと思います。

先ほどの**図表1**ですが、国の予算の歳入と歳出の間に縦の線が出ていて、基礎的財政収支対象経費70.4兆円と書いてあります。どういうことかという、国の必要な歳出経費を、税金およびその他の収入で賄いきれているかどうかということです。逆に言えば、国債の発行額と借金の返済額（国債費）が同額になっている状態が、プライマリーバランスのとれている状態で、基礎的財政収支が均衡していることになります。

ところが、**図表1**のように、新たに借金をする公債金が45.5兆円で、国債返す国債費が22.2兆円ですから、返す方が圧倒的に少なく、プライマリーバランスの赤字が23.3兆円になっているのです。こうして毎年毎年、借金残高が膨らんできたことになるわけです。プライマリーバランスをとるということは、出ていくお金が減っていくか、新たな借金が減ることにならなければいけないのです。

今年は23兆円くらいの赤字になっているのですが、この赤字を2015年に半分にするということですが、毎年社会保障関係経費が増加し続けており、税収も大きく期待できないとすれば、たった2年間で赤字を半減できるのでしょうか。

それをやるためには、景気回復による税収の増加が必要で、民間の活力が必要だということで、安倍さんが演説の中で「民間活力の爆発」と言っていました。爆発するのでしょうか。民間がこれだけ景気が悪くて、設備投資はしぼんでいるわけですから、これはちょっと考えられないのでは

ないかと思います。

いろんなプランを立てますが、ある自民党の議員が「プランプランしている」と悪口を言いましたが、それに近いような、要するに計画（プラン）倒れに終わるのではないかという感じがします。

したがって、この成長戦略も骨太方針も、選挙を目の前にして、国民に痛みを負わせるようなことは言わないで、肝心の消費税の引き上げもやるのかやらないのか、未だに一言も言っていないわけです。

消費税についていま考えられているのは、4月から6月までの第2四半期の経済動向を見て、9月に決めるということで、要するに決定を先延ばしにしているわけです。それを見て、株価はどんどん乱高下をしているのだらうと思います。これについてのいろいろな議論はたくさんあると思いますので、どうぞいろいろと勉強していただきたいと思います。

## 道州制でこの国はよくなるのか

本格的に道州制の話に入っていきますと、おそらく後1時間くらいかかります。道州制のことは、本当の入り口だけの話をして終わりたいと思います。公明党と自民党は、昨年12月の選挙の時に、道州制の導入を公約に掲げていました。道州制基本法というのを国会に出そうということで、模索をしているようです。自民党と公明党の原案が、先週になって少し訂正されました。実際には、5年間という区切りが、はっきりしなくなったというのが大きな変更部分です。

道州制基本法の中身は、国会議員も含めた国民の代表で道州制の国民会議をつくろう、その国民会議の中で、3年間かけてどういう道州の区割りにするのか、どういう権限を道州に持たせるかという問題を議論してもらおうとしています。その議論をしてもらいその答申を受けて、首相は2年間かけて関連の法律を整備するというものです。そして5年後に全国一斉に道州制を実施するというのが、このレジュメを書いた時の自民党の原案で

した。

ところが、先週の土曜日になって変わったのです。5年間というのが、うやむやになりました。ただし「この基本法は5年を限度にする」ということは残っていて、非常に曖昧なことになっています。道州制にすることによって、本当にこの国は良くなるのかと考えると、制度いじりをして経済がうまくいくようなら、とっくにうまくいっているという感じがします。

全国に10程度の道州制を置くということで、都道府県の廃止をします。道州制はよくよく考えてみると、国と地方の両方の政府のあり方を大きく変えるわけですから、そう簡単にいくはずはありません。明治の府県制以来120年以上続いた都道府県制度というのは、市民・国民の中に定着しているわけです。その定着している都道府県を一切なくして、ある日突然いっせいに道州制にする、5年後に実施するというのは実現できるかどうか、いささか疑問があります。

先週の土曜日に、いまは名前が変わりましたが、旧東京市政調査会の主催で都市問題講座があって、そこで道州制の議論をしましたが、大森彌先生などは「できるわけがないよ」という話をしていました。

それはさておき、国の形を変えるのに、国民の合意を得て行く、またそこに住んでいる人たちの気持ちも考えて実施するということになると、そう簡単ではないことは確かです。そして、何といっても1番大きいのは、首都圏をどうするかという問題です。

とりわけ、東京をどうするか、23区はどうかということ。東京、千葉、埼玉、神奈川を入れますと、首都圏は約3千万以上の人口を抱えています。国の人口の3割近いものを全部首都圏の中に入れた巨大な道州ができて、これでいいのかという根本のところも、全く何も議論がされていません。

それどころか、なぜ道州にするのかという、本当の理由がわかりません。国の官僚達は、補助金を手放さないと同じように、出先機関も手放さないと。ということは、仮に道州ができて、



そこに権限を移したとしたら、国は何とかして、各省庁をあげてコントロールしたいと考えるはず。先ほどの地方分権と同じで、権力を握った側は、その権力を離したくないというのが、実際の姿なのだろうと思います。そういうことから考えると、これは少し難しい話だと思っています。

## 経済成長がすべてを解決するとの考え方はやめた方がいい

以上、かなり早口でいろんなことを申し上げました。では、私がどのように考えているのかということ。私は経済の専門家ではありませんが、いまは経済成長がすべての問題を解決してくれるという考え方は、もう止めた方がいいと思っています。もう、経済成長は望めません。1%や2%程度の経済成長はあっていいのだろうと思いますが、成長や拡大路線で引っ張っていくことはできないと思います。

というよりも、元になる人口が減り出したのです。日本には働く人たち、つまり生産年齢人口である15才から65才までの人たちが、急速に減ってきています。その人たちが元気にならない限り、この国がもたないことは確かです。どんどん高齢化していくことになれば、これまでのように高度成長があれば全部解決するという話はできないと思います。

実際に失敗した例は、白物家電という家電業界です。あの業界はさんざん苦しんでいて、いまも苦しんでいるわけです。中国や韓国等の新興国に追い上げられて、その追い上げられた差は何かというと賃金の差です。安い賃金で安い製品をつくって、日本に逆輸出するから負けるのです。

それに対して日本の家電業界は、人件費削減・人員削減により企業利益を少しでも保とうという努力をしたのですが、賃金の差は、いくら下げても間に合わないくらいの状態になっているので、とても無理な話になるわけです。

簡単に言えば、賃下げをしたり、首を切られたりして賃金が下がれば、労働者たちの購買力が減っていきます。お金がないからものが買えないわけで、需要が減っていくことになってくるわけです。購買力が低下すれば需要がどんどん減っていき、国内での需要がなくなると、産業にとってもお客さんがなくなります。結果的に賃金を下げることによって、自分の首を絞めてきたのが家電業界ではなかったのかと思います。

それを考えると、家電業界は賃金を引き下げるのではなく、一つは新しい知識集約型産業にシフトするということが必要だったのです。何かあるかということ、IC関連で一時バブルが起きましたが、それらを活用した新しい技術による新しい製品の開発というのが、1つの方法であると思います。

それから、いままで巨大製造業が担ってきた分野から、教育や科学等の知的産業の分野に投資することによって、新しい産業を生み出す力をつくっていくことです。

それと同時に、もう一つ国民の安心を保障するために、福祉・教育などのサービス分野に、人に

よるサービスを充実させるということです。それによって、新たに雇用も生まれてきます。高度成長は望めないわけですから、人の力と智恵を活用することしかありません。場合によっては、正規労働者の時間短縮を大胆に行うことがあってもいいのです。それによって、新たな雇用の場を創出することがあってもいいと思います。

安倍さんが女性の力を借りるということで、育児休暇を3年に延ばすと言っていますが、あれは本末転倒です。育休を伸ばすのはいいのですが、そのために何が必要かということを考えなくてはなりません。ワークシェアリングとか、女性が働きやすい保育所の整備等をやらなければ成り立たないわけです。そちらにシフトしないで、育休を3年間延ばすのは、いかにも場当たりの政策ではないかと思います。

お金をばら撒くのではなくて、教育・医療・福祉・介護という現物サービスを、国民にサービスとして提供する大きな役割は、たぶん自治体にあると思うのです。自治体はそのサービスを提供するわけですから。

それを提供するために、本来は正規労働者が一番いいのですが、そうでなければ短時間労働でもいいので、その人たちを雇ってサービスを提供する雇用の場を自治体がつくりだしていく、地域からつくり上げていくことが、安心・安全を保障すると同時に雇用の拡大になります。雇用が拡大すれば、消費が拡大していきます。

物をつくれれば売れる時代は終わったことを肝に銘じて、新しい方向に進んでいくことが必要ではないかと考えています。予定した時間になりました。途中しりきれとんぼにもなりましたが、以上で問題提起は終わりたいと思います。

## 講師紹介

かみばやし  
上林

とくろう  
得郎 氏

(公社)神奈川県地方自治研究センター 理事長  
神奈川大学法部講師

<略歴> 1977年 神奈川県地方自治研究センター設立に伴い、横浜市役所退職  
2006年 理事長に就任、この間自治体職員研修の講師、自治研全国集会助言者

<専攻> 地方自治論、地方財政論、地域政治論

<著書> 「地方分権国際比較」、「外国における大都市制度の国際比較」、「入門・自治体病院財政」

連載 番外編  
その2

# 数字で掴む 自治体の姿

— 県内各町村の財政健全化に係る指標 —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター 理事長

宮崎 伸光

(法政大学法学部教授)

## ●番外編（その2）を挿入した理由

一般社団法人千葉県地方自治研究センターは、2010（平成22）年06月に始まり、翌年10月に報告書『茂原市財政のきのう・きょうとあしたー主として決算カード分析を中心としてー』をとりまとめて公表した茂原市の財政分析に引き続き、神崎町の財政分析に着手しました。その研究会は、2013（平成25）年度内には研究成果をまとめて公表することを予定し、順調に進んでいました。ところが、研究会を主宰され自ら精力的に現地を足を運ぶなど調査研究活動を進められていた井下田猛・前理事長は、大変残念ながら本誌前号で既報のとおり急逝されました。リーダーを失いました研究会は、公益財団法人地方自治総合研究所の菅原敏夫さんにご指導をお願いするなど態勢を新たに整えて再始動することができましたが、その折りに私もメンバーに加わりました。現在研究会は、当初の予定に遅れずに成果を得るべく、邁進しています。

私は、主に神崎町の財政健全化指標を類似団体との比較の視座をもって検討することになりました。その一端は、すでに研究会内部において中間報告をしましたが、その際には神崎町にとどまらず、県内の他町村についても関係指標の値を調べました。いずれ公表される報告書にもそれは何らかのかたちで載せられるとは思いますが、より多くの関心ある方々の参考に供したく、本号の予定を変更して番外編（その2）として再構成し、お届けすることにしました。

## ●類似団体比較の意義

類似団体については、すでにこの連載の④（本誌第4号）で解説いたしました。とはいえ、読者の便を考慮し、繰り返しを厭わずここに簡単に説明します。

一般に、特定の自治体の特徴を把握するにはその他の自治体との比較検討作業が欠かせませんが、適切な比較対象を選ぶことは案外難しいものです。そこで、人口と産業構造の組み合わせによって自

治体を類型化することが考案されました。この方法で分類された自治体のそれぞれが類似団体と呼ばれています。

市町村のうち市については、政令指定都市（地方自治法第252条の19）、中核市（同法第252条の22）、特例市（同法第252条の26の3）、がそれぞれ1類型、その他については16類型に分けられています。一方、町村については、人口を、

- I) 5千人未満、
  - II) 5千人以上～1万人未満、
  - III) 1万人以上～1万5千人未満、
  - IV) 1万5千人以上～2万人未満、
  - V) 2万人以上、の5つに分けるとともに、産業構造の面からは、
- 0) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が80パーセント未満、
  - 1) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が80パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント未満、
  - 2) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が同じく80パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント以上、
- の3つに分けられます。そして、「I-0」「I-1」などとヨコとタテを組み合わせ、5×3で15のマスが類型として用意されています。

ただし、この市町村類型の分類基準は固定されているわけではありません。人口構造や産業構造など社会の事情変化に応じて改訂されます。図は、



各町村の位置と本稿が対象としている2011（平成23）年度におけるそれぞれの類型区分です。

## ●類似団体比較の限界

確かに、同じ類型に属する自治体相互には、一定の類似性が認められますが、ある類型で平均的な位置にある自治体が、分類の区切り方を変えると新しい類型では異端となることや、あるいはその反対になることもあり得ます。類似団体相互間において比較をする際には、ややもするとその類型の平均値との差異のみに目が奪われがちになりますが、類型の平均値自体には意味がありません。

個々の自治体のデータを類似団体の平均値と比べることは、全国を視野に置く比較になりますが、実務上は、同一県内の自治体や他県であっても近隣に位置する自治体、あるいは主要産業が等しい自治体など、必要に応じた特性に着眼して比較対象が選ばれることが多くあります。

【表01】2011（平成23）年度財政力指数町村類似団体分類

| 人口            | 産業構造 | II次+III次 80%未満 |      | II次+III次 80%以上 |       |       |      |
|---------------|------|----------------|------|----------------|-------|-------|------|
|               |      | 0              | 1    | 2              | 2     |       |      |
| ~4,999        | I    | 全国最高値          | 1.00 | 1.02           | 2.32  |       |      |
|               |      | 全国平均値          | 0.17 | 0.42           | 0.26  |       |      |
|               |      | 全国最低値          | 0.06 | 0.19           | 0.05  |       |      |
| 5,000~9,999   | II   | 全国最高値          | 1.38 | 1.12           | 1.40  |       |      |
|               |      | 全国平均値          | 0.25 | 0.36           | 0.42  |       |      |
|               |      | 全国最低値          | 0.11 | 0.14           | 0.14  |       |      |
|               |      | 芝山町            | 1.00 |                | 長柄町   | 0.58  |      |
|               |      |                |      |                | 長南町   | 0.52  |      |
|               |      |                |      |                | 御宿町   | 0.48  |      |
| 10,000~14,999 | III  | 全国最高値          | 0.52 | 1.55           | 1.57  |       |      |
|               |      | 全国平均値          | 0.27 | 0.60           | 0.47  |       |      |
|               |      | 全国最低値          | 0.14 | 0.25           | 0.18  |       |      |
|               |      |                |      |                | 一宮町   | 0.53  |      |
|               |      |                |      |                | 長生村   | 0.53  |      |
| 15,000~19,999 | IV   | 全国最高値          | 0.56 | 1.17           | 1.58  |       |      |
|               |      | 全国平均値          | 0.31 | 0.48           | 0.51  |       |      |
|               |      | 全国最低値          | 0.19 | 0.23           | 0.18  |       |      |
|               |      | 多古町            | 0.54 | 東庄町            | 0.44  | 九十九里町 | 0.46 |
|               |      |                |      |                |       |       |      |
| 20,000~       | V    | 全国最高値          | 0.56 | 1.22           | 1.56  |       |      |
|               |      | 全国平均値          | 0.37 | 0.69           | 0.65  |       |      |
|               |      | 全国最低値          | 0.23 | 0.26           | 0.25  |       |      |
|               |      |                |      |                | 酒々井町  | 0.71  |      |
|               |      |                |      |                | 大網白里町 | 0.64  |      |
|               |      |                |      | 栄町             | 0.63  |       |      |
|               |      |                |      | 横芝光町           | 0.50  |       |      |

## ●財政健全化に係る諸指標

ここに取り上げる財政健全化に係る指標は、

- (1) 財政力指数、
- (2) 経常収支比率、
- (3) 人口1人当たりの人件費・物件費等決算額、
- (4) 将来負担比率、
- (5) 実質公債費比率、
- (6) 人口千人当たりの職員数、
- (7) ラスパイレス指数、

のそれぞれでいずれも市町村財政比較分析表の記載に依拠します。類似団体の分類基準となる人口および産業構造は2010（平成22）年の国勢調査に基づいています。

市町村財政比較分析表は2004（平成16）年度から各年度の決算に基づいて作成されたものがインターネット上に公開されていますが、各年度版に含まれる項目などの内容は必ずしも同一ではありません。また、財政力指数などこれらの指標の多くは決算カードにも記載

されています。本連載は、決算カードの理解を主目的にしていますので、当該項目の順になりましたら、また改めて解説する予定です。

- (1) 財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、最も端的に自治体の財政力を示します。決算カードおよび市町村財政比較分析表においては、小数点以下第2位までの数値で表されます。また、類似団体の平均値は単純平均で計算されます。
- (2) 経常収支比率は、毎

年度経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費などの経常的経費）に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源（地方税、普通交付税などの経常一般財源）と減税補てん債・臨時財政対策債の合計額に占める割合を百分比で示したものです。この値は、財政構造の硬直でないし弾力性を示します。

(3) 人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は、事業費支弁人件費を含み退職金を含まない人件費と物件費・維持補修費の合計額を年度末住民基本台帳人口で除して計算します。

この指標は、2005(平成17)年度から市町村財政比較分析表に示されるようになりました。

(4) 将来負担比率は、自治体が将来において実質的に負担しなければならない地方公社や出資法人の損失補償をも含めた負債額を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して計算し、百分比で表示したものです。

これは自治体財政を将来において圧迫する可能性を示す指標で、

【表02】 2011（平成23）年度経常収支比率町村類似団体分類

|               |     |       | 産業構造             |                              |               |
|---------------|-----|-------|------------------|------------------------------|---------------|
|               |     |       | Ⅱ次+Ⅲ次 80%未満<br>0 | Ⅱ次+Ⅲ次 80%以上<br>Ⅲ次 55%未満<br>1 | Ⅲ次 55%以上<br>2 |
| 人口<br>~4,999  | I   | 全国最高値 | 99.5%            | 108.8%                       | 106.9%        |
|               |     | 全国平均値 | 81.2%            | 89.0%                        | 83.1%         |
|               |     | 全国最低値 | 64.7%            | 76.0%                        | 36.7%         |
| 5,000~9,999   | II  | 全国最高値 | 97.3%            | 108.2%                       | 120.4%        |
|               |     | 全国平均値 | 83.2%            | 82.9%                        | 85.0%         |
|               |     | 全国最低値 | 65.7%            | 65.8%                        | 51.7%         |
|               |     | 芝山町   | 90.3%            |                              | 睦沢町 90.0%     |
|               |     |       |                  |                              | 長柄町 88.0%     |
| 10,000~14,999 | III | 全国最高値 | 93.6%            | 94.5%                        | 97.1%         |
|               |     | 全国平均値 | 85.4%            | 81.9%                        | 86.1%         |
|               |     | 全国最低値 | 74.6%            | 66.4%                        | 72.9%         |
|               |     |       |                  |                              | 白子町 89.1%     |
|               |     |       |                  |                              | 大多喜町 85.9%    |
| 15,000~19,999 | IV  | 全国最高値 | 94.6%            | 90.4%                        | 107.1%        |
|               |     | 全国平均値 | 85.7%            | 84.3%                        | 87.6%         |
|               |     | 全国最低値 | 79.4%            | 72.4%                        | 58.7%         |
| 20,000~       | V   |       | 83.7%            | 東庄町 80.9%                    | 九十九里町 89.9%   |
|               |     | 全国最高値 | 91.9%            | 101.7%                       | 106.4%        |
|               |     | 全国平均値 | 86.2%            | 86.9%                        | 86.9%         |
|               |     | 全国最低値 | 82.1%            | 75.9%                        | 71.3%         |
|               |     |       |                  |                              | 栄町 97.1%      |
|               |     |       | 大網白里町 90.3%      |                              |               |
|               |     |       | 酒々井町 88.9%       |                              |               |
|               |     |       | 横芝光町 85.6%       |                              |               |

【表03】 2011(平成23)年度人口1人当たり人件費・物件費等決算額町村類似団体分類

|               |     |       | 産業構造             |                              |               |
|---------------|-----|-------|------------------|------------------------------|---------------|
|               |     |       | Ⅱ次+Ⅲ次 80%未満<br>0 | Ⅱ次+Ⅲ次 80%以上<br>Ⅲ次 55%未満<br>1 | Ⅲ次 55%以上<br>2 |
| 人口<br>~4,999  | I   | 全国最高値 | 1,453,910        | 917,181                      | 2,241,708     |
|               |     | 全国平均値 | 339,889          | 156,997                      | 364,687       |
|               |     | 全国最低値 | 158,944          | 89,734                       | 166,329       |
| 5,000~9,999   | II  | 全国最高値 | 420,979          | 312,228                      | 389,789       |
|               |     | 全国平均値 | 241,638          | 196,377                      | 195,992       |
|               |     | 全国最低値 | 105,029          | 128,935                      | 100,861       |
|               |     | 芝山町   | 247,685          |                              | 御宿町 170,495   |
|               |     |       |                  |                              | 長柄町 161,788   |
| 10,000~14,999 | III | 全国最高値 | 283,124          | 1,011,832                    | 402,791       |
|               |     | 全国平均値 | 182,792          | 178,003                      | 159,381       |
|               |     | 全国最低値 | 107,222          | 116,130                      | 93,327        |
|               |     |       |                  |                              | 大多喜町 164,097  |
|               |     |       |                  |                              | 白子町 119,618   |
| 15,000~19,999 | IV  | 全国最高値 | 427,980          | 371,226                      | 425,340       |
|               |     | 全国平均値 | 178,110          | 149,937                      | 146,683       |
|               |     | 全国最低値 | 112,924          | 96,188                       | 82,867        |
| 20,000~       | V   |       | 129,278          | 東庄町 96,188                   | 九十九里町 102,274 |
|               |     | 全国最高値 | 209,378          | 174,791                      | 257,351       |
|               |     | 全国平均値 | 151,807          | 115,337                      | 112,350       |
|               |     | 全国最低値 | 94,289           | 76,664                       | 68,248        |
|               |     |       |                  |                              | 栄町 127,615    |
|               |     |       | 酒々井町 114,349     |                              |               |
|               |     |       | 横芝光町 109,584     |                              |               |
|               |     |       | 大網白里町 82,254     |                              |               |

2011（平成23）年度の市町村財政比較分析表から示されるようになりました。

(5) 実質公債費比率は、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して計算する百分比の過去3年度の平均値です。これは、自治体の資金繰りの程度を示しますが、18パーセント以上の自治体については地方債の発行に許可が必要で、25パーセント以上になると単独事業に係る地方債、35パーセント以上になるとさらに一般公共事業債等についても制限が加えられます。

2004（平成16）年度の市町村財政比較分析表には公債費の一般財源に占める割合について地方交付税の基準財政需要額に参入される事業費補正分を除いて計算する起債制限比率が示されていましたが、それに替わって2005（平成17）年度から市町村財政比較分析表に示されるようになりました。

(6) 人口千人当たりの職員数は、一般行政職員数を

【表04】 2011（平成23）年度将来負担比率町村類似団体分類

| 人口            | 産業構造  | II次+III次 80%未満 | II次+III次 80%以上 |             |              |
|---------------|-------|----------------|----------------|-------------|--------------|
|               |       |                | III次 55%未満     | III次 55%以上  |              |
|               |       | 0              | 1              | 2           |              |
| ~4,999        | I     | 全国最高値          | 130.8%         | 891.3%      | 167.1%       |
|               |       | 全国平均値          | 0.4%           | 88.3%       | 0.5%         |
|               |       | 全国最低値          | 0.0%           | 0.2%        | 0.0%         |
| 5,000~9,999   | II    | 全国最高値          | 171.4%         | 159.7%      | 168.8%       |
|               |       | 全国平均値          | 20.3%          | 27.1%       | 38.6%        |
|               |       | 全国最低値          | 0.5%           | 1.4%        | 0.1%         |
|               |       | 芝山町            | —              |             | 鋸南町 135.6%   |
|               |       |                |                |             | 長南町 123.9%   |
| 10,000~14,999 | III   | 全国最高値          | 334.8%         | 148.4%      | 199.1%       |
|               |       | 全国平均値          | 74.8%          | 28.6%       | 35.3%        |
|               |       | 全国最低値          | 1.7%           | 2.9%        | 11.7%        |
|               |       |                |                |             | 大多喜町 82.4%   |
|               |       |                |                |             | 長生村 74.6%    |
| 15,000~19,999 | IV    | 全国最高値          | 159.9%         | 160.3%      | 260.6%       |
|               |       | 全国平均値          | 86.0%          | 60.8%       | 63.4%        |
|               |       | 全国最低値          | 17.4%          | 6.6%        | 0.7%         |
| 20,000~       | V     |                |                |             | 九十九里町 101.4% |
|               |       |                | 多古町            | 東庄町 57.2%   |              |
|               |       |                |                |             |              |
|               |       | 全国最高値          | 127.9%         | 187.6%      | 226.9%       |
|               |       | 全国平均値          | 67.4%          | 44.4%       | 40.2%        |
|               | 全国最低値 | 18.9%          | 11.1%          | 0.8%        |              |
|               |       |                |                | 栄町 78.5%    |              |
|               |       |                |                | 大網白里町 54.7% |              |
|               |       |                |                | 横芝光町 48.8%  |              |

【表05】 2011（平成23）年度実質公債費比率町村類似団体分類

| 人口            | 産業構造 | II次+III次 80%未満 | II次+III次 80%以上 |             |             |           |
|---------------|------|----------------|----------------|-------------|-------------|-----------|
|               |      |                | III次 55%未満     | III次 55%以上  |             |           |
|               |      | 0              | 1              | 2           |             |           |
| ~4,999        | I    | 全国最高値          | 22.8%          | 40.9%       | 22.6%       |           |
|               |      | 全国平均値          | 11.4%          | 13.8%       | 10.8%       |           |
|               |      | 全国最低値          | -6.3%          | 5.7%        | 1.5%        |           |
| 5,000~9,999   | II   | 全国最高値          | 22.5%          | 17.1%       | 21.8%       |           |
|               |      | 全国平均値          | 12.2%          | 11.9%       | 12.6%       |           |
|               |      | 全国最低値          | 1.0%           | 4.4%        | 4.3%        |           |
|               |      | 芝山町            | 6.3%           |             | 鋸南町 21.8%   |           |
|               |      |                |                |             | 長南町 14.8%   |           |
| 10,000~14,999 | III  | 全国最高値          | 23.9%          | 18.5%       | 22.0%       |           |
|               |      | 全国平均値          | 14.5%          | 10.9%       | 11.6%       |           |
|               |      | 全国最低値          | 5.7%           | 4.5%        | -0.9%       |           |
|               |      |                |                |             | 一宮町 11.0%   |           |
|               |      |                |                |             | 長生村 9.3%    |           |
| 15,000~19,999 | IV   | 全国最高値          | 20.2%          | 18.3%       | 21.0%       |           |
|               |      | 全国平均値          | 14.5%          | 12.6%       | 12.3%       |           |
|               |      | 全国最低値          | 6.7%           | 7.8%        | 0.6%        |           |
| 20,000~       | V    |                | 多古町 6.7%       | 東庄町 10.6%   | 九十九里町 13.2% |           |
|               |      |                |                |             |             | 酒々井町 4.8% |
|               |      |                | 全国最高値          | 19.9%       | 15.6%       | 20.1%     |
|               |      | 全国平均値          | 13.8%          | 11.1%       | 10.1%       |           |
|               |      | 全国最低値          | 6.7%           | 0.6%        | -1.9%       |           |
|               |      |                |                | 栄町 14.2%    |             |           |
|               |      |                |                | 大網白里町 11.5% |             |           |
|               |      |                |                | 横芝光町 10.3%  |             |           |

年度末住民基本台帳人口で除して計算します。

(7) ラスパイレス指数は、国家公務員行政職(一)表職員の俸給を基準として当該自治体の幹部職員を含む職種階層別給与を元にラスパイレス方式によって計算する指数です。計算の基準日は、当該年度末日の翌日、すなわち次年度の初日で、類似団体の平均値は単純平均によります。

当該自治体における一般行政職員の給与水準を示す指標として用いられますが、国家公務員の指定職と呼ばれる幹部職員が比較の対象から外れているなど、指標の意味を解するには注意が必要です。

なお、市町村財政比較分析表には、以上の指標のほかに、個別指標図とレーダーチャートと呼ばれる類似団体との比較図などが掲載されています。ただし、財政分析表自体が「財政の健全化」に資するという政策意図によって作成されているためか、レーダーチャートを含めて値の並び順(グラフの軸)は必ずしも読みやすい順序(方向)に配置されているとはいえません。(続く)

【表06】 2011 (平成23) 年度人口千人当たり職員数町村類似団体分類

| 人口            | 産業構造 | II次+III次 80%未満 |            | II次+III次 80%以上 |   |
|---------------|------|----------------|------------|----------------|---|
|               |      | 0              | III次 55%未満 | III次 55%以上     | 2   |
|               |      |                |            |                |   |
| ~4,999        | I    | 全国最高値          | 55.00      | 16.03          | 134.50  |
|               |      | 全国平均値          | 19.65      | 9.48           | 21.42   |
|               |      | 全国最低値          | 9.31       | 4.33           | 9.60  |
| 5,000~9,999   | II   | 全国最高値          | 26.98      | 21.47          | 20.79   |
|               |      | 全国平均値          | 14.86      | 11.93          | 12.17   |
|               |      | 全国最低値          | 8.14       | 7.76           | 6.85  |
|               |      | 芝山町            | 13.45      |                | 長柄町 12.42<br>睦沢町 12.38<br>長南町 12.19<br>御宿町 10.98<br>神崎町 10.27<br>鋸南町 9.80 |
| 10,000~14,999 | III  | 全国最高値          | 18.17      | 17.40          | 27.51   |
|               |      | 全国平均値          | 11.04      | 9.57           | 10.35   |
|               |      | 全国最低値          | 5.89       | 5.73           | 5.61  |
|               |      |                |            |                | 大多喜町 13.99<br>白子町 10.58<br>一宮町 9.07<br>長生村 8.32                           |
| 15,000~19,999 | IV   | 全国最高値          | 16.80      | 12.40          | 15.80   |
|               |      | 全国平均値          | 10.81      | 8.53           | 8.92  |
|               |      | 全国最低値          | 6.88       | 6.48           | 4.40  |
|               |      | 多古町 8.94       | 東庄町 6.99   | 九十九里町 7.55     |   |
| 20,000~       | V    | 全国最高値          | 16.41      | 11.62          | 18.30   |
|               |      | 全国平均値          | 10.23      | 7.55           | 6.84  |
|               |      | 全国最低値          | 5.77       | 4.85           | 3.93  |
|               |      |                |            |                | 栄町 9.87<br>横芝光町 7.43<br>酒々井町 7.18<br>大網白里町 6.60                           |

【表07】 2011 (平成23) 年度ラスパイレス指数町村類似団体分類

| 人口            | 産業構造 | II次+III次 80%未満 |            | II次+III次 80%以上   |   |
|---------------|------|----------------|------------|--|---|
|               |      | 0              | III次 55%未満 | III次 55%以上   | 2   |
|               |      |                |            |  |   |
| ~4,999        | I    | 全国最高値          | 110.0      | 111.0  | 108.5   |
|               |      | 全国平均値          | 102.1      | 104.7  | 100.7   |
|               |      | 全国最低値          | 78.9       | 82.4   | 92.0  |
| 5,000~9,999   | II   | 全国最高値          | 110.4      | 108.7  | 112.7   |
|               |      | 全国平均値          | 103.1      | 103.0  | 102.1   |
|               |      | 全国最低値          | 89.2       | 92.5   | 93.6  |
|               |      | 芝山町 110.4      |            | 神崎町 112.7<br>長柄町 105.9<br>鋸南町 104.3<br>御宿町 103.3<br>長南町 103.0<br>睦沢町 101.5 |   |
| 10,000~14,999 | III  | 全国最高値          | 108.0      | 112.8  | 108.5   |
|               |      | 全国平均値          | 102.1      | 103.7  | 102.6   |
|               |      | 全国最低値          | 89.2       | 98.0   | 92.5  |
|               |      |                |            |  | 白子町 104.9<br>長生村 103.0<br>大多喜町 102.9<br>一宮町 101.7   |
| 15,000~19,999 | IV   | 全国最高値          | 109.0      | 108.5  | 111.0   |
|               |      | 全国平均値          | 102.4      | 104.5  | 104.3   |
|               |      | 全国最低値          | 98.2       | 98.5   | 92.5  |
|               |      | 多古町 109.0      | 東庄町 106.8  | 九十九里町 110.5  |   |
| 20,000~       | V    | 全国最高値          | 105.7      | 108.1  | 111.7   |
|               |      | 全国平均値          | 102.9      | 104.0  | 104.6   |
|               |      | 全国最低値          | 93.3       | 96.6   | 92.5  |
|               |      |                |            |  | 大網白里町 109.6<br>横芝光町 108.0<br>酒々井町 107.8<br>栄町 105.5 |



# 自治体政策形成の キーワード

連載  
①

—新しい社会の形を求めて—



千葉県地方自治研究センター 主任研究員

申 龍徹

(法政大学大学院公共政策研究科客員准教授)

## はじめに

本稿は、2000年以降の地方分権改革や急変する政治・経済などの社会情勢を踏まえ、自立と自律による地方自治の再構築を目指し、自治体の政策形成に必要な知識の共有を目的とした連載記事の導入部である。

近年における自治体の政策は、情報化や国際化のような国際的な潮流の影響下にあり、従来の「経験と勘、コネ」といった経験値では対応できない部分が多くなって来ている。例えば、農水産物の輸出の際には国際的な基準による商品管理が行われており、その基準をクリアしない限り、輸出はできない。

また、地域課題においても、従来からの人口予測はもちろん医療現場における看護師などの需給判断や担い手確保のための計画など、さらには住民協働の仕組みなどの策定・実行には、法制度のみならず各種の情報知識が必要である。

この連載では、市民自治の実現と自治体改革を中心に、自治体の政策形成の担い手にとって必要な知識やノウハウ、例えば、新しい公共や自治基本条例、パブリックコメント、行政評価制度などをキーワードとして取り上げ、それぞれの制度的仕組み、先進事例、運用上の課題などの知識情報を共有したい。

## 新しい社会への潮流

戦後改革の一環として、日本国憲法の第8章「地方自治」に基づき昭和25（1950）年の地方自治法の制定により始まった戦後の地方自治制度は、最高法規である憲法による制度保証の下で、63年の年月を経て現在に至っている。

その間、日本は経済の高度成長によって国民生活は戦後とは比較にならないほど豊かになり、今や米国、中国に続く世界3位の経済大国として世界の経済を牽引している。

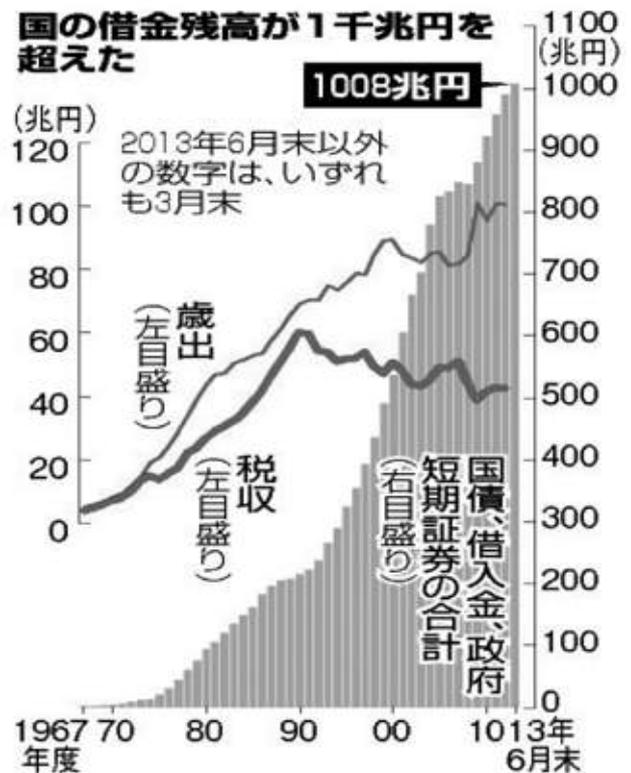
他方、文明開化の明治以降の近代化の推進力であった中央集権体制がその制度疲労を露呈し、1990年代の半ば以降、地方分権改革は進み、2000

年4月1日をもって日本は法制度においては地方分権体制に移行し、分権改革は21世紀の新しい社会形成に向けて大きな潮流となった。

このような分権改革の背景には、中央集権体制の下での東京一極集中や過疎・過密の地域偏在などを是正し、誰もが安心して暮らせる豊かな地方を求める声が時の流れとなったためである。

しかし、1990年代以降の国内において本格的な分権改革の流れが形成される一方、対外的には、国際化・情報化という新しい波に直面し、国内外における産業構造の変化とそれに連動した雇用環境の変化を経験し、かつてのない危機的情勢に陥っている。例えば、1998年のアジア諸国における通貨危機、2007年のリーマンショックなどの経験はこうした不安定さを象徴しており、この不安定さの影響は日本社会も例外ではない。

また、この1990年代の国際社会の変化を境に、国の税収入と歳出の開きは大きくなり、毎年の国の予算の半分を赤字国債で賄う財政運営の結果、今年（2013）の8月には国の借金残高は1000兆円を超える事態となった（朝日新聞、8月10日）。それに連動して、自治体の借入残高の規模も膨らみ、2013（平成25）年末の決算では200兆円を超えることが確実である。



## 「21世紀（2025年）日本モデル」へ

少子高齢化の進行が著しい日本社会においては、2010年から65歳以上の高齢者の人口が全人口の21%を超えるいわゆる「超高齢社会」に進入しており、合計出生率の改善のないまま少子化が進めば、2050年には全人口の10人のうち3人が高齢者になると推計されている。この高齢化に伴う社会保障費は、毎年1兆円ずつ増加しており、この社会保障の財源捻出のための消費税の引き上げが既成事実となっている。

こうした急変する社会情勢を反映し、福祉国家の根幹である社会保障制度の新しい形を求め進められた社会保障制度国民会議の報告書（2013年8月）は、「自助・共助・公助の最適な組合せによる社会保障」を基本的な考え方とし、「高度経済成長期に確立した『1970年代モデル』の社会保障から、超高齢化の進行、家族・地域の変容、非正規労働者の増加などの雇用の環境の変化などに対応した全世代型の『21世紀（2025年）日本モデル』への制度の改革が喫緊の課題」と示した。

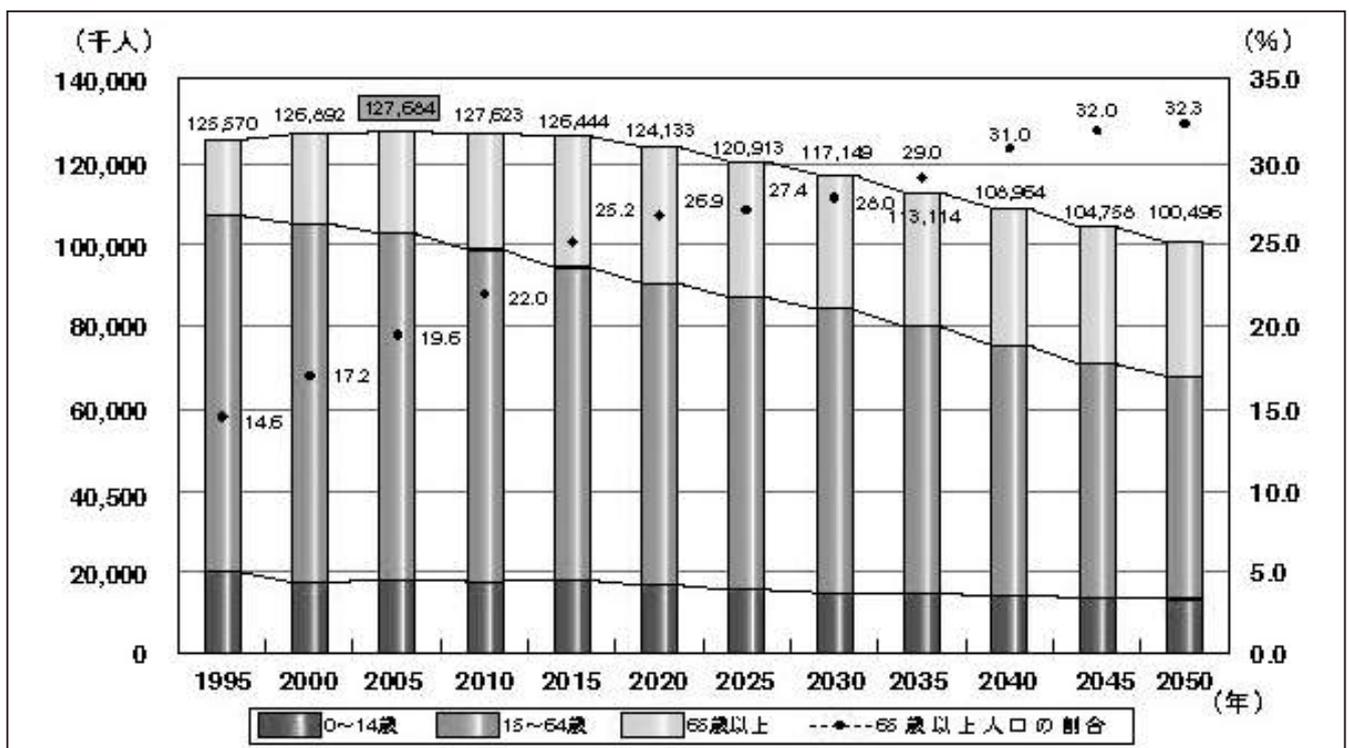
明治期以降の追いつき・追い越せの近代化が終

了し、人口増加と高度経済成長に支えられて来た戦後日本における福祉国家の形は、少子高齢化による「人口減少社会」に突入し、増え続ける社会保障費などの財政圧迫により、新しい社会福祉の形への転換を余儀なくした。

明治から昭和、そして21世紀の約200年にわたり、日本社会は「農村型社会」から「都市型社会」へ、そして今や「新しい公共」を基盤とする新しい社会形態の模索期に入ろうとしており、その間、近代化の推進力は「中央集権型行財政システム」から「分権型協働システム」へと変化した。

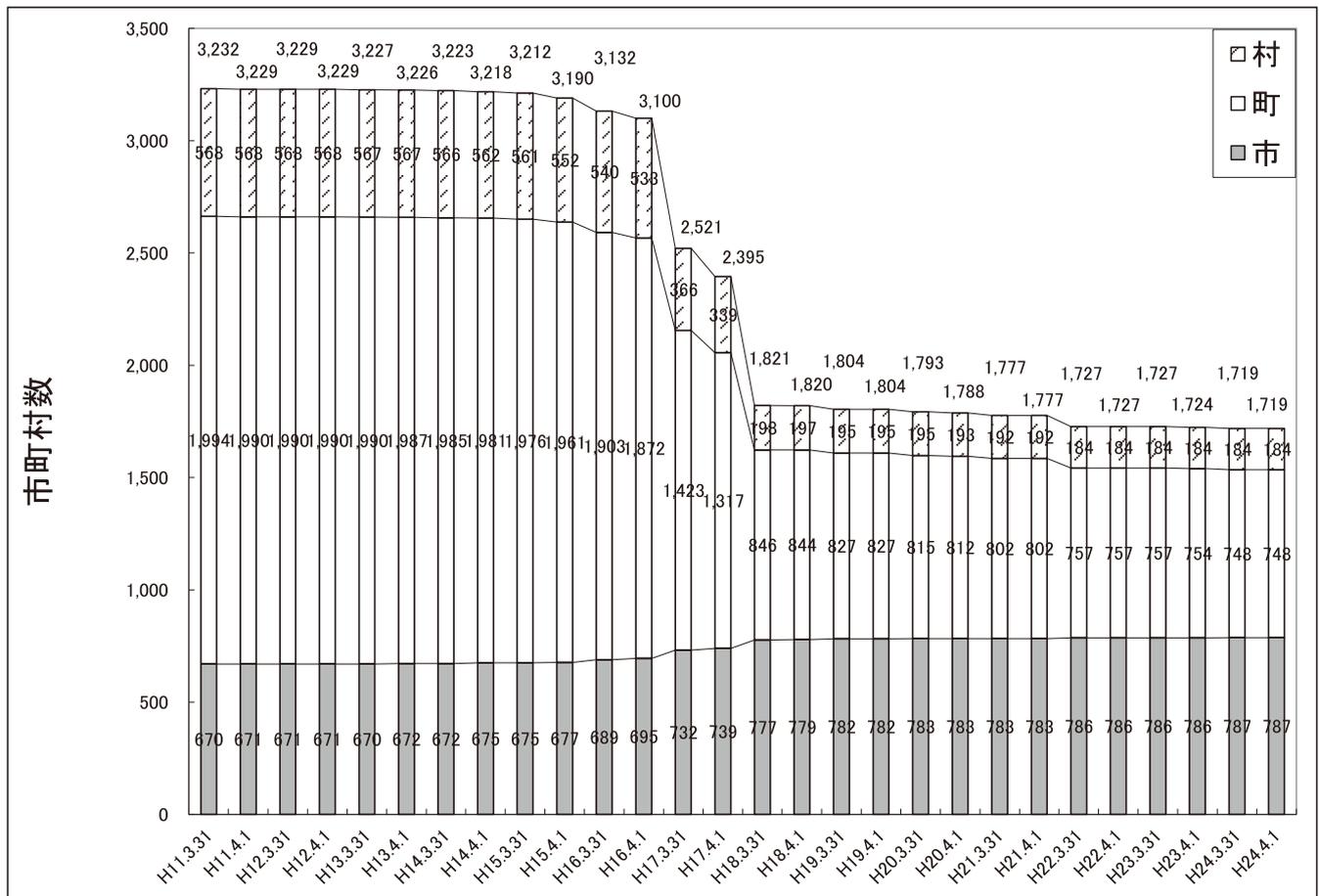
この分権型協働システムを目指す地方分権改革は、明治維新、戦後改革に続く、「第3の改革」と位置づけられ、1995年の地方分権改革の推進に関する決議から約20年間に及ぶ分権改革の推進により、国と地方は「上下・主従」の関係から「対等・平等」の関係へと変化した。改正された地方自治法に基づき、国と地方の役割分担の明確化が図られ、機関委任事務の廃止、新しい事務区分として「自治事務」と「法定受託事務」の設定、国の関与のあり方の見直し、そして国地方係争処理委員会の設置などが進められ、自治体における自己決定の

【図1】日本の将来推計人口



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 (2012)

【図2】市町村合併の推進



(出典) 総務省 (2013)

範囲拡大とともに自己責任の範囲も広がった。

他方で、こうした地方制度の改革にとともに、明治の町村合併、昭和の大合併に続く、21世紀にふさわしい自治体の行財政力量の強化の美名下に「平成の大合併」が進められ、市町村数は3,234（平成7年）から1,719（平成25年1月現在）まで激減することとなったが、平成17（2005）年の「夕張ショック」で経験したように、自治体の財政力強化は今のところ未完というより、年々悪化して行くばかりである。

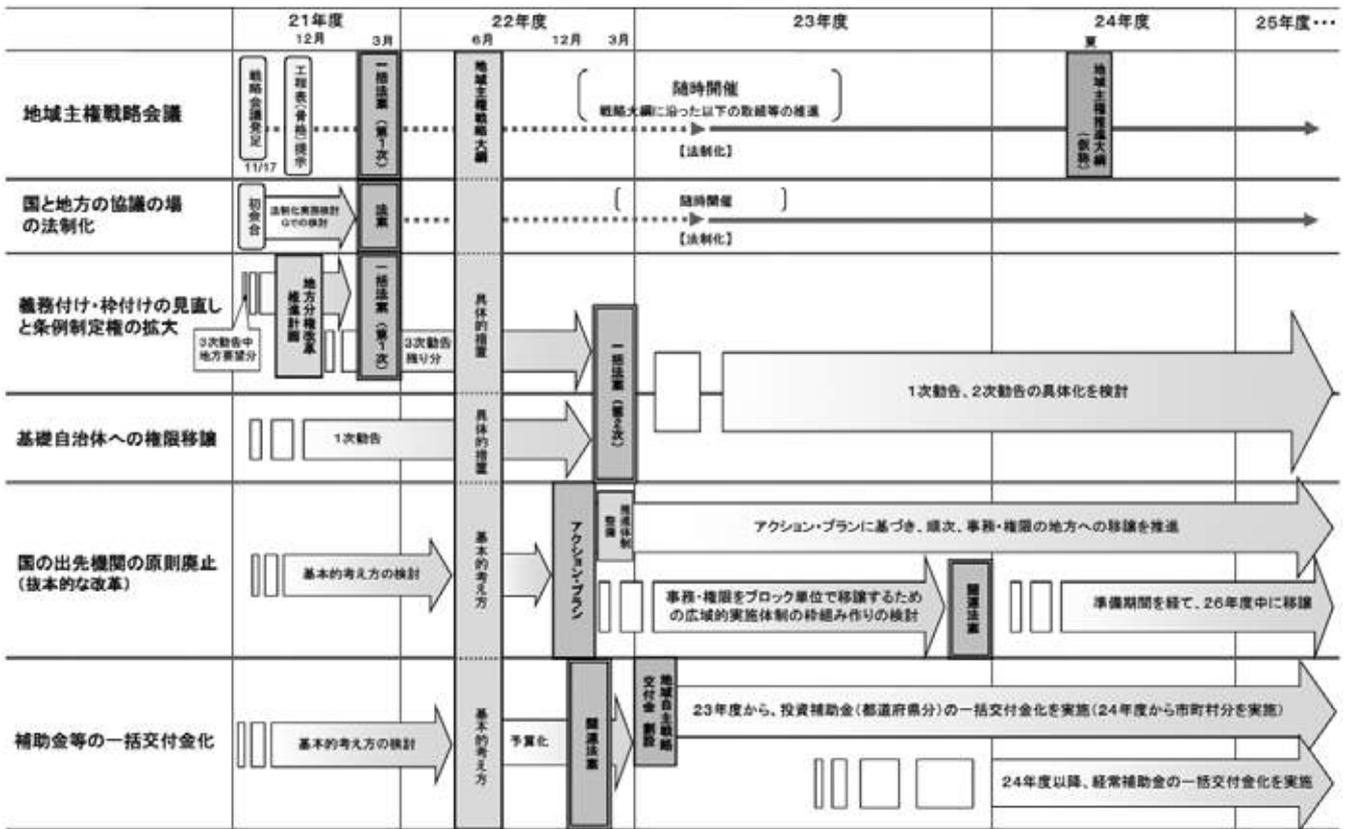
### 近年の分権改革の動向

平成21（2009）年9月の歴史的な政権交代により誕生した民主党中心の新政権の下では、「地域主権」という考え方が示され、新たに設けられた「地域主権戦略会議」の議論の中から、平成22（2010）年には「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。ここでは、「国と地方が対等なパート

ナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して『国のかたち』をつくる。『補完性の原理』に基づき、住民に身近な行政はできる限り自治体に委ねることを基本とする。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視する」との基本原則が確認されるとともに、その具体的なアクション・プランとして、出先機関の原則廃止及び義務づけ・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などが示され、第180回国会に提出されたものの、政権の自滅的な崩壊により廃案となった。

ただ、平成24（2012）年11月に閣議決定された「地域主権推進大綱」は、以下の9項目、すなわち、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②基礎自治体への権限委譲、③国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、④ひも付き補助金の一括交付金化、⑤地方税財源の充実確保、⑥直轄事業負担金の廃止、⑦地方自治制度の見直し、⑧自治体間連携など（道州制を含む）、⑨緑の分権改

【図3】地域主権改革の工程表



(出典) 内閣府HP (2011/1/25、地域主権戦略会議)

革の推進（地域主権型社会を支える地域活性化の取組みの推進）により構成されており、今後の課題については網羅されているといえる。

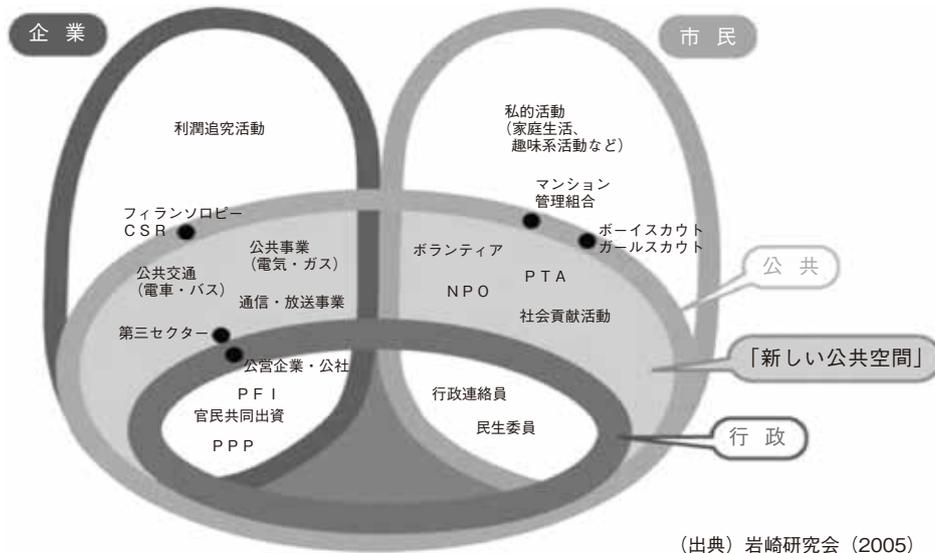
他方、平成23（2011）年に設置された「第30次地方制度調査会」に対しては、議会のあり方をはじめ住民自治のあり方及び社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方、東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方について諮問された。これに対しては、同年12月に「地方自治法改正案に関する意見」が提出され、閣議決定を経て国会に提出され、平成24（2012）年9月に公布された。その主な内容は、①地方議会の会期や臨時会の招集権などの地方議会制度、②再議制度の拡大、専決処分、条例公布などの議会と長との関係、③署名人数要件の緩和などの直接請求制度、④国などによる違法確認訴訟制度の創設、⑤一部事務組合などからの脱退手続きの簡素化など一部事務組合・広域連合などであった。

## 新しい公共の台頭

ところで、民主党政権の下で注目を浴び、一躍時の言葉となったのが「新しい公共」という概念である。民主党の「新しい公共宣言」では、新しい公共とは「支え合いと活気のある社会を作るための当事者たちの協働の場」と説明しており、新しい社会システムとして位置づけているが、その内容は以前から提示されている内容である。

この新しい公共がいつ頃から使われたのかは定かではないが、社会一般に広がったきっかけは、おそらく平成17（2005）年頃である。すなわち、この年、総務省に設けられていた「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」（通称、岩崎研究会）が示した報告書、「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して」の中において、従来からの「官民二元論」の限界を穴埋めするものとして新しい公共の構築を強調したことが時の行政改革の流れを汲みながら一般化したと考えられる。

【図4】新しい公共のイメージ



(出典) 岩崎研究会 (2005)

## 補完性の原理と ローカル・ガバナンス

戦後の集権的行財政システムの制度疲労に対する処方として進められた1990年代半ばからの地方分権改革は、「規制改革」と「分権改革」という2つの世界的な潮流をその背景としている。

しかし、戦後の地方自治制度はその運用原理として「民主的にして能率的な行政の実現」を掲げているがその具体的

ツールの「地方自治の本旨」という非常に抽象的かつ曖昧な表現を用意しているに過ぎなかった。

それに対し、1990年代半ば以降の地方分権改革の過程において採用された「補完性の原理」(The Principle of Subsidiarity) は、普遍的な地方分権改革の理念的支柱として、その市民権を得つつある。この補完性の原理は、ヨーロッパ社会のカトリック教会の教理から派生した概念として、ヨーロッパ社会では一般的な用語として定着している。例えば、ヨーロッパ地方自治憲章(1985年採択)の中では、「公的な責務は、一般的に市民に最も身近な自治体が優先的に履行する」(第4条第3項)と記されているが、まさに「決定は、できる限り身近なところで行われるべき」というカトリックの教理に通じる考え方である。

この補完性の原理が示しているのは、個人から家族(家庭)、家庭から地域社会、地域社会から公的機関(政府機関)への役割分担の仕組みを実現しようとする民主的原理により徹底した考え方であり、自治制度の運用原理としてもそのままではまる。すなわち、市町村から都道府県、都道府県から中央政府への役割分担のあり方を内包しているといえる。

他方、統治形態の変容を象徴的に表す表現として脚光を浴びた「ガバメント」(Government) から「ガバナンス」(Governance) へというキャッチフレーズは、21世紀の発展的な社会統治のあり

この報告書には新しい公共の概要を示す資料が添付されており、その中に上記のイメージ図が含まれている。

この報告書の理解によれば、少子高齢化の進展に伴う公共サービスの新たな期待などにより公共の範囲は拡大しつつあるが、団塊の世代の大量退職や財政的制約により、行政の守備範囲は相対的に縮小され、この行政と公共の領域にズレが生じている。従って、この領域をイメージ図が示しているように、民間(住民と企業)が担う取組み(アウトソーシングや地域協働)の推進により、多角的な協働による公共的サービスを提供すれば、公共が豊かになるとともに、行政は行政でなければならない領域に重点的に対応するとのロジックである。

こうした公共と行政の新しい役割分担論の視点が本当に有効な手段なのかどうかは、その後の逼迫する公共サービスの現状を見れば一目瞭然であるが、社会的なセフティーネットである生活保護の受給件数の伸びという1つの象徴的指標から見ても有効な手立てとは到底思えない。

企業の社会的責任(通称CSR、Corporate Social Responsibility) や官民協働(通称PPP、Public Private Partnership) などの様々なアプローチが試みられているが、従来の政府提供の公共サービスと新しい公共を分かち合い支えるほどの主体となりうるのかは未知数である。

方を展望する上で重要なキーワードである。それは、20世紀の半ばまで比較的安定的に維持されてきた行政国家は1980年代を境に、政府財政の危機、新右派の躍進、情報化及び国際化の深化などの政治経済社会の急激な変化に対応できず、政府失敗の拡大、政策決定における専門化の傾向、伝統的な政府責任の弱化などの亀裂が生じることとなった。

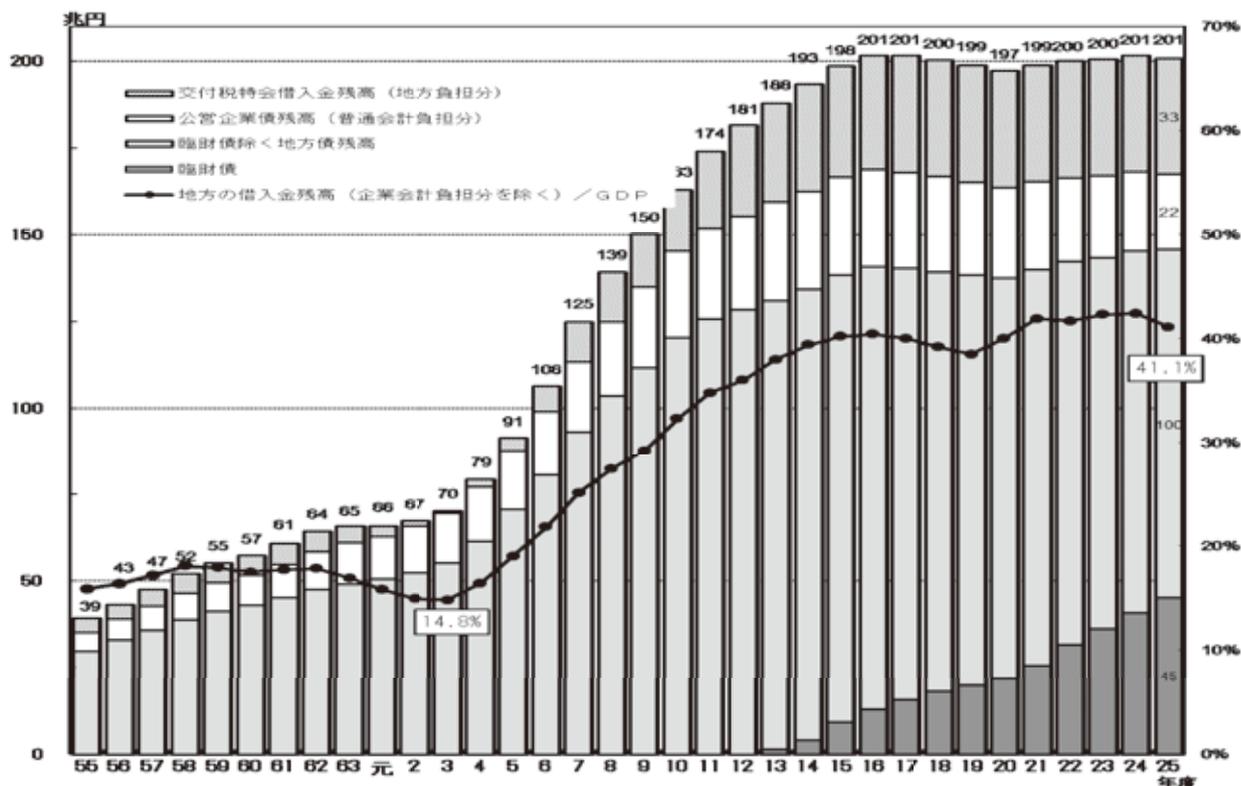
こうした背景の中から1990年代の2つの世界的潮流となった規制緩和及び分権改革は、伝統的な行政国家の亀裂を克服するための対案としての性格が強いため、伝統的な政府主導よりは市場原理を重んじる新自由主義による政府改革にその焦点が置かれる一方、従来の政府統治とは異なった新しい統治形態として、ガバナンスが注目を浴びることとなった。一般的に知られている新公共管理としてのニューパブリック・マネジメント（通称NPM、New Public Management）はその象徴的な存在であった。

しかし、統治のあり方としての「ガバメントからガバナンスへ」の変容は、もっぱら経済効率最

優先の政府（行政）改革のための手段的な意味合いだけでなく、20世紀型の量的充足に安住した福祉国家から暮らしの安全や安心など身近な生活空間における公共サービスの質的充足を求める21世紀型の福祉国家への移行を意味するものである。従って、ガバナンスの追求は、この質の高い公共サービスを担う21世紀型の福祉国家における新しい統治のあり方または新しい社会形態のあり方を示しものであり、それを担う主体としての地方自治への期待がこのローカル・ガバナンス（Local Governance）として現れたといえる。このローカル・ガバナンスへの関心の高さは新しい社会における地方自治の地平を切り開く意味合いを持っている。

また、その世界的な視点であるグローバル・ガバナンス（Global Governance）は、情報化と国際化を背景とし、国際社会における多種多様の課題を一つの国や地域を乗り越え、地球規模での国際的な協力の下で解決しようとするものである。今日の温暖化防止や労働基準などは、こうした国際的な取り組みにより、その改善が図られている。

【図5】 地方財政借入残高



(出典) 総務省 (2013)

## 行政改革とひっ迫する自治

さて、2000年4月の地方分権一括法の施行以降、今日まで13年の時が経っており、1995年の衆参両院の地方分権改革決議からして18年が過ぎている。人間にすれば、生まれた赤ん坊が高校を卒業し、もう少しで成人になるまでの時間であり、決して短い時間ではない。

この「豊かな地方」を目指した地方分権改革は、どの程度実現され、地方は豊かになったのだろうか。確かに、分権改革の成果として、自治体を縛ってきた機関委任事務の廃止と事務区分の変化により自治体の政策選択の幅は広がり、自治体の合い言葉として「政策形成」が合唱され、まちづくりの理念や手法も多様化し、個性豊かな地域も増えている。地域住民の間に、自治意識が生まれ、地域の問題を自らの手で解決しようとする動きも日常的に見られるようになり、そうした先進事例が新聞などのマスコミの注目を浴びることもしばしばである。

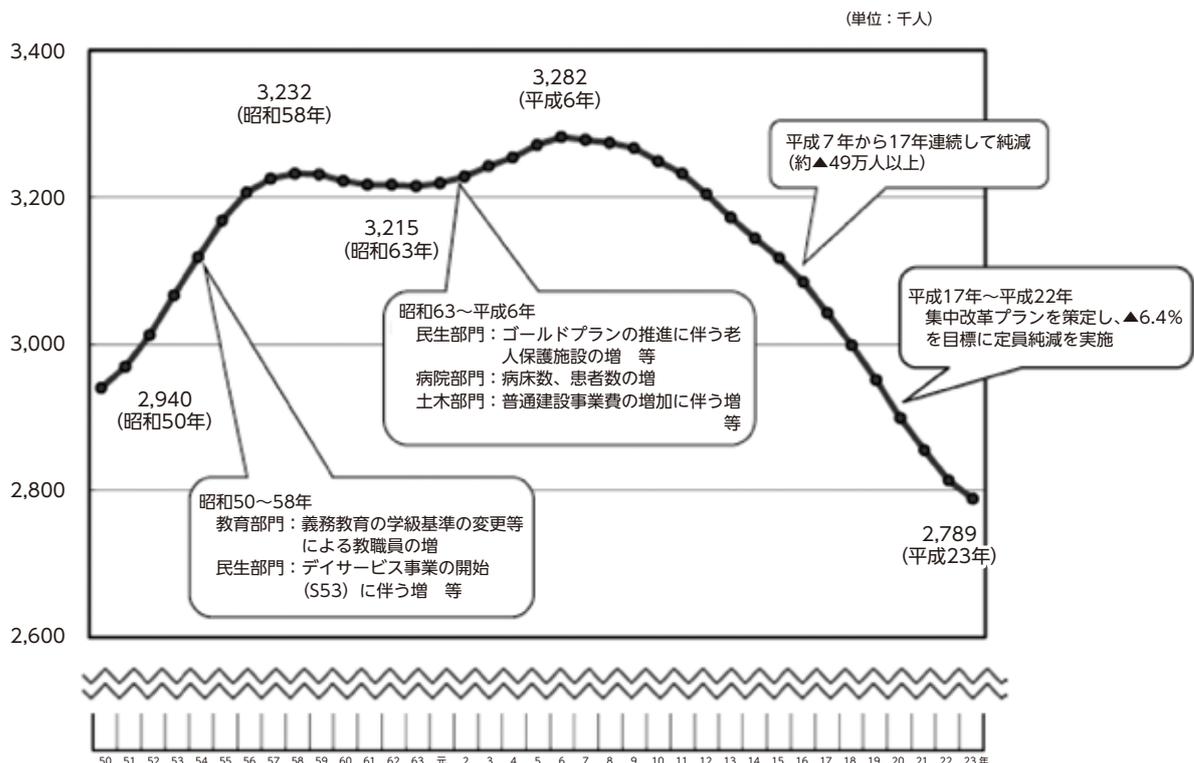
しかし、一方では、不景気とそれに連動する税収入の伸び悩みがあいまって自治体の財政状況は

厳しさを増すばかりである。図5が示すように、地方の財政難も深刻である。こうした財政難により育児や介護など人々の生活に欠かせない基本的な公共サービスさえも行き届かない地域が生まれ、その担い手の確保さえもままならない地域もある。人が住めなくなった「限界集落」という言葉も日常的に耳にするようになり、「出産難民」という言葉もあるほど、地方の置かれている状況はあまり進んでいない。むしろ後退しているように思える。

さらに、地方分権改革の推進とあわせて自治体における行財政力量の強化の下で、2005（平成17）年には「骨太の方針2005」（閣議決定）・「新地方行政指針」（事務次官通知）・「行政改革の重要方針」（閣議決定）が、また2006（平成18）年には「行革推進法」の施行・「行政改革大綱」・「地方行革新指針」（事務次官通知）などの一連の行政改革の動きが続き、その中で自治体に対しては2005（平成17）年から2009（平成21）年を計画期間とする「集中改革プラン」の制定とその実行が求められた。

この集中改革プランでは、計画期間5年間にお

【図6】 地方公務員総数の推移



(出典) 総務省 (2012)

ける地方公務員の定員削減（5.7%）と給与構造の見直しを求め、その結果、集中改革プランが終了した2009（平成21）年まで約75,000人（約7.5%）の純減、約6,000億円の人件費の削減が行われたといわれているが、その効率化は住民の暮らしの向上にどの程度寄与したのだろうか。

本来、ナショナルミニマムとして政府が責任を持ってすべての住民に提供される公共サービスが規制改革や社会協働の名の下で民間に開放されており、官民協働の美名下にPFI（Private Finance Initiative）やPPPなどの手法が採択される時代となったが、それで住民の生活は良くなったのか疑問である。例えば、住民の福利厚生増進のために設けられている「公の施設」などの維持管理は、2003（平成15）年から導入された「指定管理者制度」の下で短期契約により経済的効率の視点から運用されているが、従来の公共事業のような大型事業はともかく予算規模の小さい不採算部門に参入する企業（その職員のほとんどが派遣や非正規職である場合が多いといわれるが）によって充実した住民サービスを期待するのはそもそも無理な話である。

## 今、自治体に求められているもの

自治体の行政現場では、すでに担い手の不足が深刻さを増している。保育から介護、教育、福祉、環境など、ほとんどの行政分野において人材不足が日常化しており、再雇用や非正規職雇用などで人的な穴埋めをしているものの、その労働条件は決して望ましいものではなく、その中で、質の高い公共サービスが生まれ維持されていくのか疑問である。

また、公共サービスをめぐる人材不足が続けば、人材をめぐる争奪戦が起こり、財政的ゆとりのあるところに人材は流れ、そうでないところは慢性的な人材不足になる。こうした財政状況による人材の偏在が公共サービスの安定かつ持続的な提供を妨げ、悪循環を生み出す原因である。財政の格差に、人材の格差が加われば、公共サービスの格差が生じるのは自明であろう。こうした格差の連

鎖が地域社会や住民にとって望ましい状況ではないはずである。

20世紀の福祉国家（welfare state）は、「揺りかごから墓場まで」を政府の役割と考え、多種多様の公共サービスによって人々の生活を支えてきたが、この福祉国家の見直しによって出来上がる新しい社会は、今までの福祉国家より公共サービスの質の高い住みやすい社会になるのだろうか。

新しい公共の考え方では、住民と企業とによる民間との協働の下で、行政は行政でなければならぬ領域に重点的に対応するというが、行政が重点的に対応すべき領域とはいったいどこなのだろうか。

また、欧米諸国のような宗教社会によるボランティア活動、労働組合を媒介した市民社会活動の基盤の脆弱さが指摘されている日本社会にとってこれから訪れる新しい社会に向けて公共サービスの担い手を確保すること以上に喫緊の課題はあるまい。

財政不足や人材不足などの悪条件の中でも、如何にして地域社会と住民の生活を守り、より質の高い公共サービスを提供できるかを模索し、それを地域社会や住民に示し、解決方法を共に考え実行していくことが自治体の真の役割であり、そこから官民協働の仕組みが生まれてくる。

3・11以降、地域社会においては安全と安心の暮らしを如何に確保するかに関心が高まっており、従来のような与えられた公共サービスではなく、自らが提供する側となり、地域社会と共に暮らしの空間を再構築しようとする意識が強くなっている。自治体政策は地域社会の様々な公共の課題を解決する手法であり、政策形成はそのプロセスを指すが、今ほど自治体の政策形成能力が求められた時代はない。困難な課題が山積している今こそ、地方自治の存在意義と政策形成が試されているといえる。

### 申龍徹（シン ヨンチョル）

1969年韓国ソウル生まれ

現職：千葉県地方自治研究センター主任研究員、法政大学公共政策大学院客員准教授

専攻：行政学・地方自治・国際関係論

著書：「東アジアの公務員制度」（共編著）、「アジアの中の日本官僚」、「自治体経営改革」



## 公益財団法人 **ちば県民保健予防財団**

ちば県民保健予防財団労働組合  
書記長 石井なおみ

公益財団法人ちば県民保健予防財団は、千葉県における結核をはじめとする感染症、がんその他生活習慣病等の予防に関する支援並びに県民が求める健康の保持増進へ向けた調査研究及び普及啓発を行い、もって公衆衛生と福祉の向上に寄与することを目的とする団体です。

### 財団の歴史

公益財団法人ちば県民保健予防財団は平成15年に県内の健診4団体（財結核予防会千葉県支部・財千葉県対がん協会・財千葉県予防衛生協会・財千葉県医療センター）が統合し設立された団体です。現在の千葉市美浜区新港には平成17年に総合健診センターを開設し現在に至ります。本年度で統合10周年を迎えます。

健診車両による各種健康診断の巡回出張、職場環境測定出張、施設内における人間ドック（一般ドック・脳ドック）、事業所健診、がん検診、専門外来による2次健診、精密検査、予防接種対応

を行っています。

平成20年度からは特定健診・特定保健指導の対応も始まりました。国や自治体の健康施策の影響がダイレクトに業務に反映されてくる職場です。平成24年度には公益財団法人となり現在の名称になっています。

### 働く者としての財団

正規職員数300名を超える団体ですが、健康診断業務は季節的にスケジュールがあり、ピーク時の非正規職員の数は出張現場へ直行される方も含めると膨大です。

労働組合は統合時に、4団体の組合が統合し設立されていましたが、一時は統合による活動力の低下により組合員数が減少し続けました。労使交渉もなく、定期昇給の凍結がされる、新規職員採用の中断、給料表の不利益変更がされるなど労働者軽視の状況が続き組合解散の危機に一時は追い込まれました。しかしその状況に疑問を持つ職員が組合の立て直しをはかり、自治労加盟を果たし現在に至ります。現在の組合員数は73名、執行委員会7名で活動をしています。

現在では、労使交渉の確立、組合事務所の開設、当局との定期的な職場問題の話し合い、安全衛生委員会の定例開催がなされるようになりました。労働者軽視の時代には、非正規職員の雇い止め、新規採用職員の短期での退職



が相次ぎ、30代の年代層の空洞化、団塊の世代の退職後の管理職の養成などが大きな課題となっています。

非正規職員の労働組合加入については労組としても取り組みたいところですが、様々な勤務形態、特に出張業務の多い特徴があるため、なかなか取り組みづらい状況です。現在も慢性の人材不足があり、医師、看護職、臨床検査技師、放射線技師などの医療専門職だけでなく、営業職、業務管理の事務職の不足も問題とし、労使交渉のひとつとなっています。

女性の多い職場ではありますが、管理職、特に部長級以上の割合は少なく、これからの課題といえましょう。また、業務によっては昼夜問わず電話等での調整業務等があり、サービス残業化している側面があること、専門資格の取得に対しての手当など職員のスキルアップ向上への取り組みなどの要求も課題です。

## これからの職場展望

先に述べたように、国や自治体の健康施策が事業に大きな影響を及ぼされる団体です。常に、そのような情報に早く対応し、なおかつ柔軟に受け入れていくことが必要です。まだまだ、旧団体からの体質を色濃くもった職員もおり、なかなかそのことが理解できない者も存在します。現在の団体で雇用された職員にとってはそのようなことは迷惑でしかなく、これからの財団の事業を担っていく世代を大切にしていかなければなりません。

また、健康診断を実施するだけでなく、疾病予防に国が力を入れている現在、そのことを理解して事業に取り組んでいくことが必要です。大きな団体になるととかく、日々の業務をこなす

ことに追われがちになります。職員ひとりひとりがパーツになるのではなく、自分がそのなかでどのような役割を担い、その結果がどこにつながっていくかを考えて仕事をしていくことがやりがいにつながると考えています。

女性の職員に対する、3年の育児休業制度、保育料補助制度（予定）や年次有給休暇の時間取得制など制度的な面では整ってきていると思います。それを実際に活用できる職場を確立していくことが労働組合としても働きやすい職場づくりの提案として今後も取り組む課題となるでしょう。

また、この事業分野はIT化が進んでおり、国に対する報告等は電子データで求められてきます。医療機関としての側面以外にも様々な顔を持つ職場です。しかし、基本的に私どもはサービス業であると思っています。お客様に常に正確な健康診断結果と、満足のいく各種サービスの提供をしていくことが、職務と思って日々取り組んでおります。

千葉県中を私どもの健診車は今日も走っています。見かけましたらよろしくお願いいたします。地域や職場にお伺いさせていただき、また、私どものセンターでも皆様を笑顔でお迎えいたします。そして、それが皆様の将来の健康を守るものと信じて！

「ちば県民保健予防財団へようこそ！」



保健指導出発風景



## シリーズ 千葉の地域紹介 市原市

- 人口：281,466人  
(2013年9月1日現在)
- 世帯：120,536世帯
- 市の木：イチヨウ
- 市の花：コスモス
- 市の鳥：ウグイス

# 未来へ向けて 夢発信 いちはら 自然の恵みと、先人の培った上総の伝統、 輝かしい未来に向かって

市原市職員労働組合 須藤 和人

海苔の豊富な海がありました。

緑濃い山野がありました。

千葉の方言しか話さない人々がいました。

今、海は石油コンビナート工場の沖あいにあります。

山野には、日本有数のゴルフ場（33施設・全国1位）  
が芝を張っています。

そして、全国各地から集まった労働者が家を持ち子  
供を育て、標準語が多く語られています。

王賜銘鉄剣の出土で、遠いはるかな昔に明るい文化が開いていた市原市。

昭和38年5月1日、市原・五井・姉崎・市津・三和の5町が合併し、県下19番目の市として人口7万2,788  
人で誕生した市原市。さらに、昭和42年10月には、南総町、加茂村を編入して今日に至っております。

今年4月1日現在の総人口278,276人。

面積368.20平方キロメートル県内で一番広い市域を持ちます。

今年5月1日に市制施行50周年を迎えました。



## 中房総国際芸術祭 いちはらアート×ミックス

今年市制施行50周年を迎える市原市では記念事業として、「中房総国際芸術祭 いちはらアート×ミックス」を開催します。

この芸術祭は近年、少子高齢化が進む南部地域を中心に、豊かな自然や田園風景、地域に根差した生活・文化などの資源を活かし、アートを媒介として国内外の次世代を担うアーティストと地域住民・企業・行政が連携しながら、継続的な地域活性化の礎を築くことを目的にしています。

「瀬戸内国際芸術祭」や「越後妻有大地の芸術祭」を企画・演出する北川フラム氏を総合ディレクター



に迎え、アーティストは現代アート、演劇、食など様々な分野の専門家が世界各国から集まります。

市原市は、都心から約一時間で来ることができる首都圏のオアシスであることから、「晴れたら市原、行こう」を合言葉としてピクニックやハイキング気分であらゆる気軽に参加できる芸術祭を目指しています。

桜と菜の花が満開の市原へぜひお越しください。来年の春は、晴れたら市原、行こう

### <開催概要>

会 期：平成26年3月21日（金・祝）～5月11日（日）52日間

会 場：市原市南部（小湊鐵道上総牛久駅～養老溪谷駅一帯）

主 催：中房総国際芸術祭いちほらアート×ミックス実行委員会

総合ディレクター：北川フラム（アートディレクター）

作品数（予定）：40

参加作家：AigarsBikse（ラトビア）、姜侖秀（韓国）、IzharGafni+CardboardTechnologies（イスラエル）  
岩間賢、藤本壮介、指輪ホテル、NPO法人市原星空キャラバン隊ほか（7/4日現在）

活用資源：閉校した小学校、小湊鐵道、豊かな自然、地元産農作物等

問合せ：中房総国際芸術祭いちほらアート×ミックス実行委員会

電話番号0436-50-1160 URL：<http://ichihara-artmix.jp/>

## 市原市マスコットキャラクター「オッサくん」

上総いちほら国府祭りのマスコットキャラクターとして誕生した「オッサくん」。市制施行50周年を機に、デザインも新たに市原市のマスコットキャラクターになりました。

「オッサ」とは、市原市の方言で「そうだよ」とか「もちろんそうだと」という意味。

市の鳥・ウグイスをモチーフに、頭には市の花・コスモス、ポシェットには、市の木・イチヨウをデザインしています。シャキッとした元気な性格で、いつでも『オッサ』=YESと前向きです。



## 南市原・中房総の新たな玄関「市原鶴舞バスターミナル」

平成25年4月に開通した圏央道市原鶴舞インターチェンジのすぐ近くに南市原・中房総の玄関口として、市原鶴舞バスターミナルは誕生しました。高速バス・路線バスの発着点としてだけでなく、南市原・中房総地域の総合観光案内板を設置し、観光情報の拠点として魅力いっぱいの情報を発信しています。また、待合所前の広場は、イベントスペースとして開放されており、現在は地元の方による産地直売会等が行われています。交通拠点としての機能だけでなく、観光振興・地域活性化に寄与する新しいバスターミナルの形を示していきます。





## 市制施行50周年記念 上総いちほら国府祭り

歴史や文化に根ざしたふるさと市原の魅力を市内外に発信し、多くの方々に訪れて頂く事でまちの賑わいを創出するとともに、市民の幸福度の増加や誇りや郷土愛を育むことを目的に10月の最終週の土・日に開催されています。

祭りを「集団で楽しむ」「見て楽しむ」「やって楽しむ」ということから「幸福」を感じることができます。

上総の国の「国府」から全ての人々に「幸福」を提供するものです。昨年は2日間で約10万人の観客の方々に訪れていただきました。



## 市原湖畔美術館（市原市水と彫刻の丘）

平成7年11月11日に「市原市に水と彫刻の丘」としてオープンし、直接触れて鑑賞できる彫刻の展示や、様々な企画展が開催されていましたが、平成23年度から改修工事を行い平成25年8月3日に、「市原湖畔美術館」という愛称で本市の観光振興、芸術文化振興、地域振興等の場としてリニューアルオープンをしました。また、アート×ミックスの中核施設としての役割を持っています。

高滝湖を展望できる敷地内には、千葉県産の旬の食材をのせ、本格石釜で焼き上げたピザなどを提供するイタリアンレストラン「Pizzeria BOSSO (ピッツェリアボッソ)」も新たにオープンしました。



## 上総更級公園（市原市総合公園）今年4月1日にオープン

9.9ha（東京ドーム2個分）の公園には、さまざまなイベントに対応できる常設ステージのあるイベント広場や広大な芝生広場そして水辺を散策できる修景池などが整備されています。

夏場には子供が水遊びできるジャブジャブ池やスケートボードなどを楽しむことのできるスケートコートオリプリランドもあり、連日多くの人々が来園し賑わっています。

この上総更級公園は防災機能も備えていることから災害時の一次拠点としての活用も可能となっています。



— 県議会報告 —

# 人間らしく生きぬける県政を



千葉県議会議員（流山市選出）

小宮 清子

まさに猛暑の夏でした。熱中症にならないようにとの呼びかけも多く聞かれました。

特に心配されたのが高齢者ですが、8月26日から9月1日までの一週間の搬送者数の44.9%は65歳以上の高齢者でした。今、高齢者はどのような暮らし方をし、どのような不安を持ち、県政はどのように答えようとしているのか、日々の活動と市民からの声を併せて見ていきたいと思います。

## 高齢者福祉の充実強い県民の要望

日本全体が少子高齢社会、人口減少へとつき進んでいます。平成25年3月31日現在、千葉県的人口は613万6,000人。このうち65才以上は142万2,000人となり高齢化率23.17%です。今後平成37年には高齢化率28.7%に達する見込みであり、県民の3人に1人が高齢者となるのに時間はかかりません。これまで経験したことのない高齢社会をむかえることに対して、そして現在進行中の高齢化に伴う問題に対して県民は県政に切実な声を発しています。しかし、受け止めきれないのが今日の県政の現状です。県が行っている県政に関する世論調査による県民要望の最新調査をみると（平成24年12月）、一位は災害から県民を守る、二位が高齢者福祉を充実するです。東日本大震災以前の調査では常に高齢者福祉充実が一位でしたが、震災以後災害への意識が強まったと思われます。高齢者福祉の充実毎年かわらない県民の強い要望ですが、この事に対して依然としてきびしい状況がかわらないことが要望の切実さに表れています。

議員の地域での活動には多くの具体的要望・相談等が持ち込まれます。なかでも高齢者の介護問題は多く、「病院から退院をせまられているが、家で介護はできない。特養に入れたい。」とか、「老々介護の生活をしているが限界だ。どちらか

一人施設にと思うが、経済的にきびしい、安い所を探して欲しい」とか、「認知症が進んでしまった母を日中一人にしておけない。自分は仕事に行かなければいけない。仕事を辞めたら食べていけない。特養に入れたい。」、在宅でなんとかやっっていけないかという声はなく圧倒的に施設入所を求める家族の声が多いのです。

介護を受けている高齢者本人の希望はいったいどうなのだろうかと思います。しかし、現実の特養の壁は厚く高いのです。

## 在宅、ひとり暮らし、要介護5でも入れない特養

県が年に二回調査をしている特別養護老人ホーム入所希望者数（平成25年1月1日現在これが最新）によれば、特養待機者は県内に18,774人。このうち居宅・ひとり暮らしの方が3,603人。さらにこのうち要介護5の人が405人です。在宅、ひとり暮らし、要介護5で特養入所を待っている方が405人いるのです。在宅介護サービスを当然受けているでしょうが、日々どのように暮らしているのか、その暮らし方を想像することができるでしょうか。その不便さ、その不安にと思いをさせねばならないと思います。

しかし、特養をやたらつくれば解決するとはもちろん考えていません。介護保険料は、県・市の財政にも深くかかわることです。しかし、千葉県における特養の数は少なすぎるといえます。

## 特養整備は全国最下位クラス

65才以上人口10万人に対する特養定員数をみると平成20年10月1日現在、全国平均1,498人に対し千葉県は1,179人、全国都道府県最下位47位（国

統計調査)。平成24年10月1日現在全国平均1,653人に対し千葉県は1,392人全国都道府県下から2番の46位(千葉県独自調査)。全国都道府県と比較しても特養が少ないことがよくわかります。千葉県高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度)では平成24年3月17,434床を平成26年度24,054床に増やす計画です。しかし、千葉県の高齢者人口の増加率は埼玉県に次いで全国2番目であり、一人暮らし高齢者の増加率も埼玉県に次いで2番目です。介護を必要とする、特養入所を希望する高齢者の数は増え続けます。

## なぜ増えるお泊りディサービス

介護保険事業として在宅介護を支えているディサービス事業がありますが、特養入所のむずかしさや在宅介護のきびしさを反映してか、この本来通所介護事業所で宿泊サービスを法定外で行っているお泊りディサービスがじわじわと広がっています。平成23年9月9日時点での県の調査結果をみると、県内121カ所のディサービス事業所が実施していました。今後予定しているところが59事業所ありました。

利用期間は短期(1～5日)から長期(1年以上)最長4年。利用者負担金は無料の事業所から一回の宿泊費15,000円の事業所まであり平均3,337円。寝る場所・食事代・防火設備・職員配置等何の基準もなく放置状態が続いています。ようやく県は平成24年9月議会で「調査の結果から宿泊サービスを利用する方の安全面やプライバシー等に配慮した設備や耐性の整備が必要と考える。事業者・市町村等をメンバーとする研究会を設置し、運営に係る課題等について検討する」と答弁し、今年8月ガイドラインの案がまとまりました。ガイドライン案として利用日数は原則として30日以

内、人員配置は看護職員又は介護職員常時1名以上、定員は通所事業所の2分の1以下かつ10人以下、男女同室をとらないこと、宿泊サービス計画作成等が示されています。野放し状態からようやく県としての目が届きはじめました。

国は在宅介護の目玉として平成24年度定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスを創設しました。しかし、現在でも県内9市14事業所しか取り組んでいません。

利用者は今のところわずか205人です。

千葉県の高齢者介護の実態と施策のごくごく一部を述べてきました。人間らしく生きぬくことができるのだろうか、長生きが喜ばれないのではないだろうかという思いをこの社会にいただいている人のいかに多いことでしょうか。介護施設をさがして走りまわる家族。夫婦・あるいは兄弟姉妹、あるいは親子の高齢者家族からの切実な声と、介護保険サービスを受けていてもきびしい在宅介護を訴える声。そして、何よりも高齢者自身の思いをしっかりと受け止め高齢者の人権を守りぬく、最後まで人間らしく生きぬくことを支える千葉県政でなければならないという思いです。あらためて介護保険法の目的第一条に“尊厳を保持し”という文言が入っていることの意義を深く感じています。



— 市議会報告 —

# ペット問題への取組み



市川市議会議員  
石原よしのり

2011年4月、私は市川市議会議員に初当選しました。その際「人とペットが共生するまち市川をつくる」「ペットの殺処分ゼロをめざす」を公約の一つとしました。

そこで、ペットを取りまく状況、我が国のペット行政と、私の市政における取組について紹介したいと思います。

## 1. ペット問題に関わるきっかけ

私がペット問題に関心を持ったのは、十数年前に我が家で犬を飼おうとした時に相談に乗ってくれた犬の飼い方の専門家（ドッグトレーナー）との出会いです。テレビに出ていた犬種が気に入りその犬を飼いたいと考えていた時、犬のトレーニングを受けていた知人に専門家の知識を借りることを強く勧められました。会ってみると、そんな甘い考えで飼ってはいけなと一喝され衝撃を受けたものです。その時受けた指導の重要なポイントは次のようなものです。

犬を家に迎えるには、

- ① 家庭状況、住居事情、経済状態など、15年先まで飼いきれるかどうかを熟慮する
- ② 犬種の特徴を知り、その家に適した犬種を選ぶ
- ③ 犬の性質や健康管理、躾など適正な飼い方の知識を持つ
- ④ 信頼のおけるブリーダーから健康な子犬を手に入れる  
飼い始めてからは、
- ⑤ 人間社会のルールに適応できるよう、基本的な躾とともに人や他犬との良好な関係を持つための社会化をする
- ⑥ 常に安全を心掛け、愛情をこめて心身ともに健康を保つよう飼い続ける

我が家ではこれらのポイントを忠実に守り、犬

を手に入れるのに1年以上の時間をかけました。その後も助言に従って飼育をしてきたので、今も幸せな犬との生活を満喫しています。そして幸せな飼い主を増やすために、ドッグライフカウンセラーの資格も取り動物愛護活動に関わってきました。

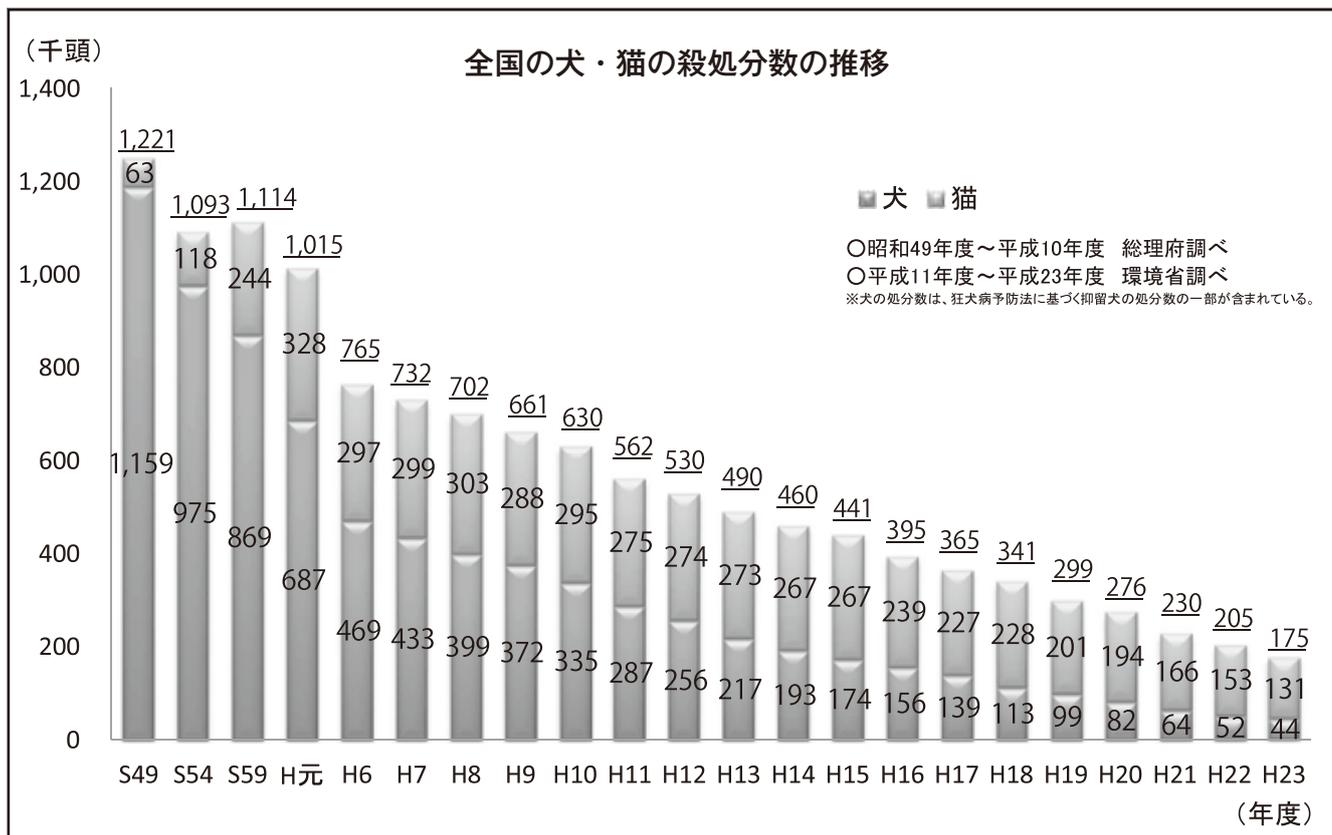
## 2. ペットをとりまく状況（殺処分）

全国の犬・猫推計飼育頭数は、2,154万頭（犬：1,193万頭、猫：961万頭）で、15歳未満の人口1,649万人（平成25年4月1日推計）をはるかに超えています。（※1）

しかし一方では、飼いきれなくて行政に引き取ってもらって殺処分という運命をたどる犬や猫も少なくありません。動物愛護団体の里親活動や行政の努力のおかげで殺処分の数は減ってきていますが、それでも平成23年度で17万5千頭もの犬と猫が殺処分されています。

千葉県には、千葉県動物愛護センター（富里市）の他、政令指定都市の千葉市、中核市の船橋市、柏市に収容施設があり、平成23年度には、犬1,199頭、猫4,027頭、合計5,226頭が殺処分されています。動物愛護センターに視察に行くと、人が来るたびに「今度こそ飼い主が迎えに来た！」とばかりに視線を向ける犬たちの姿に心が痛みます。

動物愛護センターでは、殺処분을減らすために、引き取りを希望する飼い主に翻意を説得する一方、引き取った犬と猫については譲渡を増やすよう努めています。しかし譲渡は様々なトラブルを抱えた犬や猫を里親ボランティアが苦勞を覚悟で引き受けているという一面もあるのです。引き受けを里親ボランティアに頼ってはいは問題の根本的な解決になりません。手放される犬や猫が発生しないようにすることに重点が置かれるべきでしょう。その最も効果的な対策は安易に飼い始める飼い主をなくすということです。



出典：環境省

#### 千葉県の子犬・子猫の殺処分数（平成23年度）

| 収容・処分施設 | 犬     | 猫     | 合計    |
|---------|-------|-------|-------|
| 千葉県     | 1,130 | 3,537 | 4,667 |
| 千葉市     | 23    | 124   | 147   |
| 船橋市     | 11    | 198   | 209   |
| 柏市      | 35    | 168   | 203   |
| 4か所計    | 1,199 | 4,027 | 5,226 |

の義務が明文化され、行政も引き取りを拒否できるようになりました。販売面での規制も強化され、生後間もない幼齢犬の販売やインターネット販売が禁止されました。

子犬や子猫を簡単に店頭で手に入れられる現状、衝動買いを煽るような販売システム、下調べも準備もできていないまま飼い始める飼い主、一つの命ではなく商品として粗製乱造される子犬や子猫、そしてブームを作るマスコミ、こういった全てが命を粗末にする現状をつくっているのです。

それを変える方策は大きく2つです。一つは法的規制、もう一つは飼い主の啓蒙です。

### 3. 動物愛護管理法改正

今年9月1日に改正動物愛護管理法が施行されました。主な改正ポイントは、ペットの終生飼養

この動物愛護管理法改正法案は議員立法であり、当時衆議院環境委員長をしていた生方幸夫代議士が議案提出者となりました。生方氏は、環境委員会で熱心にペット問題に取り組み、獣医師会、動物愛護活動団体、ペット業界などから幅広く意見を聞き法案にまとめていきました。私も各界の関係者を紹介していただき、生方氏が主催する動物愛護フォーラム開催などの活動に協力しました。その活動を通じ、市民に殺処分の実態やペット業界の問題などを広く知ってもらい、動物に関する規制の強化の必要性を理解してもらえたと思います。世論の盛り上がり規制強化につながったと考えています。

## 4. 市川市での取り組み

ペット行政は自治体によってその姿勢や取り組みに大きな差があります。市川市は次のような点で進んでいると私は評価しています。

- ① 市営ドッグランの設置
- ② 野良猫の去勢不妊手術助成制度の導入
- ③ 地域防災計画でペット同行避難を原則とし、避難所でペットの受入れを規定  
(東日本大震災でペット同伴OKの避難所を開設)
- ④ 市内の全公園で原則犬連れの利用OK
- ⑤ 糞の放置を禁じ罰則を設けたマナー条例の制定

私もペットに関する問題を一般質問で取り上げるなどして市の担当部局や保健所と共に解決に向け取り組んできましたが、そのいくつかの例を紹介します。

### ① 犬連れでの公園利用の問題改善

公園などで犬のリードを離して遊ばせている飼い主がいて子どもやお年寄りが危険を感じるという苦情が寄せられます。市と保健所によるパトロール、看板設置やポスター掲示、広報掲載などでマナー向上の啓発が必要です。同時に段差や植え込みを活用して、犬を遊ばせる人たちと犬が苦手な人たちが自然に分離するよう公園の構造を改造するよう取り組んでもらっています。公園への犬の連れ込みを原則禁止している自治体がありますが、公共の施設は市民が平等に利用する権利が保障されなければならないことから、安易に公園での犬連れ利用の禁止という措置を取るべきではないと考えます。

### ② 避難所でのペット受け入れ態勢整備

市川市は災害の際の避難時にペット同行を原則としています。これは飼い主のためだけではなく、置き去りにされたペットが人を襲ったり食べ物を探して荒らし回ったりする状況を防ぐ

意味もあります。しかし、実際に避難所でペットを受け入れる体制は整っておらず、災害発生時には混乱やトラブルが予想されます。市が主導してペット受入れマニュアルのモデルを作り、自治体での避難訓練でペット受入れを想定した訓練をすることなどを提言し取り組んでもらっています。

## 5. 日ごろの活動 (犬セミナーの定期的開催)

安易に子犬や子猫を飼い始めることでその後様々な問題に遭遇し手放すことになってしまうという流れに歯止めをかけたいとの考えから、私は犬を飼う前に考えてほしいことをお伝えするセミナーを年3～4回開いています。殺処分の現状や命を預かることの意味を理解してもらい、どうすれば幸せな犬との生活ができるのかを、時には犬の専門家を講師に招き学んでもらうというものです。セミナーを2年間やってきて難しさも感じています。少しずつ手応えを得ています。

## 6. まとめ

「国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方で判る。」これはインドのマハトマ・ガンジーの名言です。動物の命を大切にする社会は人にも優しい社会なのだと思います。殺処分をゼロにし、人とペットが円満に共生できる社会を実現するため、地道に取り組みを継続していきたいと思っています。



※1：ペットフード協会の平成23年度 全国犬・猫飼育実態調査

# 私たちの責務は 語り継いでいくこと

—東日本大震災体験職員等アンケートを実施—



銚子市役所職員労働組合  
大網 裕弥

東日本大震災からすでに2年半が過ぎようとしています。震災前は「そんな大きな地震は起こるはずがない」と都合よく考え、ましてや津波の発生など想像もしていませんでした。それが震災に遭遇した直後は、誰しものが「備えが大切」と考えたものの、時の経過とともに「当分あのような災害は起こらないだろう」に変化し、現在あれほどの大災害のことが人々の脳裏から薄れつつあります。

私たち銚子市職労は、あの日にあったこと、そしてそれ以降にあった出来事を決して忘れてはいけない、風化させてはいけないものと位置付け、自治研活動の一環として、あの時、市職員として様々な場所で見、聞いた貴重な体験を記録に残す作業に取り組むこととしました。

この取り組みを始めようとしたきっかけは、職員同士の「あの時はあんなにたいへんだったのに、みんなそのことを忘れはじめているんじゃないか」という何気ない会話からスタートしました。しかし、構想自体は早くから出来ていたものの、なかなか実行に移すことができず、実際に始まったのは構想開始から約9か月が過ぎた今春でした。実施にあたり、まず調査の基本は行政の内側からの視点としました。これは、今までも住民側からの調査などは数多く行われましたが、市職員として避難所、災害対策本部等防災の最前線で業務に携わった者の貴重な実体験についても将来に残すべきと考えたからです。

行政の側からの視点とした以上、調査は市職労の組合員のみではなく、市の職域の範囲にいる方すべてを対象とし、各職場の管理職、臨時職員をはじめ、消防職員、水道関係職員、教育職員にアンケート用紙を配布しました。また、今まで行政の側にいた経験による回答を期待し、市退職者会の会員にも依頼を行いました。調査を開始してからは回収率がとても危惧されましたが、現役の職員が78%、退職者から64%、全体では75%から回答があり、当初の予想をはるかに上回る反応に胸をなでおろすと同時に、あらためて震災に対する

関心の高さを認識させられました。

また、集約した中での特徴的なものとしては、まずデータ面で「災害に備えた準備をしているか」との質問に対し、約60%が「している」と回答しているものの、「震災直後はしていたが現在はしていない」が20%強もあり、時間の経過とともに問題意識が薄れつつあることが明らかとなりました。また、これと「していない」を合わせると、現時点では40%の方が災害への備えをしていないという結果となりました。

さらに、多くの方からいただいた体験談、意見の中では、まず大多数の方が地震、津波という自然による恐怖と人間の無力さを思い知らされたとし、ライフラインが確保されないことが不安を増幅させるということも多くの方から示されました。そのような状況下で一番大切な地域での助け合いやつながりが各所で見られ、地域住民をはじめ、消防団、教職員等の協力により、救援活動がスムーズに行われたとの回答がありました。しかし、その一方で防災計画が大きく混乱し、機能しなかったとの批判も多くの方からあり、併せて実態に即した避難訓練、情報伝達訓練の必要性についてもたくさんの意見が寄せられました。

また、救援活動等に従事するにあたっては、「夫婦二人とも公務員だが、小さな子どもや老親を残したまま、災害対策要員とされても対応できない。職務をとるべきか、家庭をとるべきか」、「自宅の状況もわからない中で、平常心で任務につけるか」、「大津波警報が出ている中、被害の危険性のある地域で従事する義務」など、職員としての義務についての意見も多くあり、これらは今後、対策を講じる中での検討課題としていかなければなりません。

また、「震災を経験し、幸せの価値観が変わった」というような意見も複数ありました。「蛇口をひねれば水が出る、スイッチを入れれば電気が点く、こんな当たり前のことに幸せを感じるようになった」ということから、私たちはこんな当たり前の生活が一瞬にして消えてしまわぬよう、日頃の備

えの大切さをあらためて訴えていきたいと考えています。

この調査は集計して、とりまとめ終了後、各職場、各関係団体等に報告集として配布する予定です。また報告集は千葉県地方自治研センターのホームページに掲載します。

しかし、大切なのはこの結果を私たち自治体職員が今後どのように活用していくかです。今回、多くの方からいただいた貴重な意見、教訓等を地域の防災計画等に活かすことが求められており、そのためには私たちも努力をしていかなければならないと考えています。

## ■ アンケート実施内容

1. 実施期間 退職者会 2013年4月22日～5月10日  
現役職員等 2013年5月29日～6月14日

2. 配布数

| 総数    | 市役所 | 水道 | 消防  | 退職者会 |
|-------|-----|----|-----|------|
| 1,015 | 595 | 50 | 120 | 250  |

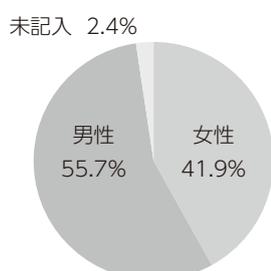
3. 回答数(回答率)

| 総数     | 市役所・水道・消防 | 退職者会   |
|--------|-----------|--------|
| 763    | 601       | 162    |
| 75.17% | 78.56%    | 64.80% |

### 4. 回答者の内訳

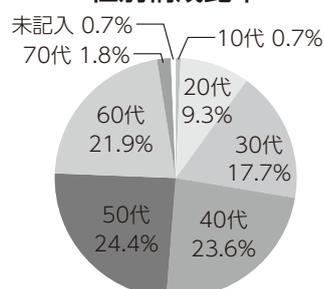
#### I 性別

#### 性別構成比率



#### II 年齢

#### 性別構成比率



### 5. アンケート項目

Q1 あなたは東日本大震災（以下「震災」とする）発生直後に何が思い浮かびましたか？（複数回答可）

Q2 あなたはどこで震災（14:46）に遭遇しましたか？

Q3 震災当日（勤務終了後）、どれぐらいで帰宅できましたか？

Q4 家族等の安否確認ができたのは、震災発生からどれくらいですか？

Q5 震災後、あなたは災害に備え、何か準備していますか？

Q6 あなたは震災発生後、何をしましたか？（複数回答）

Q6で1（職務として救援活動に従事）、2（地域や町内での救援活動に従事）と答えた方にお伺いします。

Q6-① 主にどこで従事しましたか？

Q6-② 救援活動に従事した際、良かったこと、悪かったことなど、思い出される出来事はどんなことですか？

Q7 東日本大震災を経験し、自分の周りで見たり聞いたりしたことで、将来に残すべきことはありますか？また、東日本大震災に対する感想や思いを自由に記入してください。

\* アンケート結果はホームページに掲載 <http://chiba-jichiken.net/>

# 新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

当センターの地方自治に関する新聞切り抜きファイルから、主な記事を抜粋して紹介します。

## □第15分冊 (2013年2月23日～5月28日)

### 「2013ちば知事選 県政の課題」1～4

(千葉日報2/23～26)

2月28日に告示される知事選を前に県政の課題を探る。

- 1 4月開通の圏央道 (2/23)
- 2 治安対策 (2/24)
- 3 高齢化対策 (2/25)
- 4 待ったなしの財政 (2/26)

### 「知事選告示 県政4年の評価 焦点」(朝日3/1)

千葉県知事選が28日告示された。千葉大名誉教授・三輪定宜(75)共産推薦とシェアハウス経営・佐藤雄介(31)、現職の俳優・森田健作(63)の3氏がいずれも無所属で立候補を届け、17日間の選挙戦に入った。

### 「給与減前提の交付税カット

#### 知事、政令市長8割が反対」(千葉日報3/5)

地方公務員の給与カットを前提に政府が2013年度の地方交付税削減を決めたことに、47都道府県知事と20政令指定都市市長の8割を超える56人が反対していることが、共同通信のアンケートで分かった。

### 「安倍政権、分権議論に着手

#### 道州制で野党と連携探る」(日経3/9)

政府は8日の閣議で、安倍晋三首相をトップとした全閣僚がメンバーの地方分権改革推進本部を設置した。…国家の統治機構を根本から変える道

州制は維新やみんなにとって党是ともいえる重要政策。自公政権は分権政策の新たな旗印に掲げ、野党との連携の軸にする考えだ。

### 「2月定例千葉市議会が閉会 ごみ有料化決まる」

(千葉日報3/16)

2月定例議会は15日、2013年度一般会計当初予算や、可燃ごみ、不燃ごみの収集手数料を定める市廃棄物適正処理再利用条例の一部改正案などの議案66件を可決し、閉会した。

### 「千葉県知事に森田氏再選 抜群の知名度で大差」

(朝日3/18)

17日に投開票された知事選は、現職の森田健作氏(63)が、共産党推薦の三輪定宜氏(75)ら新顔2人を大差で破り、再選を決めた。

### 「市川市に女性副市長」(読売3/23)

市川市議会は22日の定例会で、31日に任期満了となる遠峰正徳副市長(63)の後任に、佐藤尚美文化国際部長(58)を充てる追加議案を可決した。同市初の女性副市長となり、生え抜きの女性職員が副市長に就任するのは県内初。

### 「市民討議で『決める政治』」(日経4/1)

見ず知らずの市民同士が地域の課題を討議する。事前に学習して、自分の意見を述べ、行政への提言をまとめていく。裁判員制度のように、無作為抽出された市民が「社会の縮図」として少人数で議論する市民討議会。

### 「地域医療の拠点 上棟式 東金」(毎日4/3)

来年4月に開院予定の「東千葉メディカルセンター」の上棟式が2日、東金市丘山台の建設地で行われた。

### 「2040年 県人口535万人」(朝日4/9)

2040年の千葉県の人口は535万人。国立社会保障・人口問題研究所が将来の人口について推計をまとめた。県の総人口は621万人だった10年から14%も目減りする想定。65歳以上の高齢化率は40年に36.5%に達し、10年の21.5%から大幅に拡大する見通し。

### 「検証 熊谷市政」上・中・下(千葉日報4/10~12)

2009年6月の千葉市長選挙で、約17万票を得て優勝し政令市最年少市長となった熊谷俊人氏の4年間の市政運営を振り返る。

上：議会对応(4/10)

中：財政健全化(4/11)

下：ごみ問題(4/12)

### 「銚子市長に越川氏」(毎日4/22)

任期満了に伴う銚子市長選の投開票が21日行われ、前市議で新人の越川信一氏(51歳、無所属)が3度目の当選を目指す現職の野平匡邦氏(65歳、同)を破り初当選を果たした。

### 「河村・名古屋市長3選」(読売4/22)

名古屋市長選は21日投開票が行われ、無所属で地域政党・減税日本が推薦する現職の河村たかし氏が3選を果たした。

### 「国保運営、都道府県に」(朝日4/23)

消費増税に伴う社会保障の改革を話し合う政府の社会保障国民会議は22日、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移すことで大筋で一致した。高齢化による財政悪化や地域格差の広がりを改善するねらい。

### 「国保保険料 都道府県への運営移行で県内最大は成田2万円増」(千葉日報5/11)

厚生労働省は10日、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移した場合、離島や山間部の市町村で保険料負担が大幅に増えるとの試算をまとめ、社会保障審議会医療保険部会に示した。1人当たりの平均保険料が最大で年約3万9千円の値上げとなる。県内では成田市が最大約2万円の値上げ幅になる。

### 「公立図書館 改革の行方は」(日経5/20)

佐賀県武雄市が今春オープンした民間企業運営の図書館が注目を集めている。カフェや書店の併設などが話題を呼び、来館者は前年の5倍に急伸。思い切った民間委託は、財政難に苦しむ全国の公立図書館の改革モデルになるのか…。

### 「待機児童、千葉市は7割減」(日経5/21)

2013年4月1日時点の待機児童数がゼロになったと、横浜市が20日に発表したが、千葉県内でも千葉市の待機児童数が前年に比べて7割以上減少するなど対応が進んでいる。

### 「八千代市長に秋葉氏 前市政継続批判に支持」

(毎日5/27)

参院選千葉選挙区出馬のため豊田俊郎・前八千代市長が辞職したことに伴う同市長選が26日投開票され、無所属新人で前同市議の秋葉就一氏(44)が初当選した。

### 「千葉市長選『市民党』熊谷氏が再選」(毎日5/27)

任期満了に伴う千葉市長選は26日投開票され、無所属で現職の熊谷俊人氏(35)が再選を果たした。今回の選挙は市議会最大会派の自民党が対立候補擁立を断念し、事実上信任投票の色彩を帯びた展開となった。

## 「小平住民投票 賛否の二元論を超えて」

(朝日社説5/28)

投票率が50%以上でなければ成立せず、開票もされない。

そんなルールで行われた東京都小平市の住民投票は、ハードルを越えられずに終わった。

住民投票というツールで、いかに民意を丁寧に読み取るか。今後の他の自治体にとって多くの教訓が含まれている。

## □第16分冊 (2013年5月29日～8月29日)

### 「自治体、減災対策を加速」(日経5/29)

内閣府は28日、自治体や企業が取るべき対策を取りまとめた。千葉県では最悪の場合、震度5強の揺れと高さ11mの津波に襲われることが想定される。千葉県や県内市町村は被害を最小限に抑えるため、防災減災対策に力を入れる。

旭市：避難タワーを建設

館山市：ラジオ1800台配布

### 「給与削減 割れる自治体」(朝日6/1)

#### 交付税減らされる ムチで迫るの間違い

国が震災復興を理由に地方自治体に対し公務員給与の平均7.8%の引き下げを求めている問題で、浦安市と野田市は引き下げを拒否する方針であることが分かった。引き下げ予定は千葉県内では、県と4市町だけだ。未定の自治体を含め、職員からは「一方的な押しつけ」と反発の声が上がる。

### 「『論点』自治を測る新指標 住民の幸福度高める」

(読売6/5)

#### —東京都荒川区長 西川太一郎氏—

地方自治体の使命は、住民の幸福実現の向上である。それこそが自治体の存立意義と言ってもいいだろう。そこで私は……。

### 「県議会代表質問 答弁要旨」(千葉日報6/12)

#### ～職員給与の減額案 知事「苦渋の決断」～

自民党の渡辺芳邦議員は、県の職員給与を平均7.8%引き下げる条例案について尋ねた。

#### ～液化化再建支援 申請2割止まり～

民主党の矢崎堅太郎議員は、液化化対策を取り上げ、県の住宅再建支援制度の申請状況や住民負担の軽減策を尋ねた。

### 「県議会一般質問 答弁要旨」(千葉日報6/18)

#### ～名簿作成19市町村 災害時の要援護者～

民主党の堀江はつ議員は、災害時要援護者名簿の作成状況や情報の更新について質問した。

#### ～7月から地元説明 新流山橋先行整備～

自民党の武田正光議員は、江戸川にかかり東葛地域と埼玉県を結ぶ「仮称新流山橋」の現状を尋ねた。

### 「県議会一般質問 答弁要旨」(千葉日報6/19)

#### ～今年から用地取得 成東駅南口の道路～

自民党の松下浩明議員は、山武市の成東駅周辺で県が施工する都市計画道路「成東駅南口線」の整備状況を尋ねた。

#### ～県有資産の活用「行政改革の柱」～

民主党の岩井泰憲議員は、県所有施設や執務スペースの有効活用などに取り組む「公共ファシリティマネジメント」の必要性を質した。

### 「県職員給与 平均7.8%引き下げ」(毎日6/20)

千葉県議会6月定例会は18日職員給与を平均7.8%引き下げる条例案を賛成多数で可決した。削減期間は今年7月から来年3月までで、知事は20%、副知事は10%の減額

### 「17市町村給与削減へ」(読売6/20)

東日本大震災の復興財源を捻出するため、国が国家公務員と同様に地方公務員の給与削減を要請したことを受け、千葉県内の17市町村が給与引き

下げ方針を決めたことが県の調べで分かった。

### 「千葉市 職員給与を削減」(読売6/22)

千葉市は21日、市職員の給与を7月から来年3月末まで国家公務員に合わせて削減すると発表した。市は独自に最大8.1%の給与カットを既にしており、これに上乘せされるため、削減率は最大15.1%となる。

### 「船橋市長に松戸氏」(読売6/24)

船橋市長選は23日、投開票が行われ、無所属で前副市長の松戸徹氏(58)(自民、民主、公明推薦)が、いずれも無所属新人の5人を破り、初当選を果たした。

### 「地方公務員の給与 減額是非 住民と議論を」

(読売6/26)

政府が7月からの実施を要請している地方公務員の給与減額を巡って、自治体の対応が割れている。官の肥大化が許されないのは当然だが、今回はそれほど単純ではない。複雑な背景と制度の問題がある。

### 「自治体の連携 人口減少の備えを急げ」

(毎日社説7/16)

市町村のあり方を大きく変える可能性がある内容だ。

政府の第30次地方制度調査会が安倍晋三首相に答申を提出した。

人口規模の大きい中心的な都市に機能を集約させ周辺自治体との広域を進めると同時に、都道府県が町村の行政サービスを代行できる仕組みの制度化を促した。

### 「公務員改革 懲らしめる、ではなく」

(朝日社説7/21)

人々の暮らし向きが苦しくなると、官僚に注がれる視線は厳しくなりがちだ。けれども、そんな

風潮に便乗して政治家が官僚をたたき、喝采を浴びようとしたらどうなるか。

### 「巨大与党 かすむ分権」(日経7/23)

参院選で自民、公明の与党が圧勝し、安倍政権が再始動する。自民の公約などを見る限り、地方分権はかすみ、地域活性化策も国主導の側面が強まりそうだ。巨大与党のもとで地域はどうなるのだろうか。

### 「ハコモノ建設容認 八千代市長に反発」

(朝日7/31)

5月の市長選で初当選した八千代市の秋葉就一市長が、市議時代に批判していた大型施設の建設に次々とゴーサインを出している。

### 「市原市、50周年に暗雲 初の交付団体へ転落」

(千葉日報8/6)

市原市が本年度、市政施行以来初めて国から地方交付税を受ける交付団体に転落した。国内最大級の石油コンビナートの潤沢な税収に支えられた「優等生」になにがあったのか？

### 「道州制 分権の原点を忘れるな」(朝日社説8/26)

国のかたちや自治のあり方を大きく変える道州制の導入が、この秋以降の政治のテーマに浮上する可能性が出ている。

人口減少の中で地域の暮らしを守り、自治を発展させていくには、どうしたらいいか。議論を進めることには大きな意味がある。

### 「銚子市、17年度に破綻も 国管理になる可能性」

(朝日8/29)

銚子市は28日の市議会全員協議会で、2017年度に財政健全化法の財政再生団体に転落する可能性が高いことを明らかにした。

<次号へ>

## 今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。

下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

| 入 手 資 料                                      | 著 者  | 発 行 元          | 種 類 | 日 付       |
|--|------|----------------|-----|-----------|
| 自治総研4月号 義務付・枠付け緩和に関する取り組み状況について              |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2013.5. 7 |
| かながわ自治研月報4 2013年度政府予算と地方財政計画の特徴              |      | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2013.5. 7 |
| 月刊自治研5月号 「いじめ」とどう向き合うか                       |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2013.5. 8 |
| ぐんま自治研ニュース115号 「社会保障と税の一体改革の検証               |      | 群馬県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.5.13 |
| 非正規公務員という問題 問われる公共サービスのあり方                   | 上林陽治 | 岩波ブックレット       | 単行本 | 2013.5.15 |
| 自治権いばらき111 東日本大震災からの復旧・復興に向けた茨城県の行政課題、施策について |      | 茨城県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.5.20 |
| 信州自治研 5月号 諏訪圏工業メッセの取り組み                      |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.5.20 |
| 市政研究 13春号 自治の焦点2013                          |      | 大阪市政調査会        | 情報誌 | 2013.5.20 |
| とちぎ地方自治と住民VOL482 地域格差とセーフティネットを考える           |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.5.21 |
| 自治総研5月号 特別職の「常勤的非常勤職員」への退職手当の支給              |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2013.5.27 |
| 北海道自治研究532 民主党政権における社会保障改革の成果と評価             |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2013.5.29 |
| さいたま市地域包括支援センター聞き取り調査報告書                     |      | 埼玉県地方自治研究センター  | 報告書 | 2013.6. 5 |
| 月刊自治研6月号 安倍政権の半年点検                           |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2013.6.10 |
| 自治研ぎふ106号 多治見市の男女共同参画社会への取り組みと現状             |      | 岐阜県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.6.11 |
| 信州自治研 6月号 村まるごと6次産業化                         |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.6.14 |
| 自治総研6月号 公務員の政治的行為の制限                         |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2013.6.17 |
| とちぎ地方自治と住民VOL483 カナダの連邦制と地方自治Ⅳ               |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.6.17 |
| 自治研おかやまNO5 地方財政セミナーから                        |      | 自治研究センターおかやま   | 情報誌 | 2013.6.24 |
| 自治研静岡2013夏号 東海・東南海・南海地震と津波対策                 |      | 静岡地方自治研究センター   | 情報誌 | 2013.6.25 |
| 自治研かごしま6月 住民参加と行政参加のまちづくり                    |      | 鹿児島県地方自治研究所    | 情報誌 | 2013.6.26 |
| これからの地方分権と自治体職員力                             |      | 香川県地方自治研究センター  | 報告書 | 2013.6.28 |
| 災害復興支援活動研究会報告書                               |      | 三重県地方自治研究センター  | 報告書 | 2013.7. 1 |
| かながわ自治研月報6 戦時革新と戦後革新自治体の連続性をめぐって             |      | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2013.7. 3 |
| 自治研なら108 香芝市の財政に見るいくつかの課題                    |      | 奈良県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7. 3 |
| THE NEXT・SHIGA 湖南市における地域自然エネルギー活用の取り組みについて   |      | 滋賀地方自治研究センター   | 情報誌 | 2013.7. 8 |
| 月刊自治研7月号 いまなぜ憲法改正か                           |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2013.7. 8 |
| 新潟自治56 地域の拠り所は今 一問われる公共施設                    |      | 新潟県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7.10 |
| みやぎき研究所だより71 「平和憲法」が本当に危ない                   |      | 宮崎県地方自治問題研究所   | 情報誌 | 2013.7.10 |
| 地方自治ふくおか5月 人と人とのつながり                         |      | 福岡県地方自治研究所     | 情報誌 | 2013.7.10 |
| 北海道自治研究533 総合計画条例の制定と自律自治体への道                |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2013.7.10 |
| 信州自治研7月号「地域おこし協力隊」受け入れによる村づくり                |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7.16 |
| フォーラムおおさか133 現大阪市政の手法と「グレート・リセット」の行方         |      | 大阪地方自治研究センター   | 情報誌 | 2013.7.16 |
| とちぎ地方自治と住民VOL484 カナダの連邦制と地方自治Ⅴ               |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7.22 |
| ながさき自治研NO57 「今、ここにある危機、ハシズムとの闘い2013」         |      | 長崎県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7.22 |
| 自治研とやま7月 再生可能エネルギーである水力発電について                |      | 富山県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.7.22 |
| まちと暮らし研究 「東京都」を考える                           |      | 地域生活研究所        | 情報誌 | 2013.7.22 |
| 自治総研7月号 2012年度地方交付税算定結果の検証（上）                |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2013.7.29 |
| 北海道自治研究334 2013年生活保護改革の概要と問題点                |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2013.8. 1 |
| 相模原 第18号 「地方分権と特別自治市構想」                      |      | 相模原地方自治研究センター  | 報告書 | 2013.8. 5 |
| 相模原市における政令指定都市移行後の行財政分析                      |      | 相模原地方自治研究センター  | 報告書 | 2013.8. 5 |
| 月刊自治研8月号 世界の水をめぐる潮流と自治体                      |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2013.8. 9 |
| ぐんま自治研ニュース116号 貧困・格差社会の改革に求められること            |      | 群馬県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.8. 9 |
| 自治研山口No80 山口県における借り上げ型市営住宅の動向と及び課題と方向性について   |      | 山口県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.8. 9 |
| 市政研究 13夏号 大阪—もうひとつの先端                        |      | 大阪市政調査会        | 情報誌 | 2013.8.12 |
| 徳島自治100号記念特集号                                |      | 徳島地方自治研究所      | 情報誌 | 2013.8.12 |
| 自治研ふくい55 地域を盛り上げる「福井県連合青年団」                  |      | 福井県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.8.12 |
| 信州自治研8月号小川村の資源は、「長寿世界一」                      |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.8.12 |
| とうきょうの自治No89 子どもを大切に作る社会                     |      | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2013.8.12 |
| るびゅ・さあんとるNo13 公立病院経営の課題                      |      | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2013.8.12 |
| 地方自治関連立法動向                                   | 佐藤英善 | 地方自治総合研究所      | 報告書 | 2013.8.19 |
| とちぎ地方自治と住民VOL485 カナダの連邦制と地方自治Ⅵ               |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2013.8.19 |
| 財政の自治  | 飛田博史 | 自治総研ボックス       | 単行本 | 2013.8.21 |
| 自治総研8月号 民主党政権「地域主権」改革の評価と検証                  |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2013.8.30 |

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

# 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可を受けて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

## 基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

## 会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円)      賛助会員 1口(年額 3,000円)  
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円)      賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

## 特典

### 正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

### 賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

## ●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

|                  |                                    |      |                                |
|------------------|------------------------------------|------|--------------------------------|
| 会費の種別            | 個人会員・・・正会員・賛助会員<br>団体会員・・・正会員・賛助会員 | 加入口数 | ( )口                           |
| 個人<br>または<br>団体名 | ふりがな                               | ご住所  | 〒                              |
| 職場<br>(勤務先)      |                                    |      | 電話 ( )<br>ファックス ( )<br>メールアドレス |

## ■お問い合わせは

### 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館別館 3階(教職員福祉会館)

TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

## 編集後記

6月15日の当センター第5回定期総会で宮崎伸光理事長が就任しました。宮崎理事長による「数字で掴む自治体の姿」は連載10回目になりますが、今回は番外編その2として、県内各町村の財政健全化に係る指標について書いていただきました。

総会後に記念講演会を開催し、神奈川県地方自治研究センター理事長の上林得郎先生に「安倍政権と地方行財政改革の行方」と題して講演をしていただきました。今号に講演録を収録しましたが、上林先生には、現在の地方財政の基礎をなす地方財政計画と地方交付税のしくみから丁寧にお話しをしていただきました。また、安倍政権になって、一括交付金が廃止され補助金が復活するなど、分権化に逆行する動きが強まっていることへの危機感が示されるとともに、人口減少社会のもとで公共事業が拡大されることについて、経済成長がすべてを解決するという考え方はやめた方がいいと強調されました。

本年7月から申龍徹さんが当センターの主任研究員になりましたが、今号から申さんの連載「自治体政策形成のキーワード」が始まりました。銚子市職労の大網さんに東日本大震災の体験を風化させてはならない、として実施した職員等アンケートについて基本的な考えを書いていただきました。調査結果は集計中のため、今回は概要になりましたが、とりまとめ次第、報告集を作成することですので、楽しみに待ちたいと思います。

10月26日(土)14時から千葉県教育会館で当センターの定例講演会「公共サービスの改革とその担い手」を開催します。申龍徹さんが講師を務め、講演に続いて申さんと宮崎理事長の対談を行います。また、来年2月15日(土)に次回講演会の開催を予定しています。演題、講師等はおってお知らせいたします。

事務局長 宮原 一夫

### 自治研ちば VOL.12

2013年10月16日発行

発行 一般社団法人千葉県地方自治研究センター  
千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館別館3階  
TEL 043-225-0020 FAX 043-225-0021

編集 宮原一夫

印刷 ㈱メロウリンク企画

頒価 800円(送料別途)

# 自治研 ちば 既刊案内

バックナンバーの申し込みは  
当研究センターまで 一部500円

## 2010年3月 (創刊号)



- 発刊にあたって  
理事長 井下田 猛
- 政権交代と公共サービスの再考  
東大名誉教授 大森 彌
- 連載①  
数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 松戸市パワハラ訴訟の  
顛末と問題点  
弁護士 小川 寛
- 連載  
「房総の自治鉦脈」  
理事長 井下田 猛
- 茂原市夏の風物詩  
茂原市 鶴岡 輝光

## 2010年6月 (vol. 2)



- 巻頭言  
理事長 井下田 猛
- 検証！民主党政権による  
社会保障の行方  
淑徳大学准教授 結城 康博
- 千葉県一般会計  
当初予算について  
千葉県議 天野 行雄
- 千葉市の平成22年度  
予算について  
千葉県議 三瓶 輝枝
- 連載  
「房総の自治鉦脈」第2回  
理事長 井下田 猛
- 連載②  
数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 歴史的資源を  
活用したまちづくり  
香取市 吉田 博之
- 公共の担い手  
NPO法人  
子育て支援グループ  
ハミングちば

## 2010年10月 (vol. 3)



- 巻頭言  
副理事長 佐藤 晴邦
- 2010年度の地方財政  
計画と千葉県の財政状況  
自治総研 高木 健二
- 銚子市立病院  
1年8ヶ月ぶりに再開  
銚子市長 加瀬 康蔵
- 小さな自治体の継続に向けて  
酒々井町議 川島 邦彦
- 北総鉄道運賃値下げと  
地方自治  
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- 公共の担い手  
トータル介護サービスアイ  
代表 大塚美知雄
- 連載「房総の自治鉦脈」第3回  
理事長 井下田 猛
- 連載③ 数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 「東洋のドーバー」  
銚子市 平野 寛

## 2011年2月 (vol. 4)



- 巻頭言 研究員 網中 肇
- 第7回千葉県地方自治研究会  
「新しい公共」  
自治体でどう取り組みか  
法政大学法学部教授  
名和田是彦  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光  
白井市長 横山久雅子  
ワークスコープちば専務理事  
菊地 謙  
研究員 網中 肇
- 連載「房総の自治鉦脈」第4回  
理事長 井下田 猛
- 連載④ 数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 召しませ！白樺派のカレー  
我孫子市役所 嶋田 繁
- 公共の担い手  
特定非営利活動法人TRYWARP  
代表理事 虎岩 雅明
- 自治研センター事務局より～  
事務局長 高橋 秀雄
- 紹介・スクラップブック  
「千葉県地方自治関係記事」  
理事長 井下田 猛

## 2011年 6月 (vol. 5)



- 巻頭言 副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 今、地方議会に問われているもの  
自治研センター講演会より  
法政大学法学部教授 廣瀬 克哉
- 野田市長、巨大地震と公契約条例を語る  
2011年4月15日 野田市役所にて収録  
野田市長 根本 崇  
理事長 井下田 猛  
自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦
- 東日本大震災における  
自治体でどう取り組みか  
浦安市市長公室長 中山 高樹
- 連載：数字で掴む自治体の姿  
《番外編》数字で伝わる震災の記録  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 地震・津波・原発震災と緊急宣言私案  
理事長 井下田 猛
- 平成の大合併とコミュニティの多重化  
淑徳大学コミュニティ政策学部教授  
佐藤 俊一
- 連載「房総の自治鉦脈」第5回  
理事長 井下田 猛
- シリーズ 千葉の地域紹介  
発酵の里・健康笑顔のまちこうざき  
神崎町役場 浅野 憲治
- 公共の担い手  
地域コミュニティの再生に貢献  
特定非営利活動法人  
VAICコミュニティケア研究所
- 自治体の事業紹介  
千葉市の雇用推進事業  
元千葉県就労相談員 東出 健治
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏
- 読者の声 佐倉市 井原 慶一

## 2011年 10月 (vol. 6)



- 巻頭言  
理事 衆議院議員 若井やすひこ  
《特集・東日本大震災》
- 復興への地方財政の役割  
一災害救助をとおして自治体財政を見る一  
公益財団法人地方自治総合研究所研究員  
菅原 敬夫
- 東日本大震災における習志野市の  
被災と今後の取組み  
習志野市総務部生活安全室長  
角川 雅夫
- 香取市長、震災対策を語る  
2011年7月28日香取市役所にて収録  
香取市長 宇井 成一  
副理事長 佐藤 晴邦  
事務局長 高橋 秀雄
- 通信部日記  
東北の通信部で過ごした7年余  
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- 千葉県県政23年度補正予算から  
何を見るか？  
理事 千葉県議会議員 ぶじしる政夫
- 連載「房総の自治鉦脈」第6回  
理事長 井下田 猛
- 連載⑤：数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- ミクロネシア連邦と日本の交流  
NPOミクロネシア振興協会の活動  
NPOミクロネシア振興協会事務局長  
川崎 正和
- 若者に農業をやってみたいと思  
われる魅力ある農業を！  
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- 公共の担い手  
千葉市成年後見支援センターの  
取組みについて  
千葉市成年後見支援センター 所長  
榎岸 淳一
- シリーズ千葉の地域紹介  
市川市 ガーデニング・シティいちかわ
- 新聞の切り抜き記事から  
(2011年4月6日～6月22日)  
研究員 鶴岡 美宏

## 2012年 2月 (vol. 7)



- 巻頭言 副理事長 佐藤 晴邦
- 自治研センター講演会・パネル  
ディスカッション  
「入札改革」社会的価値の追究  
と公契約  
法政大学大学院政策創造研究科教授  
武藤 博己  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光  
市川市副市長 遠峰 正徳  
全建設連千葉県連合会執行委員長  
鈴木 紘  
理事 千葉県議会議員  
藤代 政夫
- 地方自治と原発行財政 一原発  
交付金と狭義の原簿マネーを中  
心として一 理事長 井下田 猛
- 脱原発へ… 小さな一歩でも！  
脱原発・市川市長の会 能登 甚五
- 液状化に強い街へ  
千葉県議会議員 (浦安市選挙区)  
矢崎 堅太郎
- 東日本大震災と地方自治体の危  
機管理  
東山市議会議員 水口 剛
- 連載「房総の自治鉦脈」第7回  
理事長 井下田 猛
- 連載⑥：数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 公共の担い手 生活保護受給者  
と社会的参加の場づくり  
ワークスコープちば専務理事  
菊地 謙
- シリーズ千葉の地域紹介  
鴨川市「自然と歴史を活かした  
観光・交流都市」をめざして
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏

## 2012年 6月 (vol. 8)



- 巻頭言  
理事 総武法律事務所 弁護士  
小川 寛
- 自治研センター講演会  
自然の法則・摂理を無視してい  
た巨大広域開発への警鐘  
～巨大地震が物語った液状化・流動化・  
地液現象と津波～  
茨城大学名誉教授 楢井 久  
(日本地質汚染審査機構・医療地質研究所)
- 千葉市長を迎え 対談：大都市  
問題 一大阪都構想・大都市制度一  
千葉市長 熊谷 俊人  
東京自治研センター 研究員  
佐藤 草平  
理事 千葉県議会議員 網中 肇
- 自治体当初予算検討の視点  
理事長 井下田 猛
- 連載「房総の自治鉦脈」第8回  
理事長 井下田 猛
- 大震災・福島第一原発事故から  
1年の被災地を歩く  
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- 公共の担い手 市民向け公開講座の運営と公共  
サービス民営化の受託  
NPO法人ふれあい塾あひびこ 副理事長  
多田 正志
- シリーズ千葉の地域紹介  
木更津市「ライジング木更津  
笑顔の数が増えてゆく」  
千葉県議会議員 (君津市選挙区)  
石井 宏子
- 佐倉市議会報告  
佐倉市議会議員 井原 慶一
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏

## 2012年 10月 (vol. 9)



- 巻頭言 理事 淑徳大学 准教授  
結城 康博
- 自治研センター第4回総会記念  
講演会  
大阪都構想の現状  
橋下市政の6ヶ月  
大阪市政調査会会長 澤井 勝  
(奈良女子大学名誉教授)
- 東庄町長を迎え  
対談：東庄町の現状と課題  
一町村の今後をどうしていくのか一  
東庄町長 岩田 利雄  
理事長 井下田 猛  
副理事長 佐藤 晴邦
- 県議会報告 千葉県の外郭団体  
における仕組み問題について  
理事 千葉県議会議員 網中 肇  
(千葉市中央区選出)
- 連載⑦：数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 連載「房総の自治鉦脈」第9回  
理事長 井下田 猛
- 公共の担い手 東京湾三番瀬保  
全運動に取り組む  
NPO法人ベイブランアソシエツ  
理事長 大野 一敬
- シリーズ千葉の地域紹介  
鎌ヶ谷市 世界につながる人と  
文化の交流拠点「鎌ヶ谷」
- 低線量放射線リスクはなぜ過小  
評価されるのか  
一国会事故調で明らかになったこと一  
高木学校 崎山比早子
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏

## 2013年 2月 (vol.10)



- 巻頭言 副理事長  
全国市町村職員共済組合連合会  
参与 佐藤 晴邦
- 第8回千葉県地方自治研究会講演  
第1部：講演「夕張の今と未来」  
新たな可能性を創造するまちへ  
夕張市長 鈴木 直道
- 第2部：対談  
夕張市長 鈴木直道 VS  
法政大学教授 宮崎伸光
- 東日本大震災後の東京電力の取り組み  
連合千葉 副事務局長(千葉県電力総連派役員)  
滝本 明良
- 連載「房総の自治鉦脈」第10回  
理事長 井下田 猛
- 連載⑧：数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 公共の担い手 松戸市清掃協業組合  
自治労松戸市清掃労働組合 執行委員長  
武田 智
- シリーズ千葉の地域紹介  
芝山町 活力ある 緑の大地と  
空がふれあうまち・芝山
- 市議会報告 市政改革の推進力と  
しての議会の役割について  
千葉県議会議員 布施 貴良
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏

## 2013年 6月 (vol.11)



- 巻頭言  
淑徳大学 コミュニティ政策学部 教授  
佐藤 俊一
- 連載「房総の自治鉦脈」第11回  
理事長 井下田 猛
- 自治研センター講演会  
非正規公務員という問題  
一問われる公共サービスのあり方一  
公益財団法人地方自治総合研究所  
研究員 (関東学院大学兼任講師)  
上林 陽治
- 千葉市における源頼朝の伝説と  
地域文化の創出に向けて  
一千葉の町・鎌倉の町一  
元千葉市立郷土博物館 館長  
丸井 敬司
- 東京電力福島第一原子力発電所  
事故と農産物被害  
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- 連載⑨：数字で掴む自治体の姿  
副理事長 法政大学法学部教授  
宮崎 伸光
- 公共の担い手 社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団  
銚子市社会福祉事業団職員労働組合  
副執行委員長 伊勢 和枝
- シリーズ千葉の地域紹介  
旭市 豊かな自然が作り上げる  
健康都市・旭
- 発行図書紹介  
「医療なくして子育てできず」  
理事 千葉県議員 網中 肇
- 市議会報告  
市議会議員一年生の奮闘記  
～約一年間の議会活動の報告と  
感じたことについて～  
会員 四街道市議 鈴木 陽介
- 新聞の切り抜き記事から  
研究員 鶴岡 美宏